

第9期 令和5年度 第2回

さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和5年11月28日(火)13時30分～15時30分
オンライン開催

○ 開 会

○ 議 題

1. 障害者総合支援計画について
2. 日中サービス支援型グループホームについて
3. 地域生活支援拠点等の登録について
4. 令和4年度障害者支援地域協議会活動報告について（継続）
5. その他（各専門部会の取組みについて）

○ 閉 会

第9期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿
【任期:令和5年4月3日～令和7年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	部会
1	福祉事業従事者	社会福祉法人さくら草 デイセンターさくら草・キッズさくら草 施設長	市川 知任	子ども
2	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	上松 智江	
3	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
4	学識経験者	筑波大学 人間系(障害科学域) 助教	大村 美保	虐待
5	市職員	見沼区役所 健康福祉部 支援課長	荻原 亮太	
6	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
7	市職員	保健衛生局保健所精神保健課 相談・支援第 2係長	金澤 典子	精神
8	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健衛生局 保健部 副理事	黒田 安計	精神
9	市職員	福祉局 障害福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	小泉 秀幸	虐待
10	福祉事業従事者	社会福祉法人鴻沼福祉会 理事 つばさ共同作業所 所長	酒井 依子	
11	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	相談
12	福祉事業従事者	障害者生活支援センター連絡会議 会長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	精神

さいたま市

障害者総合支援計画

2024～2026（令和6～8年度）素案

素案中に掲載している施策や個別の事業等については、今後の社会状況の変化や予算の状況等を踏まえ一部変更を行う場合があります。

さいたま市

目次

第1章	総論	1
1	計画の概要	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 計画の期間	4
	(4) 計画策定の視点	4
	(5) 障害者施策の推進体制	6
2	前期計画の進捗状況	7
	(1) 各施策の進捗状況	7
	(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況	10
3	障害者（児）をめぐる状況	16
	(1) 障害者手帳所持者数等の推移	16
	(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況	19
	(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見	37
4	計画の基本的枠組	40
	(1) 基本方針	40
	(2) 基本目標	40
	(3) 計画の体系	41
	(4) 実施事業	42
第2章	各論	49
基本目標1	障害者の権利の擁護の推進	49
	基本施策(1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進	50
	基本施策(2) 障害を理由とする差別の解消	53
	基本施策(3) 障害者への虐待の防止	54
	基本施策(4) 成年後見制度の利用の支援	56
基本目標2	質の高い地域生活の実現	57
	基本施策(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援	58
	基本施策(2) 障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援	62
	基本施策(3) 障害者の居住場所の確保	68
	基本施策(4) 相談支援体制の充実	70
	基本施策(5) 人材の確保・育成	73
基本目標3	自立と社会参加の仕組みづくり	77
	基本施策(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	78
	基本施策(2) 障害者の就労支援	81

基本施策（３）アクセシビリティに配慮した空間の整備	84
基本施策（４）外出や移動の支援	86
基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進	87
基本目標４ 障害者の危機対策	89
基本施策（１）防災対策の推進	90
基本施策（２）防犯等の対策	93

第３章 第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画 95

1 成果目標	95
(1) 施設入所者の地域生活への移行	95
(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	96
(3) 地域生活支援の充実	98
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	99
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	101
(6) 相談支援体制の充実・強化等	102
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	103
2 訪問系サービスの見込量と確保のための方策	105
(1) 訪問系サービスの見込量	105
(2) 訪問系サービスの確保方策	106
3 日中活動系サービスの見込量と確保のための方策	108
(1) 日中活動系サービスの見込量	108
(2) 日中活動系サービスの確保方策	111
4 居住系サービスの見込量と確保のための方策	112
(1) 居住系サービスの見込量	112
(2) 居住系サービスの確保方策	113
5 相談支援サービスの見込量と確保のための方策	114
(1) 相談支援サービスの見込量	114
(2) 相談支援サービスの確保方策	114
6 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	115
(1) 障害児通所支援等の見込量	115
(2) 障害児通所支援等の確保方策	117
7 発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策	118
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催	118
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援	118
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言	118
(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	118
(5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	118
(6) ペアレントメンターの人数	119

(7) ピアサポート活動への参加人数	119
8 精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策	120
(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	120
(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援	120
9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策 ..	121
(1) 基幹相談支援センターの設置	121
(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	121
(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域の サービス基盤の開発・改善	121
10 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する 見込量と確保のための方策	123
.....	
(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有	123
(3) 指導監査結果の関係自治体との共有	123
11 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	124
(1) 理解促進研修・啓発事業	124
(2) 自発的活動支援事業	124
(3) 相談支援事業	124
(4) 成年後見制度利用支援事業	124
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	124
(6) 意思疎通支援事業	125
(7) 日常生活用具給付等事業	125
(8) 移動支援事業	125
(9) 地域活動支援センター機能強化事業	125
(10) 専門性の高い相談支援事業	125
(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	126
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	126
(13) 広域的な支援事業	126
(14) 任意事業	126

※本計画における担当所管は、令和6年度組織改正案を基に事業実施を予定している担当所管の名称を記載しています。



総論

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約」を署名しました。そして、その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討が進められ、平成23年の「障害者基本法」改正において、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行しました。

その後、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

令和4年8月には、条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

さいたま市では、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んでいます。

加えて、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画2021～2023」の見直しを行い、令和6年度からの新たな計画を策定することとします。

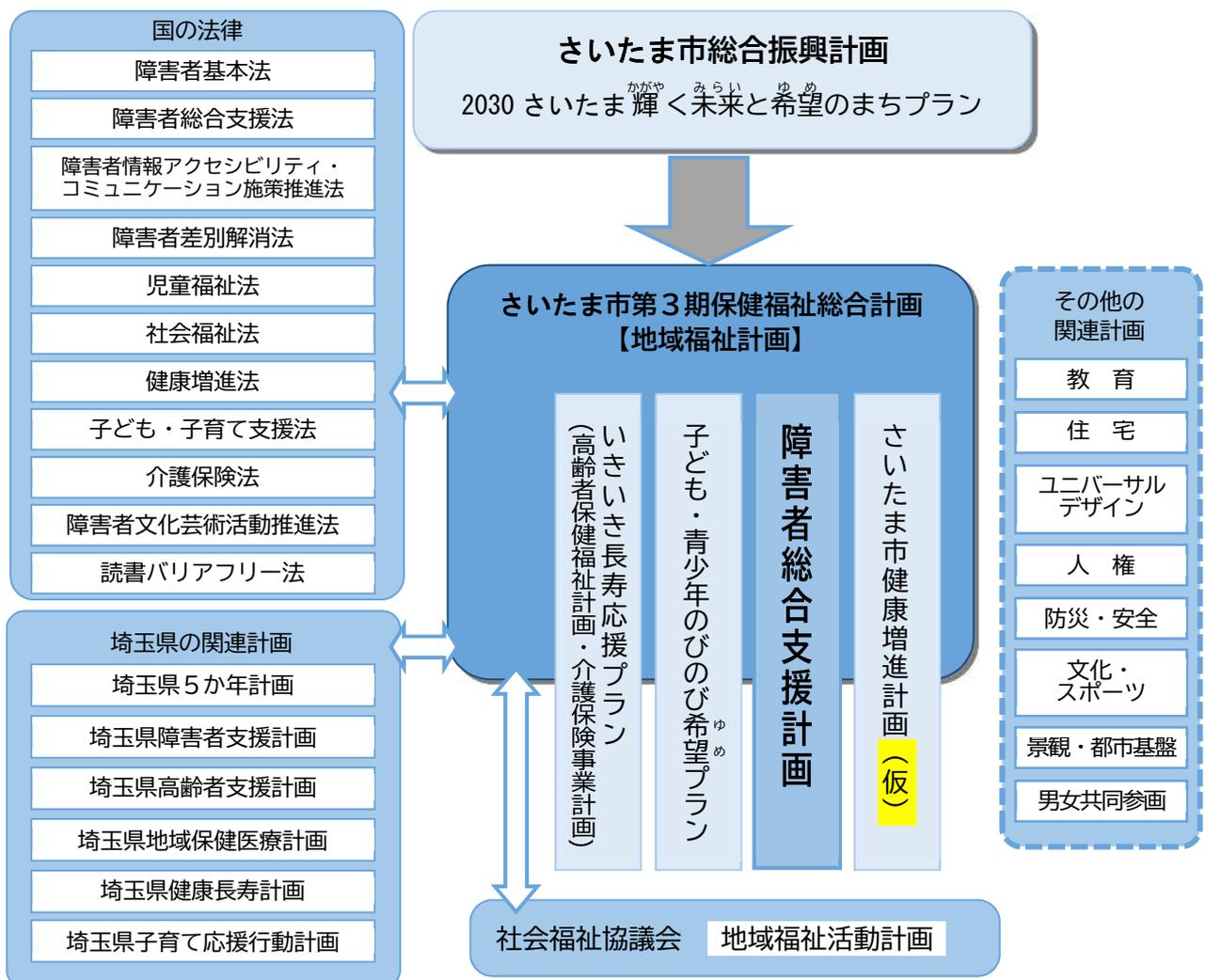
(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

加えて、令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。

図 計画の位置づけ



■ 「障害者総合支援計画」における4つの位置づけ

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

④ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（計画の策定等）

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

(3) 計画の期間

本計画における計画期間は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

和 暦		平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
さいたま市障害者総合支援計画	障害者基本計画	第4次			第5次			第5次		
	障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		
	障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。

(4) 計画策定の視点

この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。

視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。

このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。

視点2 障害者の権利を守ります

障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。

また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。

そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。

障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。

このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。

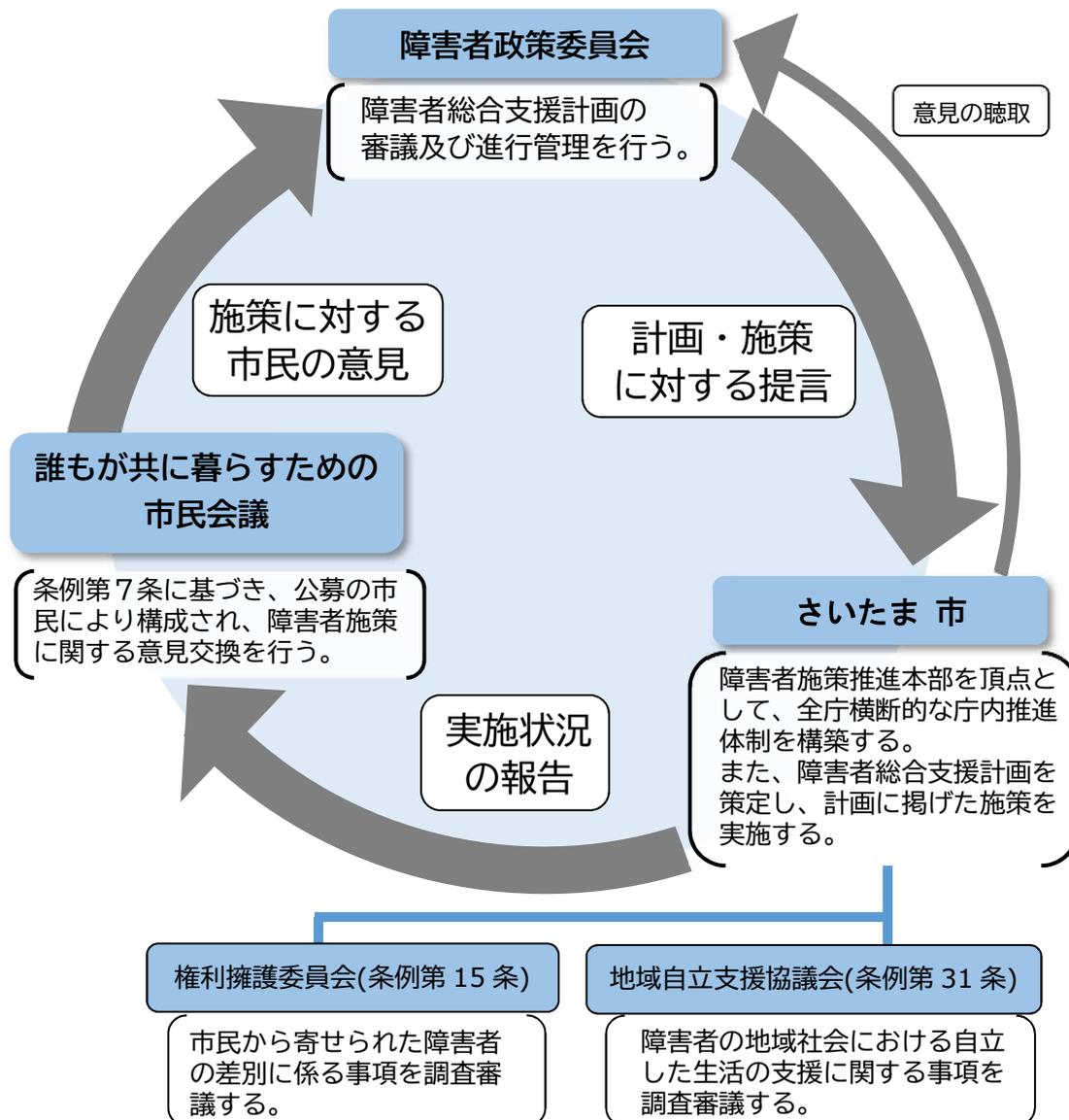
(5) 障害者施策の推進体制

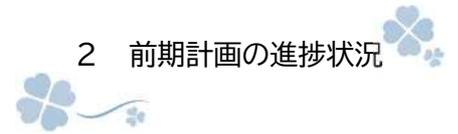
障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

PDCAサイクルとは…

事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。





2 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の進捗状況

前期計画（さいたま市障害者総合支援計画（令和3～令和5年度））では、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針の下、4つの基本目標を設定し、94の関連事業を着実に進めてきました。

また、各事業には「成果指標」を設定し、その達成状況を毎年度評価していくこととしています。

計画の94の関連事業の令和4年度までの達成度について評価したところ、「目標を上回って達成」と「目標をおおむね達成」を合わせた「目標を達成」した事業は83事業（88.3%）となり、おおむね順調に施策の展開が図られています。以下に、前期計画の基本目標・基本施策の令和3年度、令和4年度の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

障害者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションカップや「障害者週間」市民のつどい等、市のノーマライゼーション条例の理念に関する普及啓発活動を図ったほか、障害者福祉施策の実施状況や課題について話し合う場として市民会議を実施しました。

より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうため、障害者や障害についての講演会などの機会を一層充実するとともに、今後はマスメディアやSNSも活用しながら、ノーマライゼーションの理念の更なる普及啓発活動を行う必要があります。

障害に関する差別解消への取り組みとしては、障害者の権利擁護に関する委員会における検討を中心に、障害当事者や家族、障害福祉サービス事業所等から収集した事例をまとめ、「障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」を作成しました。また、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に基礎的な研修を実施したところ、研修後のアンケートでは、全ての方から内容を理解できたとの回答を得ました。市職員向けにも、さいたま市職員対応要領を基礎資料とした研修を行い、啓発を図りました。

今後も引き続き、研修会や講演会等での普及啓発を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供をより一層推進していく必要があります。

基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の安定と充実を図ってきました。

また、市の様々な機関が相互に連携し、精神障害者を対象とした救急医療体制整備や地域移行支援のほか、発達障害者（児）及びその家族等に対する支援の充実等、地域生活の支援を行っています。

多様化するニーズに適切に対応し、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるとともに、その家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組をより一層推進していく必要があります。

居住場所の確保については、グループホームの整備への補助金や賃貸住宅への入居支援、居宅改善の補助等を行ってきました。

障害者本人やその家族からの身近な相談機関として、障害者生活支援センターを中心に、障害者支援地域協議会の設置や、5か所目の基幹相談支援センターの整備、関係機関との連携による情報提供など、総合的な取り組みを推進してきました。

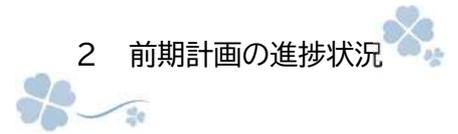
人材確保については、障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野の人材の確保や育成を支援しました。地域の関係機関におけるネットワークづくりや障害福祉事業所等に従事する職員に対し、障害に対する理解や専門知識の向上を図るなどの人材の育成や支援に、より一層取り組むことが必要です。

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者等の派遣やアクセシビリティに配慮した情報提供を行うなど、障害特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行っています。

就労支援については、障害者総合支援センターを拠点として、企業と連携した障害者の就労の促進や、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターの派遣等、障害者雇用への理解促進や就労者への支援を行っています。

引き続き、就労支援を行う関係機関との連携の下、障害者雇用への理解促進や就労機会の拡大に努めるとともに、各障害特性に合わせた就労支援を行う必要があります。



基本目標4 障害者の危機対策

障害者や高齢者等の要配慮者支援を含めた防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害者が必要な支援を受けられることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備等を行っています。今後は、防災への備えについての周知啓発も求められます。

引き続き、地域生活における安全・安心を確保する観点から、緊急時の対策を強化する必要があります。

(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況

前期計画では、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画として、国の基本指針に基づき、数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めました。実績は以下のとおりとなっています（参考として平成30年度以降の実績を掲載）。

① 数値目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

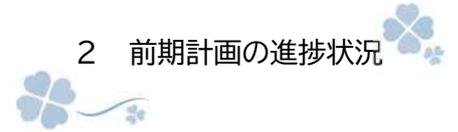
令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%（46人）を地域生活へ移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%削減（削減後に747人）することを目標値としました。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
地域生活移行者数	10人	24人	24人	12人	3人	46人
施設入所者数	733人	760人	748人	736人	725人	747人

入所施設から地域生活に移行するためには、地域生活に定着するための様々な支援が必要となります。特に、地域生活を営む受け皿となるグループホームなどの住まいの場の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、各区障害者生活支援センターを中心とした相談機能を強化するとともに、障害福祉サービスの利用のみならず、就労支援を含めた幅広い支援の提供をより一層推進していく必要があります。



イ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、国指針を踏まえて各年度6月末時点（患者数の集計が6月末を基準とするため）の長期入院者数（65歳以上、65歳未満）の減少を図り取り組んでいます。

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する実績値

項目	平成30年 6月末時点 実績値	令和3年 6月末時点 実績値	令和4年 6月末時点 実績値	令和5年 6月末時点 実績値
精神病床における 1年以上 長期入院患者数 (65歳以上)	402人※	408人※	245人※	—
精神病床における 1年以上 長期入院患者数 (65歳未満)	346人※	341人※	250人※	—

※国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に算出

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに一つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとなっていました。

さいたま市では、平成29年度から、地域自立支援協議会の場を活用して、地域の課題やニーズについて検討するとともに、本市の社会資源や制度を活用した地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行っています。

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
地域生活支援拠点等の運用状況について、検証・検討	年1回	年1回	年1回

参考【国における地域生活支援拠点等の必要な機能】

①	相談
②	緊急時の受け入れ・対応
③	体験の機会・場
④	専門的人材の確保・脅威
⑤	地域の体制づくり

エ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、「令和5年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数」を令和元年度実績値の1.27倍以上増加(363人)、「令和5年度末時点の就労移行支援事業利用者数」を令和元年度実績値の1.30倍以上増加(255人)、「令和5年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合」を全体の7割以上とすることを目標としました。

令和4年度の実績は、一般就労移行者数は396人、就労移行支援事業利用者数は234人、就労定着率が8割以上の就労移行支援事業所は8割8分となっています。

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
一般就労移行者数	262人	396人	363人
一般就労移行者数 (就労移行支援)	211人	234人	255人
一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	34人	60人	57人
一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	17人	44人	51人
就労定着支援事業 の利用割合	3割4分	4割4分	7割
就労定着支援事 業の就労定着率	8割7分	8割8分	7割

オ 障害児支援の提供体制の整備等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置をすることとしています。

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値と実績値

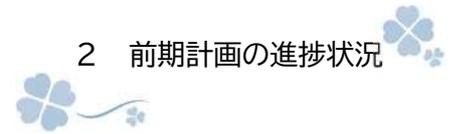
項目	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
児童発達支援センターの設置数	1か所増	0か所増	0か所増	設置済	設置済	設置済
保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所増	3か所増	6か所増	設置済	設置済	設置済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所増	1か所増	0か所増	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	(検討)	(検討)	15人	配置 (8区)	配置 (9区)	配置

カ 相談支援体制の充実・強化等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。

表 相談支援体制の充実・強化等に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
基幹相談支援センターの設置	4か所目の 整備	5か所目の 整備	6か所目の 整備



キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等は多様化しており、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこととしております。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標値と実績値

項目	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値
サービスの質の向上 を図るための体制	検討	検討	検討

3 障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

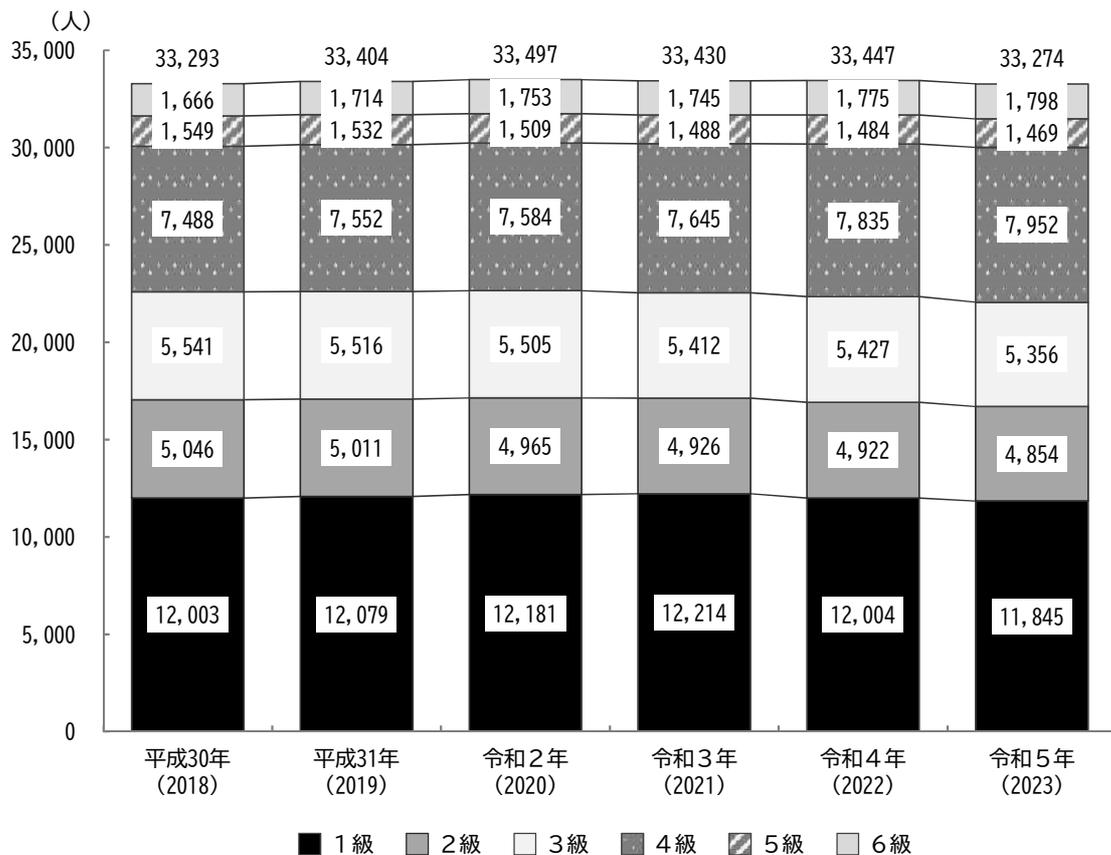
障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和5年は33,274人となっています。等級別の構成割合は1級が35.6%、2級が14.6%で、合わせると50.2%と半数を占めています。

グラフ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



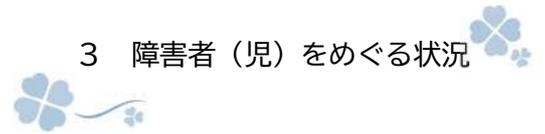


表 障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

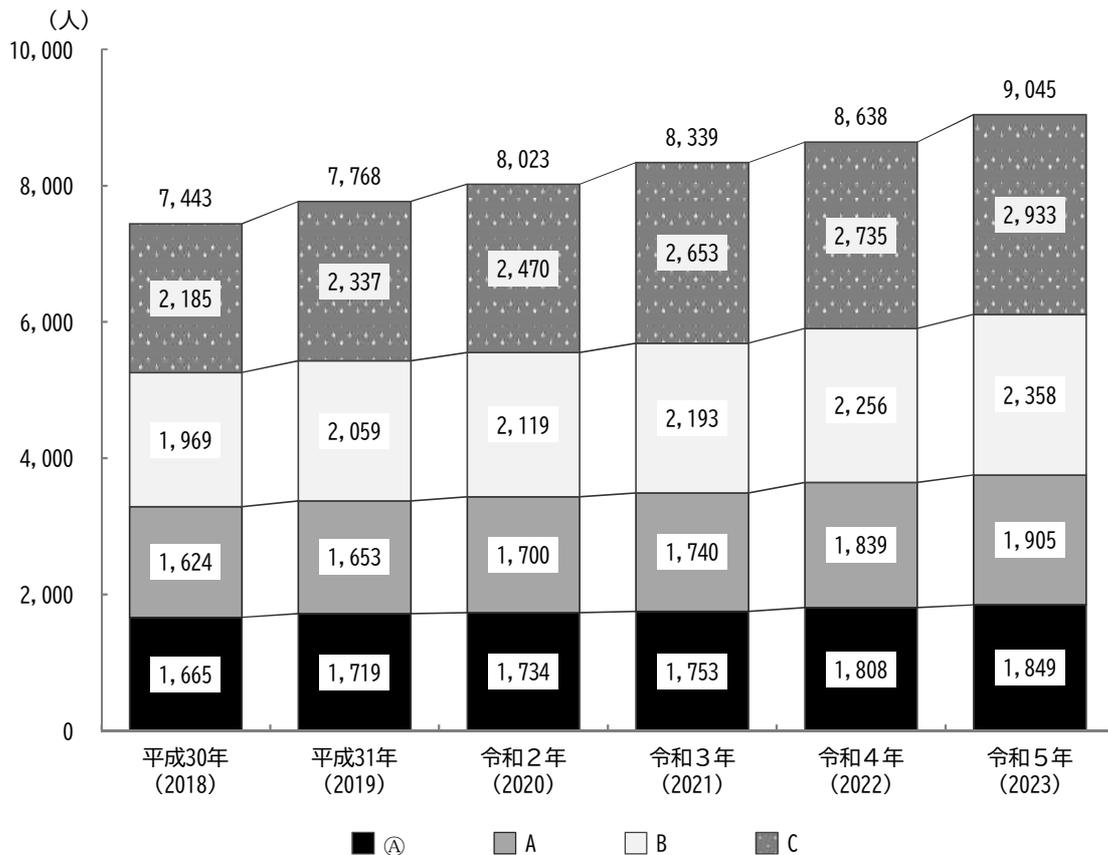
単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	2,232	2,238	2,253	2,244	2,285	2,321
聴覚・平衡機能障害	2,713	2,764	2,835	2,906	2,959	3,063
音声・言語・そしゃく機能障害	534	537	553	554	551	529
肢体不自由	17,417	17,106	16,823	16,489	16,124	15,816
内部障害	10,390	10,654	10,955	11,295	11,552	11,754
合計	33,286	33,293	33,404	33,497	33,430	33,447

② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和5年は9,045人で、平成30年の7,443人から1,602人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが32.4%で、平成30年の29.4%から3.0ポイント増加しています。

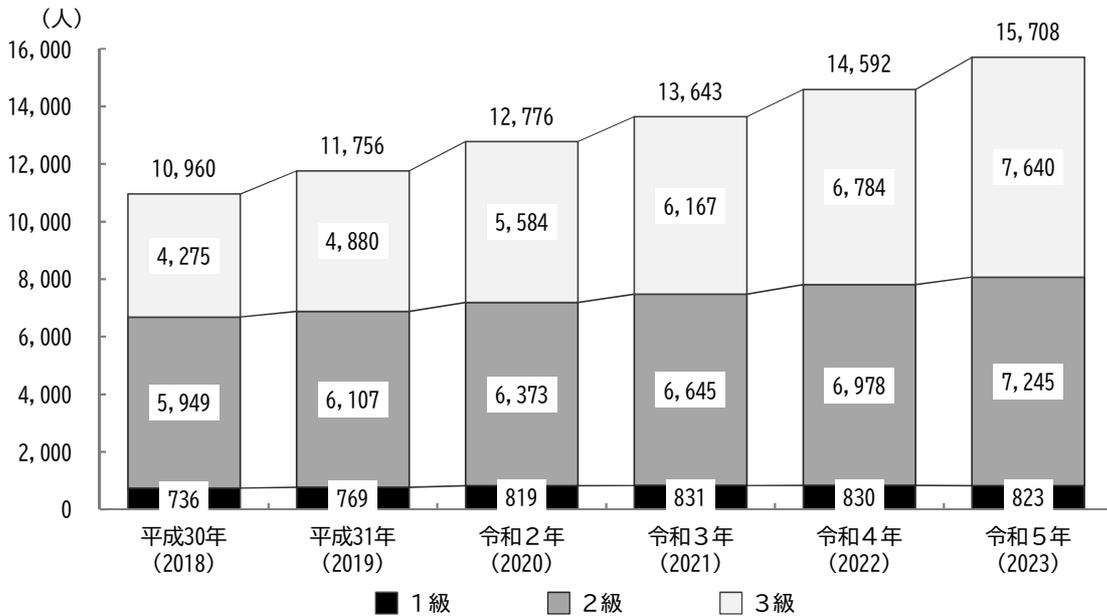
グラフ 等級別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和5年は15,708人で、平成30年の10,960人から4,748人増加しています。等級別の構成割合は3級が48.6%で、平成30年の39.0%から9.6ポイント増加しています。

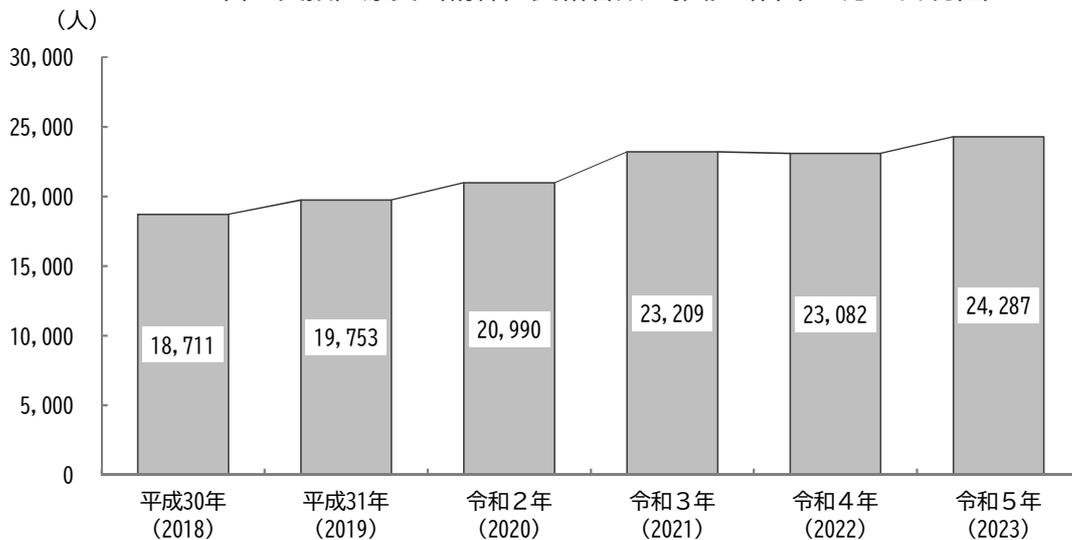
グラフ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

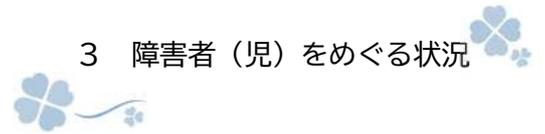


④ 自立支援医療費（精神）受給者数の推移

自立支援医療費（精神）受給者数は増加傾向にあり、令和5年は24,287人となっています。

グラフ 自立支援医療費（精神）受給者数の推移（各年4月1日現在）





(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

<アンケート実施状況>

保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として令和4年10月3日～10月31日にアンケート調査を実施しました。

対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神科病院入院患者、発達障害者、難病患者、小児慢性患者及び障害福祉関係事業所で総発送数は6,500件です。

この調査の回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

調査対象者	配付数	有効回答数	回収率
身体障害者	2,576 件	1,340 件	52.0%
知的障害者	665 件	271 件	40.8%
精神障害者	1,124 件	445 件	39.6%
自立支援医療利用者	884 件	274 件	31.0%
精神科病院入院患者	100 件	50 件	50.0%
発達障害者	200 件	65 件	32.5%
難病患者	652 件	375 件	57.5%
小児慢性患者	99 件	54 件	54.5%
障害福祉事業所	200 件	130 件	65.0%
合計	6,500 件	3,004 件	46.2%

※回答率は、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。

<回答者の年齢>

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多く、65歳以上の方が全体の7割を超えています。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、17歳以下の方が全体の3割を超えています。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、入院されている方も多くおり、18～64歳の方が全体の約7割となっています。

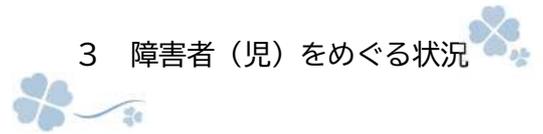
自立支援医療利用者は、精神障害の治療や症状に起因して生じた病態に対して、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の障害（てんかんを含む）を有する方を対象としており、18～64歳の方が全体の約7割となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40歳以上の方が8割を超えています。

表 回答者の年齢

単位：人

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	自立支援医療利用者	精神科病院入院患者	発達障害者	難病患者	小児慢性患者
有効回答数	1,340	263	445	274	50	73	375	54
17歳以下	24	88	12	11	0	19	1	50
18～39歳	46	111	97	68	4	35	32	2
40～64歳	250	50	233	137	31	16	130	0
65歳以上	975	7	52	45	13	2	192	0
無回答	45	7	51	13	2	1	20	2

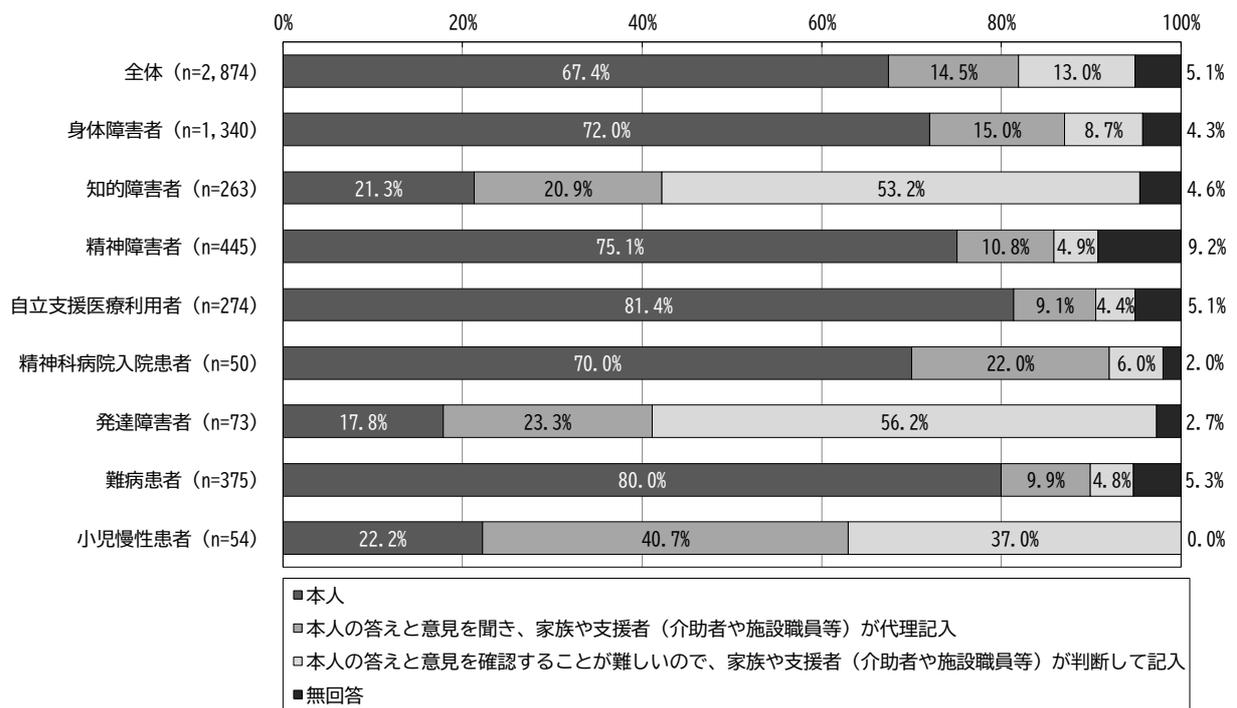


<調査票の記入者>

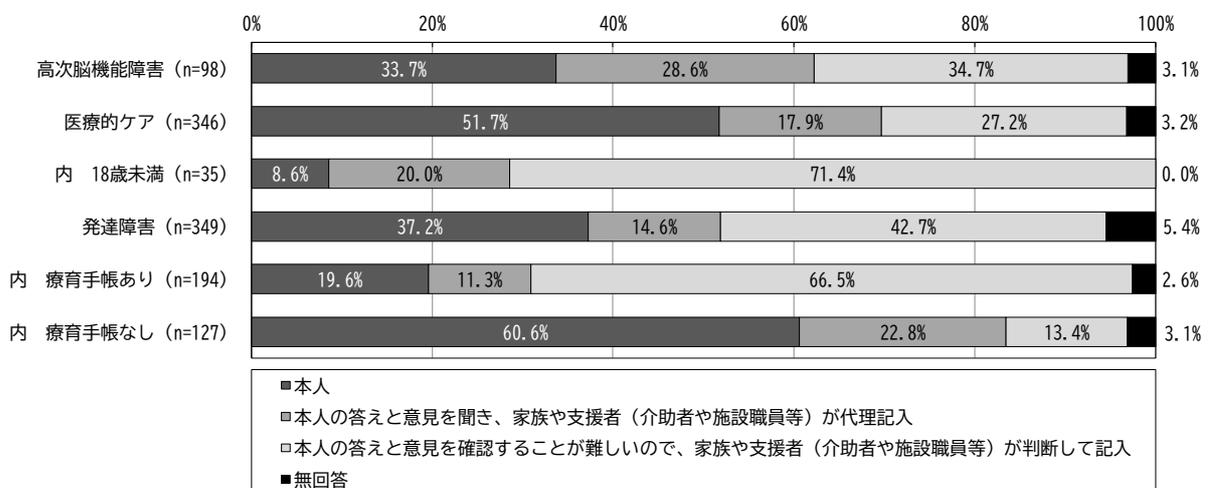
アンケート調査票の記入者は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、精神病院入院患者、難病患者では、「本人」が最も高くなっています。知的障害者、発達障害者では、「家族や支援者による代理記入」、若しくは「家族や支援者が判断して記入」しているケースが全体の7割以上と高くなっています。

障害別にみると、医療的ケアと発達障害（療育手帳なし）で「本人」が最も高くなっています。

グラフ 調査票の記入者 調査対象別



グラフ 調査票の記入者 各種障害別

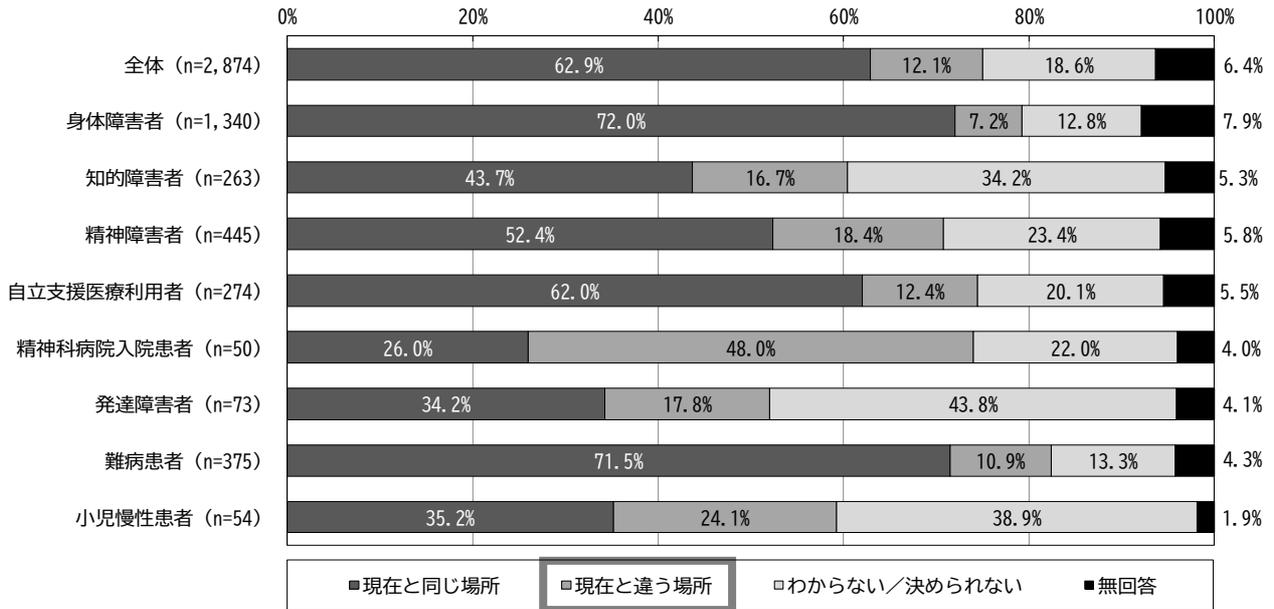


① 今後暮らしたい場所について

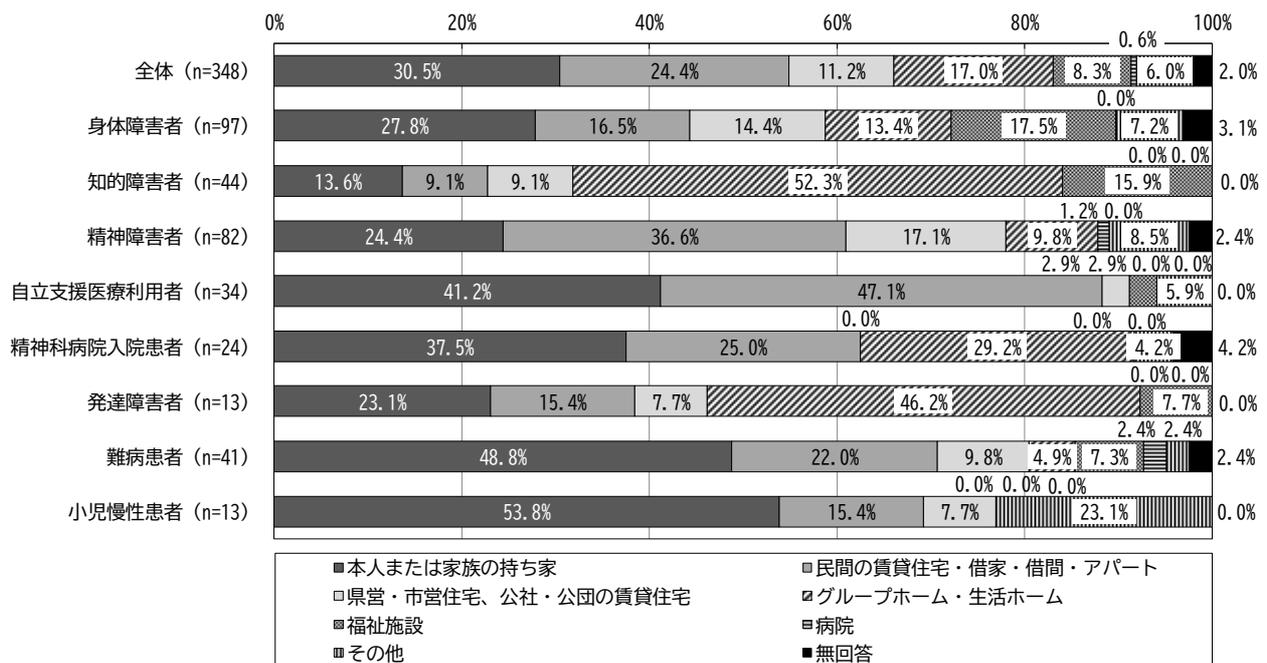
身体障害者と難病患者では「現在と同じ場所」が最も高く、7割を超えています。一方で、精神科病院入院患者、小児慢性患者は「現在と違う場所」が比較的高くなっています。また、知的障害や精神科病院入院患者、発達障害者は、グループホームを希望する割合が高くなっています。

関連事業：2301 グループホームの整備の促進（68ページ）

グラフ 今後暮らしたい場所 調査対象別



グラフ 現在と違う場所で暮らしたい人が希望する場所



② 日常生活の状況について

主な介助者（ケアラー）・支援者については、全体では「介助は受けていない」が最も高くなっていますが、身体障害者は「夫または妻」が、知的障害者、発達障害者、小児慢性患者は「父または母」と、いずれも家族の割合が高くなっています。各種障害別にみると、「父または母」は医療的ケア（18歳未満）で9割を超え、発達障害（療育手帳あり）で8割を超えています。

関連事業：2104 医療的ケア児保育支援センター運営事業（59ページ）

2214 在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業（65ページ）

2215 日中一時支援事業における夕方支援の実施（66ページ）

表 主な介助者（ケアラー）・支援者（2つまでの複数回答）

■ 調査対象別クロス表

（上段：度数 下段：割合）

	父または母	夫または妻	子どもやその配偶者	その他の親族	各種ヘルパー	病院施設・職員の職員	その他	介助は受けていない	無回答	回答者数
全体	593 20.6%	725 25.2%	392 13.6%	113 3.9%	173 6.0%	253 8.8%	48 1.7%	798 27.8%	194 6.8%	2,874
身体障害者	104 7.8%	481 35.9%	288 21.5%	40 3.0%	97 7.2%	100 7.5%	14 1.0%	340 25.4%	76 5.7%	1,340
知的障害者	213 78.6%	4 1.5%	2 0.7%	21 7.7%	13 4.8%	28 10.3%	4 1.5%	18 6.6%	12 4.4%	271
精神障害者	114 25.6%	65 14.6%	26 5.8%	19 4.3%	36 8.1%	43 9.7%	15 3.4%	145 32.6%	55 12.4%	445
自立支援医療利用者	48 17.5%	47 17.2%	11 4.0%	7 2.6%	3 1.1%	15 5.5%	5 1.8%	138 50.4%	21 7.7%	274
精神科病院入院患者	7 14.0%	3 6.0%	2 4.0%	9 18.0%	2 4.0%	30 60.0%	2 4.0%	5 10.0%	0 0.0%	50
発達障害者	50 76.9%	1 1.5%	2 3.1%	5 7.7%	0 0.0%	16 24.6%	0 0.0%	2 3.1%	1 1.5%	65
難病患者	9 2.4%	124 33.1%	61 16.3%	10 2.7%	22 5.9%	19 5.1%	8 2.1%	146 38.9%	27 7.2%	375
小児慢性患者	48 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	4 7.4%	2 3.7%	54

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	27 27.6%	27 27.6%	13 13.3%	6 6.1%	8 8.2%	25 25.5%	1 1.0%	9 9.2%	5 5.1%	98
医療的ケア	70 20.2%	116 33.5%	48 13.9%	7 2.0%	38 11.0%	64 18.5%	3 0.9%	45 13.0%	24 6.9%	346
内 18歳未満	32 91.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.7%	2 5.7%	2 5.7%	1 2.9%	0 0.0%	2 5.7%	35
発達障害	236 67.6%	13 3.7%	6 1.7%	21 6.0%	11 3.2%	39 11.2%	7 2.0%	61 17.5%	17 4.9%	349
内 療育手帳あり	163 84.0%	2 1.0%	2 1.0%	16 8.2%	6 3.1%	31 16.0%	3 1.5%	9 4.6%	6 3.1%	194
内 療育手帳なし	61 48.0%	9 7.1%	3 2.4%	4 3.1%	3 2.4%	6 4.7%	4 3.1%	45 35.4%	7 5.5%	127

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目（以降同様）

主な介助者（ケアラー）・支援者の年齢は、全体では「70代」が最も多くなっています。

各種障害別にみると、医療的ケアは全体では「60～70代」が高くなっていますが、18歳未満では「30～40代」が8割を超えています。発達障害は「40代～50代」が多くなっています。

表 主な介助者（ケアラー）・支援者の年令

■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	回答者数	非該当
全体	8 0.5%	39 2.3%	40 2.4%	103 6.2%	220 13.2%	299 18.0%	294 17.7%	362 21.8%	166 10.0%	327 19.7%	1,661	1,213
身体障害者	4 0.5%	18 2.2%	11 1.3%	36 4.4%	88 10.7%	123 14.9%	142 17.2%	225 27.3%	106 12.9%	162 19.7%	824	516
知的障害者	1 0.4%	9 4.0%	7 3.1%	23 10.3%	56 25.0%	53 23.7%	40 17.9%	22 9.8%	7 3.1%	44 19.6%	224	47
精神障害者	1 0.5%	5 2.4%	6 2.9%	11 5.3%	22 10.7%	38 18.4%	38 18.4%	45 21.8%	20 9.7%	42 20.4%	206	239
自立支援医療利用者	1 1.0%	3 2.9%	4 3.8%	6 5.8%	13 12.5%	26 25.0%	12 11.5%	19 18.3%	12 11.5%	18 17.3%	104	170
精神科病院入院患者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%	3 16.7%	8 44.4%	2 11.1%	2 11.1%	2 11.1%	18	32
発達障害者	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	4 7.3%	7 12.7%	13 23.6%	16 29.1%	7 12.7%	2 3.6%	9 16.4%	55	10
難病患者	0 0.0%	3 1.6%	11 6.0%	12 6.6%	12 6.6%	35 19.2%	36 19.8%	42 23.1%	17 9.3%	38 20.9%	182	193
小児慢性患者	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	10 20.8%	20 41.7%	8 16.7%	2 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	12 25.0%	48	6

■ 各種障害別クロス表

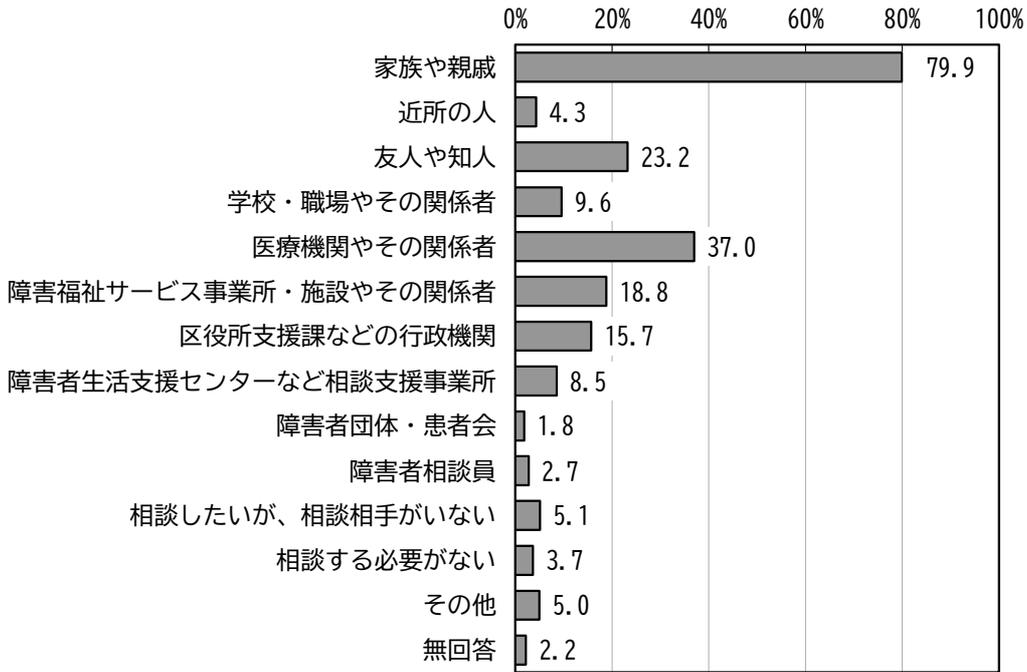
高次脳機能障害	0 0.0%	3 4.6%	0 0.0%	3 4.6%	4 6.2%	16 24.6%	14 21.5%	15 23.1%	8 12.3%	13 20.0%	65	33
医療的ケア	2 0.9%	4 1.8%	1 0.4%	24 10.6%	28 12.4%	33 14.6%	36 15.9%	53 23.5%	26 11.5%	42 18.6%	226	120
内 18歳未満	2 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	16 50.0%	10 31.3%	3 9.4%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 15.6%	32	3
発達障害	1 0.4%	7 2.8%	2 0.8%	24 9.5%	59 23.3%	68 26.9%	45 17.8%	26 10.3%	8 3.2%	47 18.6%	253	96
内 療育手帳あり	1 0.6%	6 3.6%	2 1.2%	18 10.7%	42 25.0%	44 26.2%	33 19.6%	15 8.9%	4 2.4%	30 17.9%	168	26
内 療育手帳なし	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	6 8.6%	13 18.6%	19 27.1%	9 12.9%	8 11.4%	2 2.9%	15 21.4%	70	57

③ 相談相手について

相談する相手については、「家族や親戚」が79.9%と最も多く、次いで「医療機関やその関係者」が37.0%、「友人や知人」が23.2%となっています。家族や親戚の割合が高く、家族への負荷がかかっていると思われます。

関連事業：2216 障害者生活支援センター職員向けにケアラー研修の実施（66ページ）

グラフ 相談する相手 全体



■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	その関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がない	相談する必要がない	その他	無回答	回答者数
全体	2,296 79.9%	124 4.3%	667 23.2%	275 9.6%	1,062 37.0%	541 18.8%	451 15.7%	245 8.5%	52 1.8%	79 2.7%	147 5.1%	105 3.7%	143 5.0%	64 2.2%	2,874	
身体障害者	1,093 81.6%	78 5.8%	274 20.4%	59 4.4%	418 31.2%	215 16.0%	212 15.8%	74 5.5%	17 1.3%	26 1.9%	56 4.2%	61 4.6%	59 4.4%	36 2.7%	1,340	
知的障害者	225 83.0%	3 1.1%	45 16.6%	83 30.6%	68 25.1%	126 46.5%	41 15.1%	57 21.0%	9 3.3%	14 5.2%	8 3.0%	3 1.1%	7 2.6%	4 1.5%	271	
精神障害者	311 69.9%	12 2.7%	115 25.8%	40 9.0%	215 48.3%	108 24.3%	93 20.9%	73 16.4%	10 2.2%	18 4.0%	47 10.6%	9 2.0%	35 7.9%	10 2.2%	445	
自立支援医療利用者	216 78.8%	11 4.0%	92 33.6%	40 14.6%	124 45.3%	20 7.3%	35 12.8%	9 3.3%	0 0.0%	3 1.1%	19 6.9%	11 4.0%	10 3.6%	5 1.8%	274	
精神科病院入院患者	27 54.0%	2 4.0%	12 24.0%	1 2.0%	37 74.0%	9 18.0%	8 16.0%	10 20.0%	1 2.0%	5 10.0%	3 6.0%	4 8.0%	5 10.0%	0 0.0%	50	
発達障害者	54 83.1%	1 1.5%	12 18.5%	18 27.7%	24 36.9%	26 40.0%	10 15.4%	10 15.4%	8 12.3%	7 10.8%	3 4.6%	0 0.0%	9 13.8%	3 4.6%	65	
難病患者	323 86.1%	17 4.5%	101 26.9%	20 5.3%	149 39.7%	30 8.0%	45 12.0%	10 2.7%	4 1.1%	5 1.3%	11 2.9%	17 4.5%	14 3.7%	4 1.1%	375	
小児慢性患者	47 87.0%	0 0.0%	16 29.6%	14 25.9%	27 50.0%	7 13.0%	7 13.0%	2 3.7%	3 5.6%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	4 7.4%	2 3.7%	54	

各種障害別、障害部位別、年齢別にみても、いずれも「家族や親戚」が約7割と最も多くなっています。

■ 各種障害別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がいない	相談する必要がある	その他	無回答	回答者数
高次脳機能障害	74	1	12	3	30	40	19	8	2	3	6	1	7	2	98
	75.5%	1.0%	12.2%	3.1%	30.6%	40.8%	19.4%	8.2%	2.0%	3.1%	6.1%	1.0%	7.1%	2.0%	
医療的ケア	273	16	64	26	179	90	83	36	10	12	17	5	29	3	346
	78.9%	4.6%	18.5%	7.5%	51.7%	26.0%	24.0%	10.4%	2.9%	3.5%	4.9%	1.4%	8.4%	0.9%	
内 18歳未満	24	0	8	11	23	10	12	6	1	1	0	0	5	2	35
	68.6%	0.0%	22.9%	31.4%	65.7%	28.6%	34.3%	17.1%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	14.3%	5.7%	
発達障害	267	5	82	100	130	135	63	62	19	20	22	4	25	5	349
	76.5%	1.4%	23.5%	28.7%	37.2%	38.7%	18.1%	17.8%	5.4%	5.7%	6.3%	1.1%	7.2%	1.4%	
内 療育手帳あり	155	2	31	64	59	101	38	42	9	13	9	1	9	4	194
	79.9%	1.0%	16.0%	33.0%	30.4%	52.1%	19.6%	21.6%	4.6%	6.7%	4.6%	0.5%	4.6%	2.1%	
内 療育手帳なし	92	2	42	34	59	26	19	14	9	6	11	2	15	0	127
	72.4%	1.6%	33.1%	26.8%	46.5%	20.5%	15.0%	11.0%	7.1%	4.7%	8.7%	1.6%	11.8%	0.0%	

■ 障害部位別クロス表 (身体障害・重複あり)

(上段：度数 下段：割合)

	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がいない	相談する必要がある	その他	無回答	回答者数
目が不自由 (視覚障害)	105	10	30	9	35	23	27	12	2	3	8	3	10	5	127
	82.7%	7.9%	23.6%	7.1%	27.6%	18.1%	21.3%	9.4%	1.6%	2.4%	6.3%	2.4%	7.9%	3.9%	
耳が不自由 (聴覚・平衡機能障害)	121	13	34	11	36	21	28	11	4	3	7	7	6	6	144
	84.0%	9.0%	23.6%	7.6%	25.0%	14.6%	19.4%	7.6%	2.8%	2.1%	4.9%	4.9%	4.2%	4.2%	
言葉が不自由 (言語障害など)	70	2	9	4	25	36	18	12	2	4	3	0	8	1	83
	84.3%	2.4%	10.8%	4.8%	30.1%	43.4%	21.7%	14.5%	2.4%	4.8%	3.6%	0.0%	9.6%	1.2%	
全身性障害 (肢体不自由)	85	1	18	12	50	62	34	20	4	4	7	5	15	1	124
	68.5%	0.8%	14.5%	9.7%	40.3%	50.0%	27.4%	16.1%	3.2%	3.2%	5.6%	4.0%	12.1%	0.8%	
半身まひ (肢体不自由)	85	1	12	3	27	47	14	10	2	4	4	3	7	0	107
	79.4%	0.9%	11.2%	2.8%	25.2%	43.9%	13.1%	9.3%	1.9%	3.7%	3.7%	2.8%	6.5%	0.0%	
上肢障害 (肢体不自由)	120	6	33	15	54	33	31	16	3	4	5	7	12	3	152
	78.9%	3.9%	21.7%	9.9%	35.5%	21.7%	20.4%	10.5%	2.0%	2.6%	3.3%	4.6%	7.9%	2.0%	
下肢障害 (肢体不自由)	360	23	93	20	136	85	63	31	4	9	22	19	19	6	427
	84.3%	5.4%	21.8%	4.7%	31.9%	19.9%	14.8%	7.3%	0.9%	2.1%	5.2%	4.4%	4.4%	1.4%	
心臓やじん臓、呼吸器など (内部障害)	434	34	108	31	225	59	95	27	12	10	28	21	14	10	516
	84.1%	6.6%	20.9%	6.0%	43.6%	11.4%	18.4%	5.2%	2.3%	1.9%	5.4%	4.1%	2.7%	1.9%	

■ 年齢別クロス表 (全体は年齢無回答含む)

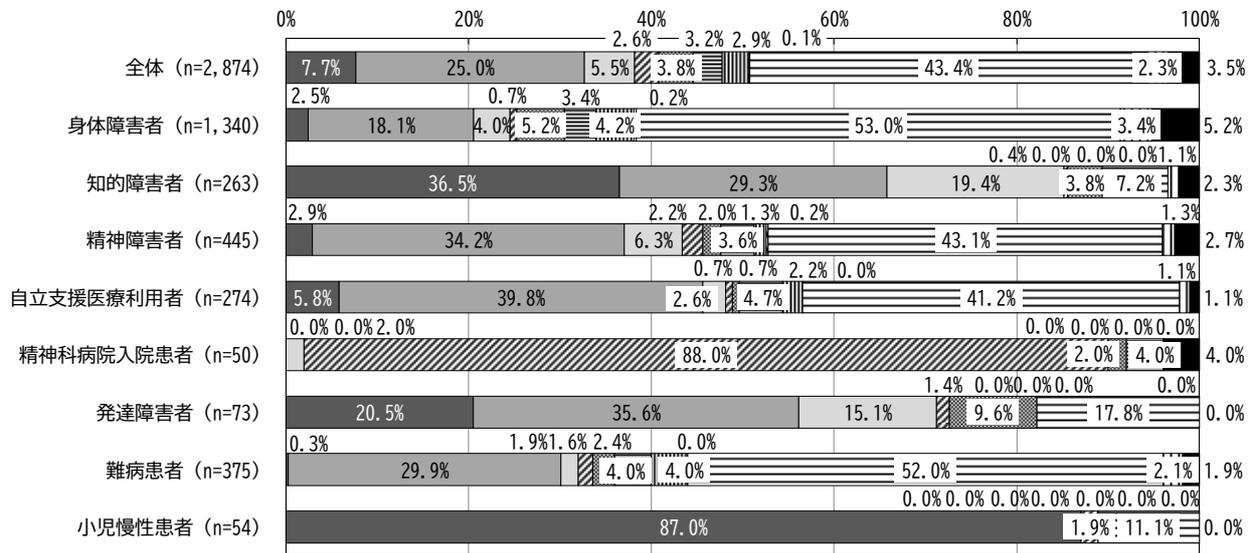
	家族や親戚	近所の人	友人や知人	学校・職場やその関係者	医療機関やその関係者	障害福祉サービス事業所・施設やその関係者	区役所支援課などの行政機関	障害者生活支援センターなど相談支援事業所	障害者団体・患者会	障害者相談員	相談したいが、相談相手がいない	相談する必要がある	その他	無回答	回答者数
全体	2,296	124	667	275	1,062	541	451	245	52	79	147	105	143	64	2,874
	79.9%	4.3%	23.2%	9.6%	37.0%	18.8%	15.7%	8.5%	1.8%	2.7%	5.1%	3.7%	5.0%	2.2%	
17歳以下	179	5	52	85	79	72	27	24	9	8	3	1	13	4	205
	87.3%	2.4%	25.4%	41.5%	38.5%	35.1%	13.2%	11.7%	4.4%	3.9%	1.5%	0.5%	6.3%	2.0%	
18～39歳	333	5	120	91	169	112	61	75	12	19	24	12	23	3	395
	84.3%	1.3%	30.4%	23.0%	42.8%	28.4%	15.4%	19.0%	3.0%	4.8%	6.1%	3.0%	5.8%	0.8%	
40～64歳	626	24	221	81	339	130	146	85	17	25	65	29	45	12	847
	73.9%	2.8%	26.1%	9.6%	40.0%	15.3%	17.2%	10.0%	2.0%	3.0%	7.7%	3.4%	5.3%	1.4%	
65歳以上	1,059	83	243	11	428	197	194	48	12	22	47	58	53	32	1,286
	82.3%	6.5%	18.9%	0.9%	33.3%	15.3%	15.1%	3.7%	0.9%	1.7%	3.7%	4.5%	4.1%	2.5%	

④ 日中の活動の場について

全体では、「主に自宅にいる」が最も多く、次いで「働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）」、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている」などとなっています。「主に自宅にいる」は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、難病患者で割合が高くなっています。特に精神障害者と自立支援医療利用者は、高齢者が多いということではありませんが、自宅にいる割合が高くなっています。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（64ページ）

グラフ 日中の過ごし方 調査対象別



- 保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている
- 働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）
- 障害福祉サービス事業所等に生活介護や自立訓練のために通所している
- 病院に入院している
- 入所している施設で過ごしている
- 病院・診療所等のデイケアなどに通っている
- 趣味活動（習い事・スポーツ活動・創作的な活動等）をする場所に通っている
- 同じ障害を持つ仲間と集まっている（自助グループに参加している）
- 主に自宅にいる
- その他
- 無回答

調査対象別にみると、知的障害者と小児慢性患者は、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている」が最も高くなっています。

各種障害別にみると、医療的ケア（18歳未満）と発達障害（療育手帳あり）は、「保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている」が最も高くなっています。医療的ケアは、18歳未満でみると「主に自宅」の割合が2割となっています。

表 日中の過ごし方 調査対象別

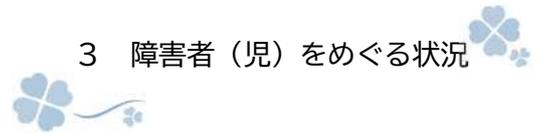
■ 調査対象別クロス表

(上段：度数 下段：割合)

	保育園・幼稚園・障害児通園施設・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・サポート校・大学・専門学校・高等技術専門学校（職業訓練校）に通っている	働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）	障害福祉サービス事業所等に生活介護や自立訓練のために通所している	病院に入院している	入所している施設で過ごしている	病院・診療所等のデイケアなどに通っている	趣味活動（習い事・スポーツ活動・創作をする場所に通っている）	同じ障害を持つ仲間と集まっている（自助グループに参加している）	主に自宅にいる	その他	無回答	合計
全体	221 7.7%	719 25.0%	158 5.5%	75 2.6%	108 3.8%	92 3.2%	83 2.9%	4 0.1%	1,248 43.4%	66 2.3%	100 3.5%	2,874 100.0%
身体障害者	33 2.5%	243 18.1%	53 4.0%	10 0.7%	70 5.2%	46 3.4%	56 4.2%	3 0.2%	710 53.0%	46 3.4%	70 5.2%	1,340 100.0%
知的障害者	99 36.5%	80 29.5%	51 18.8%	1 0.4%	10 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 7.7%	3 1.1%	6 2.2%	271 100.0%
精神障害者	13 2.9%	152 34.2%	28 6.3%	10 2.2%	9 2.0%	16 3.6%	6 1.3%	1 0.2%	192 43.1%	6 1.3%	12 2.7%	445 100.0%
自立支援医療利用者	16 5.8%	109 39.8%	7 2.6%	2 0.7%	2 0.7%	13 4.7%	6 2.2%	0 0.0%	113 41.2%	3 1.1%	3 1.1%	274 100.0%
精神科病院入院患者	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	44 88.0%	1 2.0%	2 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.0%	50 100.0%
発達障害者	12 18.5%	23 35.4%	11 16.9%	1 1.5%	7 10.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 16.9%	0 0.0%	0 0.0%	65 100.0%
難病患者	1 0.3%	112 29.9%	7 1.9%	6 1.6%	9 2.4%	15 4.0%	15 4.0%	0 0.0%	195 52.0%	8 2.1%	7 1.9%	375 100.0%
小児慢性患者	47 87.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	54 100.0%

■ 各種障害別クロス表

高次脳機能障害	5 5.1%	13 13.3%	14 14.3%	6 6.1%	15 15.3%	4 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	32 32.7%	2 2.0%	7 7.1%	98 100.0%
医療的ケア	32 9.2%	44 12.7%	20 5.8%	17 4.9%	28 8.1%	21 6.1%	8 2.3%	0 0.0%	150 43.4%	12 3.5%	14 4.0%	346 100.0%
内 18歳未満	25 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 20.0%	1 2.9%	1 2.9%	35 100.0%
発達障害	110 31.5%	113 32.4%	43 12.3%	2 0.6%	14 4.0%	3 0.9%	4 1.1%	0 0.0%	55 15.8%	2 0.6%	3 0.9%	349 100.0%
内 療育手帳あり	75 38.7%	56 28.9%	37 19.1%	0 0.0%	11 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 6.2%	1 0.5%	2 1.0%	194 100.0%
内 療育手帳なし	31 24.4%	47 37.0%	5 3.9%	2 1.6%	1 0.8%	3 2.4%	1 0.8%	0 0.0%	36 28.3%	1 0.8%	0 0.0%	127 100.0%



幼稚園、保育園、学校に望むことについては、「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」が54.3%と最も多く、次いで「障害特性の理解と支援」が52.5%、「相談体制を充実してほしい」が37.6%となっています。

調査対象別や各種障害別にみると、精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害で「障害特性の理解と支援」が最も多く、周知・啓発が求められています。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（50ページ）

2104 医療的ケア児保育支援センター運営事業（59ページ）

グラフ 幼稚園、保育園、学校に望むこと（複数回答）

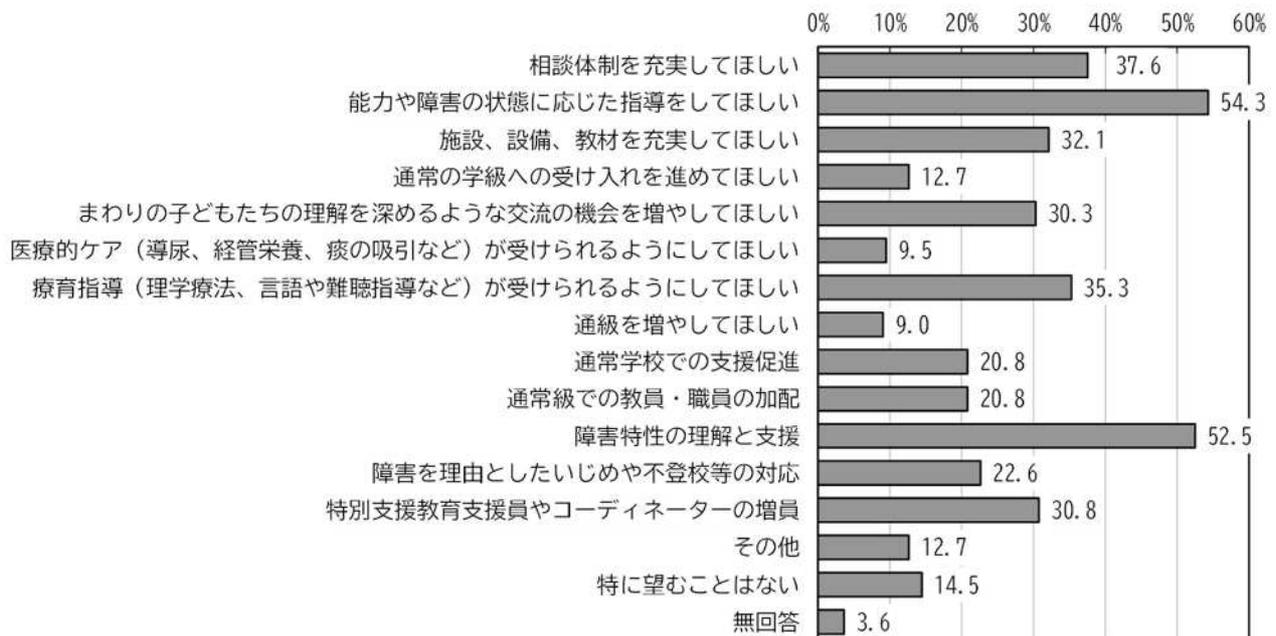
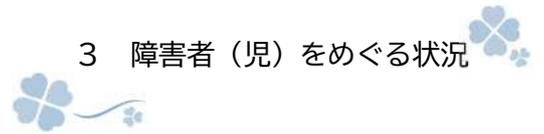


表 幼稚園、保育園、学校に望むこと 調査対象別・各種障害別

■ 調査対象別クロス表		(上段：度数 下段：割合)																	
		充実してほしい	能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい	施設、設備、教材を充実してほしい	通常の学級への受け入れを進めてほしい	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい	医療的ケア（導尿、経管栄養、痰の吸引など）が受けられるようしてほしい	療育指導（理学療法、言語や聴覚指導など）が受けられるようしてほしい	通級を増やしてほしい	通常学校での支援促進	教員・職員への加配	障害特性の理解と支援	障害を理由としないじめや不登校等の対応	特別支援教育支援制度で「リインテグレーション」の増進	その他	特に望むことはない	無回答	回答者数	非該当
全体	83	120	71	28	67	21	78	20	46	46	116	50	68	28	32	8	221	2,653	
	37.6%	54.3%	32.1%	12.7%	30.3%	9.5%	35.3%	9.0%	20.8%	20.8%	52.5%	22.6%	30.8%	12.7%	14.5%	3.6%			
身体障害者	9	16	9	5	12	8	16	1	8	7	15	8	10	5	6	2	33	1,307	
	27.3%	48.5%	27.3%	15.2%	36.4%	24.2%	48.5%	3.0%	24.2%	21.2%	45.5%	24.2%	30.3%	15.2%	18.2%	6.1%			
知的障害者	42	63	42	15	38	5	50	10	19	23	58	20	34	12	6	1	99	172	
	42.4%	63.6%	42.4%	15.2%	38.4%	5.1%	50.5%	10.1%	19.2%	23.2%	58.6%	20.2%	34.3%	12.1%	6.1%	1.0%			
精神障害者	4	8	3	1	4	1	3	1	4	2	12	6	6	1	0	0	13	432	
	30.8%	61.5%	23.1%	7.7%	30.8%	7.7%	23.1%	7.7%	30.8%	15.4%	92.3%	46.2%	46.2%	7.7%	0.0%	0.0%			
自立支援医療利用者	2	5	2	0	1	0	0	1	1	1	5	0	1	3	6	2	16	258	
	12.5%	31.3%	12.5%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	6.3%	0.0%	31.3%	0.0%	6.3%	18.8%	37.5%	12.5%			
精神科病院入院患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
発達障害者	8	8	3	2	3	0	1	4	5	6	8	5	6	2	2	0	12	53	
	66.7%	66.7%	25.0%	16.7%	25.0%	0.0%	8.3%	33.3%	41.7%	50.0%	66.7%	41.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%			
難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	374	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%			
小児慢性患者	18	20	12	5	9	7	8	3	9	8	18	11	11	5	11	3	47	7	
	38.3%	42.6%	25.5%	10.6%	19.1%	14.9%	17.0%	6.4%	19.1%	17.0%	38.3%	23.4%	23.4%	10.6%	23.4%	6.4%			

■ 各種障害別クロス表																			
		3	4	2	2	2	0	3	0	2	2	4	1	2	1	1	0	5	93
高次脳機能障害	3	4	2	2	2	0	3	0	2	2	4	1	2	1	1	0	5	93	
	60.0%	80.0%	40.0%	40.0%	40.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	40.0%	80.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%			
医療的ケア	16	18	9	8	9	19	16	2	8	7	15	5	12	11	2	1	32	314	
	50.0%	56.3%	28.1%	25.0%	28.1%	59.4%	50.0%	6.3%	25.0%	21.9%	46.9%	15.6%	37.5%	34.4%	6.3%	3.1%			
内 18歳未満	15	15	9	7	8	17	13	2	7	6	13	4	11	10	0	0	25	10	
	60.0%	60.0%	36.0%	28.0%	32.0%	68.0%	52.0%	8.0%	28.0%	24.0%	52.0%	16.0%	44.0%	40.0%	0.0%	0.0%			
発達障害	47	65	38	18	40	7	45	15	27	32	72	30	43	13	5	1	110	239	
	42.7%	59.1%	34.5%	16.4%	36.4%	6.4%	40.9%	13.6%	24.5%	29.1%	65.5%	27.3%	39.1%	11.8%	4.5%	0.9%			
内 療育手帳あり	34	46	30	13	31	4	38	8	15	21	47	16	28	8	3	0	75	119	
	45.3%	61.3%	40.0%	17.3%	41.3%	5.3%	50.7%	10.7%	20.0%	28.0%	62.7%	21.3%	37.3%	10.7%	4.0%	0.0%			
内 療育手帳なし	13	17	8	4	8	3	7	7	12	11	22	12	14	5	2	1	31	96	
	41.9%	54.8%	25.8%	12.9%	25.8%	9.7%	22.6%	22.6%	38.7%	35.5%	71.0%	38.7%	45.2%	16.1%	6.5%	3.2%			



⑤ 情報について

情報を入力や、コミュニケーションをとるうえでの困りごとについては、「特に困ることはない」を除くと、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」が17.6%で最も高く、次いで「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」が17.5%となっています。

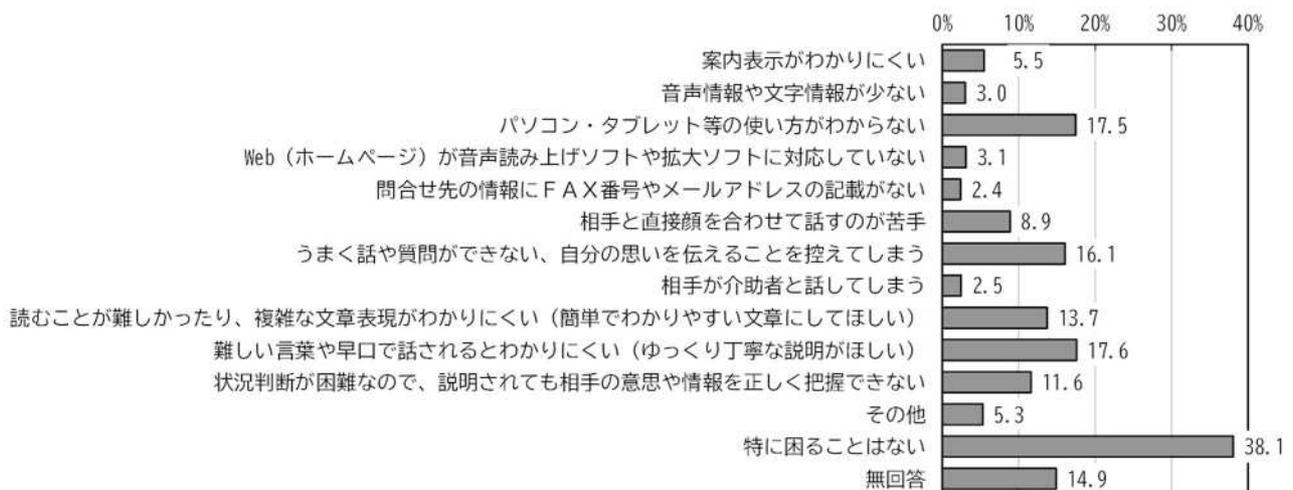
また、知的障害者では、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が、精神障害者・自立支援医療と発達障害者では「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が最も高くなっています。

「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」については、「聞こえ」の問題との関連についても検討が必要です。

関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（50ページ）

1108 市職員の障害者への理解促進（52ページ）

グラフ 情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ること（複数回答）



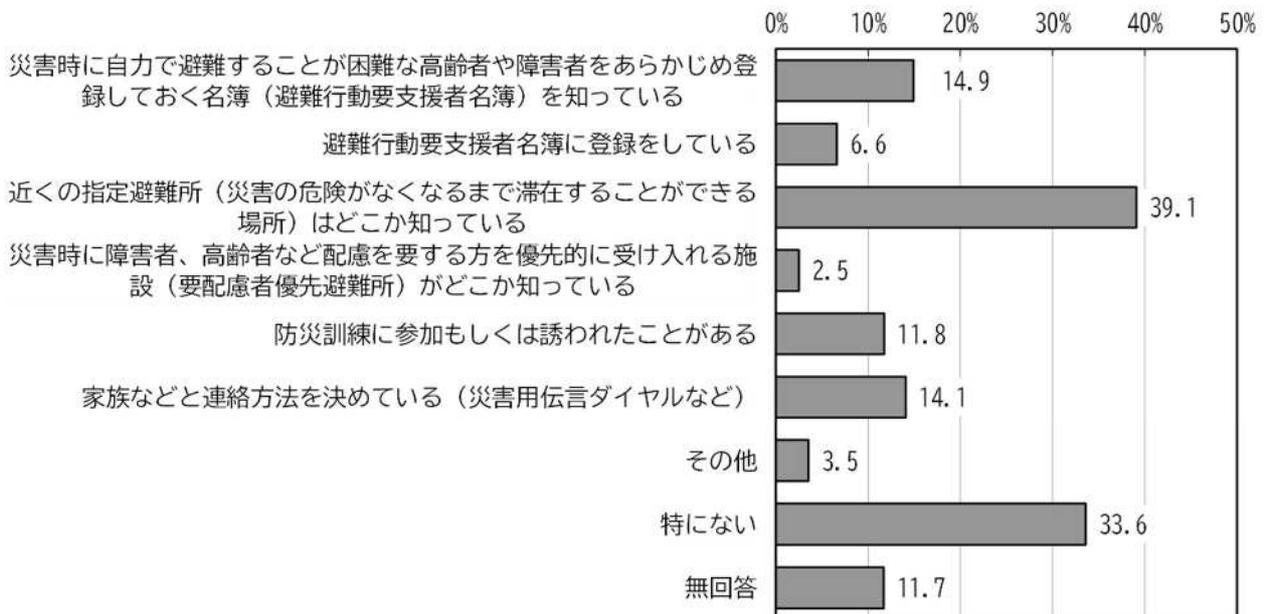
⑥ 災害時の対応について

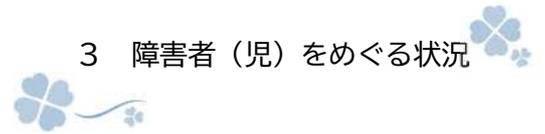
災害に備え知っていることや経験した事柄については、「近くの指定避難所（災害の危険がなくなるまで滞在することができる場所）はどこか知っている」が39.1%と最も多くなっています。また、「特にない」が33.6%と3割を超えています。

指定避難所を知っている人の割合は5割に届かず、防災訓練に参加している人の割合も低い結果となっています。

関連事業：4101 防災知識等の普及・啓発（90ページ）

グラフ 災害時の対応



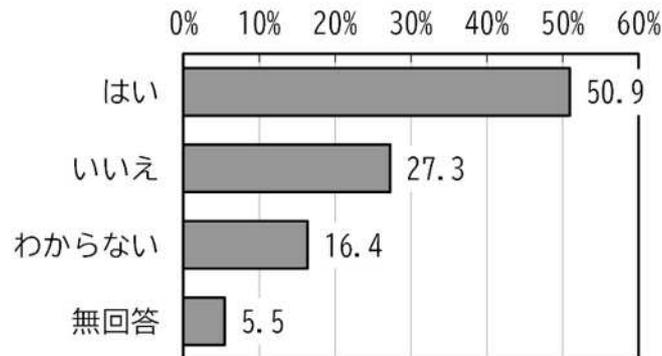


⑦ 今後の生活について

病院以外の場所の生活を希望するかについては、「はい」が50.9%と5割を超えており、病院以外の場所で生活することを望む傾向がうかがえます。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（64ページ）

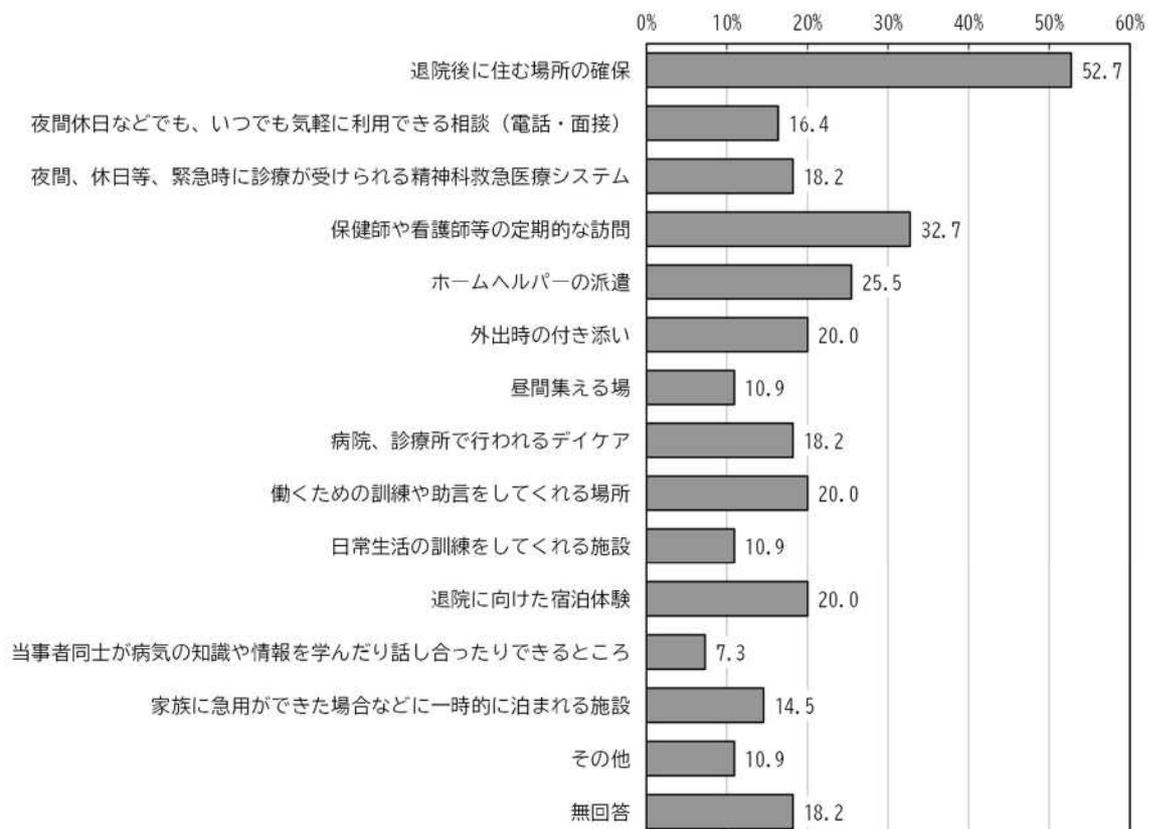
グラフ 病院以外の場所の生活を希望するか



どのような支援の条件が整えば退院できるかについては、「退院後に住む場所の確保」が52.7%と最も多く、次いで「保健師や看護師等の定期的な訪問」が32.7%、「ホームヘルパーの派遣」が25.5%となっています。保健師や看護師といった専門職の訪問を望む傾向がうかがえます。

関連事業：2207 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築（64ページ）

グラフ 退院するための支援の条件



⑧ 障害者への理解について

ノーマライゼーション条例の認知については、「まったく知らない」が最も多く、前回・前々回調査との比較をみてもほぼ同じ割合です。また、発達障害者を除く調査対象で5割を超えています。

各種障害別にみても、「まったく知らない」が最も多くなっています。

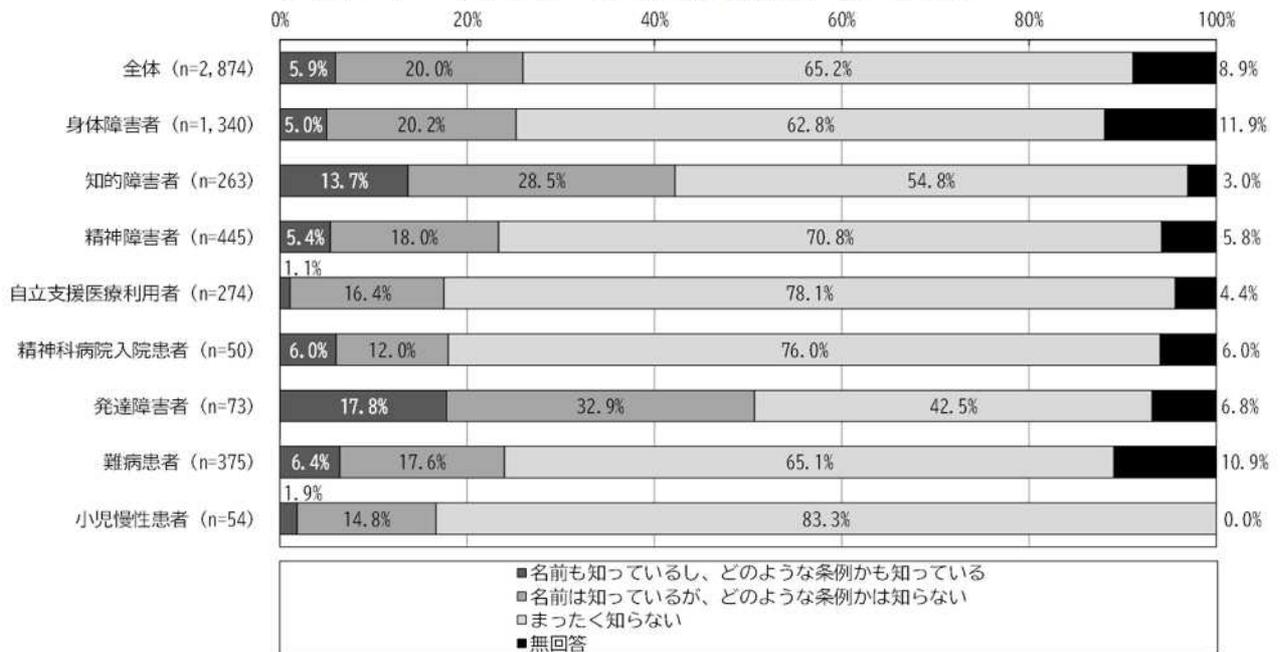
関連事業：1101 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発（50ページ）

1103 ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施（51ページ）

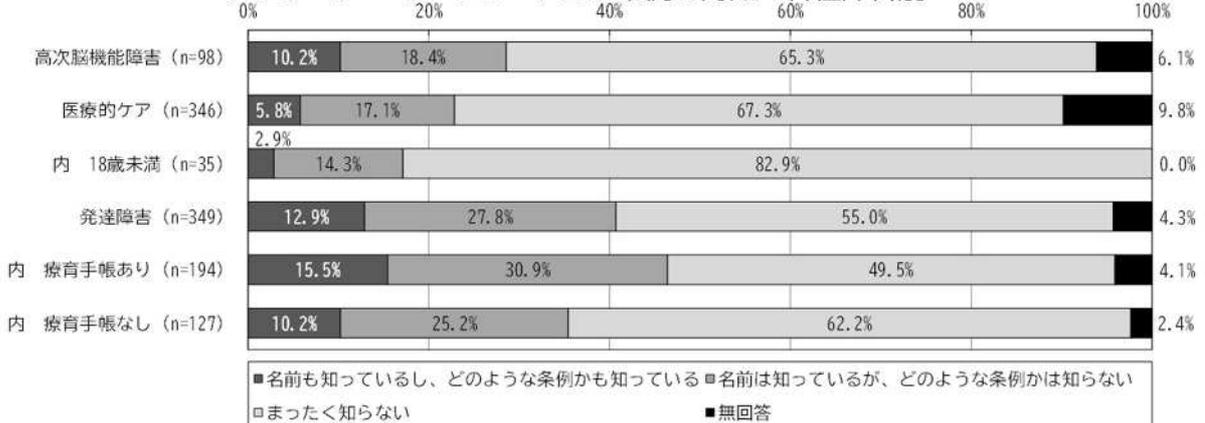
ノーマライゼーション条例の認知 前回・前々回調査結果との比較

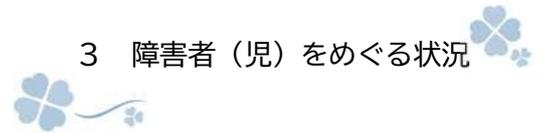
調査年度	対象者数 (全体)	名前も知っているし、どのような条例かも知っている	名前は知っているが、どのような条例かは知らない	まったく知らない	無回答
今回調査（令和4年度）	2,874人	5.9%	20.0%	65.2%	8.9%
前回調査（令和元年度）	2,902人	6.2%	20.7%	66.5%	6.7%
前々回調査（平成28年度）	3,299人	6.4%	20.8%	64.3%	8.5%

グラフ ノーマライゼーション条例の認知 調査対象別



グラフ ノーマライゼーション条例の認知 各種障害別

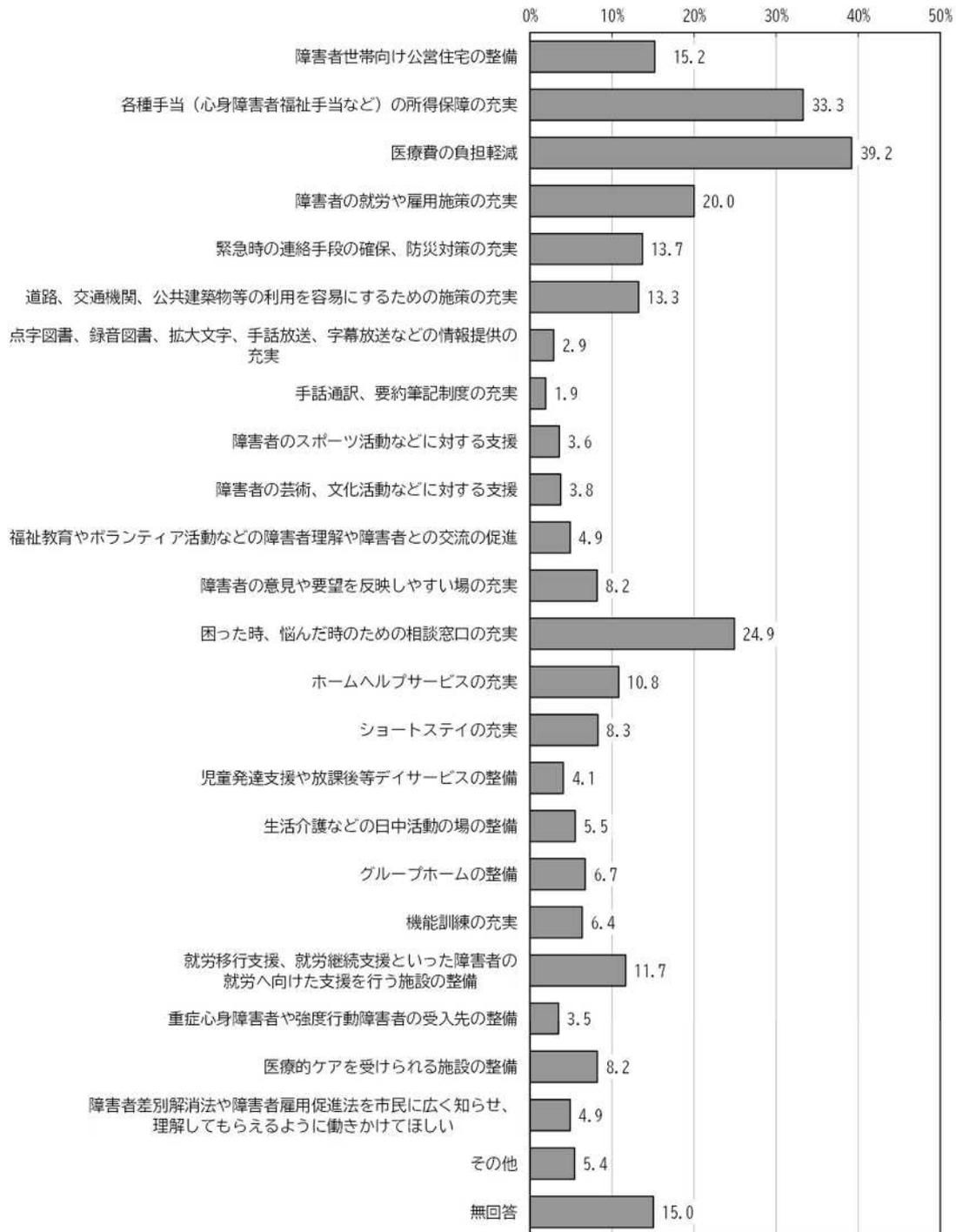




⑨ 障害者施策への要望について

障害者施策に対して望むことについては、「医療費の負担軽減」が39.2%と最も多く、次いで「各種手当（心身障害者福祉手当など）の所得保障の充実」が33.3%、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実」が24.9%となっています。経済的支援と相談先の充実、この2つを希望する傾向がうかがえます。

グラフ 障害者施策に対して望むこと（3つまで選択）



⑩ 障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について

アンケート調査を行った事業所の職員の雇用形態は、正規職員の平均が4.7人、非正規職員の平均は、3.6人となっています。

また、職員の年齢別平均人数は、「40歳代」が2.4人と最も多く、次いで「50歳代」が2.2人となっています。職員の勤続年数別平均人数は、「1年未満」が2.7人と最も多くなっています。

経営上の課題は、全体では「職員の確保が困難」が55.4%と最も高く、次いで「サービス単価が低く経営が困難」が38.5%となっています。

また、職員の過不足の状況は、「やや不足していると感じる」が32.3%と最も多く、次いで「不足していると感じる」が27.7%、「大変不足していると感じる」が20.8%となっております。現場では人手不足を感じており、人材の確保が課題といえます。

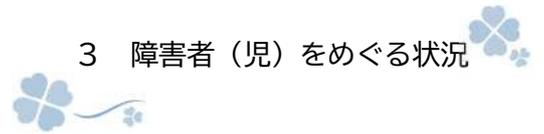
関連事業：2501 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援（73ページ）

2510 保健福祉の専門的人材の養成・確保（76ページ）

表 経営上の課題（複数回答）

■ 事業別

事業別	サービス単価が低く経営が困難	運営、運転資金の確保が困難	職員の確保が困難	人件費が高い	職員の研修、育成を行う時間が少ない	経理や請求などの事務量が增大している	サービス内容や質の安定、向上を図ることが困難	市民、近隣住民の理解を得るのに苦慮している	近隣に同業の事業者が多く、競争が厳しい	その他	特にない	無回答	回答者数
全体	50 38.5%	25 19.2%	72 55.4%	21 16.2%	31 23.8%	32 24.6%	15 11.5%	5 3.8%	12 9.2%	13 10.0%	8 6.2%	19 14.6%	130
訪問系	15 41.7%	5 13.9%	24 66.7%	2 5.6%	7 19.4%	11 30.6%	1 2.8%	1 2.8%	3 8.3%	1 2.8%	1 2.8%	5 13.9%	36
日中活動・訓練・就労系	11 32.4%	7 20.6%	12 35.3%	6 17.6%	10 29.4%	9 26.5%	5 14.7%	0 0.0%	4 11.8%	5 14.7%	4 11.8%	8 23.5%	34
生活系	15 62.5%	9 37.5%	12 50.0%	8 33.3%	8 33.3%	4 16.7%	6 25.0%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%	2 8.3%	24
児童系	9 25.7%	5 14.3%	26 74.3%	6 17.1%	6 17.1%	9 25.7%	1 2.9%	1 2.9%	5 14.3%	3 8.6%	1 2.9%	4 11.4%	35
相談系	7 77.8%	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	9
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1



(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第7条に定められた障害者施策の実施状況や課題に関する市民相互の意見交換の場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置しています。

「令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議」及び「令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」では、主に次期障害者総合支援計画策定に向けてご意見をいただきました。テーマごとに取りまとめた代表的な意見は以下のとおりです。

【障害に対する理解・啓発、権利擁護について】

- ・ 権利条約を書いているのはよい。勧告のことを触れ、勧告を受けてさいたま市はどうしていくか明記すべき。どこが課題かを議論すべき。市の職員が総括所見を知るべき。
- ・ 障害者の理解を深めるために力を入れるべきこととは、福祉施設を地域に開かれたものにする。これは息子の行っているグループホームに関しては、全然なされていない。近所の人「ここは何ですか」「あまり人の出入りがいい」とか。まずは地域の人と少しでも交流があったらいいと思う。
- ・ ノーマライゼーション条例の簡明版が小学生に配られているが、配るだけではなく、当事者による出前授業をするのはどうか。
- ・ さいたま市でも障害者ダンスや音楽活動を支援して発表の場を与えて欲しい。

【福祉サービスについて】

- ・ 子供が小さいときは自分が疲れていても子供を外に出せない。自分が生んだからと言って親が無理してしまうのは違う。家族が休めるショートも必要。
- ・ ひきこもりにはなんらかの障害が見え隠れしているように思います。そのような観点からひきこもる人たちの生きづらさをほぐしつつ今後の人生について本人がより望ましく思えるような人生を模索できる機会を作ってほしいです。また、社会がどう受け入れていくかという視点の方は、もっと重要だと思えます。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点がありません。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点がありません。
- ・ ノンステップバスの普及率は上がっているが、バスができてバス停が対応していないと、結局いくつか先のバス停までいかなければならない。バス停も整備されるといいと思う。
- ・ バスだけでなく、バリアフリーといっておきながら、バリアフリーになっていないところはあちこちにある。
- ・ 特に運転できない視覚障害者には移動支援は重要であり、福祉タクシー券の納税者への支給停止、一度に利用できる枚数の制限について改善してほしい。

【住居について】

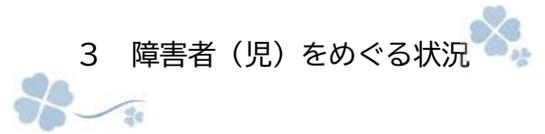
- ・20～30代までの障害者の家族は親の元気なうちに近くの入所施設やグループホームを検討し動いていますが、それ以上の年代の障害者の家族は「わが子のことは家族にしかできない…」と考えている方が多いように思われます。重度障害の方ほど顕著で、この問題が大きくなっていくと行政で抱える問題になりそうです。各区の障害者生活支援センターの周知・啓発セミナー開催などで啓発をするのはどうでしょうか。
- ・相談支援をしているが、グループホームの数が少ない。通所している事業所を継続して利用し、生活スタイルを変えずにグループホームを探すことが難しい。場所的な面でニーズに合った設置ができているのか疑問に感じる。地域偏在の課題。
- ・グループホームの実態調査をしていただきたいです。職員の人手不足からの放置が見られたり、入居前の利用者のマッチングなしからのトラブルがあるようです。
- ・グループホーム使いたい精神障害家族増えている。グループホーム経営者はさまざま。グループホームは多種多様。見分けるのが難しい。

【相談・支援について】

- ・家族が抱えてしまっている現状がある。どこかでいいからつながって、何かの時にSOSを出せる環境づくりが必要。
- ・視覚障害者に対応できる相談支援窓口や人材が実質的に抜けています。各区支援課がワンストップの相談窓口となるよう、施策を講じてください。
- ・障害者相談員は各区にいた方が良いと思います。実際に機能しているのか、相談件数を掲載してほしいです。また、相談員は地域協議会に参加すべきメンバーだと思います。
- ・相談支援事業所の数が足りない。又、業務に当たる職員の質の向上も追いついていないと思う。研修の機会を増やしてほしい。

【障害児支援について】

- ・特別支援学校のスクールバスに乗れない子どもがいる。スクールバスの中に添乗員だけでなく、専門職の人に乗ってほしい。何かあった時の対処できるようにしてほしい。
- ・学校に行っても療育を受けたいという家庭があり、都内の療育センターに通っている人もいる。さいたま市でも切れ目のない支援体制を整えてほしい。

**【情報の取得・コミュニケーション支援について】**

- ・ 事業所の空き状況がリアルタイムでわかる情報があるとよい。事業所情報が市ホームページにあるが、フォーマットを充実させるなど考えてほしい。
- ・ どのような支援があるか調べないと出てこない。情報が届いていない。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を、きちんと位置付けた内容に改めてください。
- ・ 視覚障害者も ICT のスキルを身につければ自力で手続きできることが増える。相談窓口、ICT 訓練、歩行や生活訓練を行う、視覚障害者情報文化センターのような施設は、さいたま市のような規模の政令指定都市ならばあるべき施設と思う。
- ・ 障害のない者と平等に期日前投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会と同じく、改正公職選挙法の電磁的記録について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を最大限尊重した情報提供を加えてください。

【危機対策について】

- ・ 要支援者名簿や、要配慮者優先避難所を知らない人が多いのは、行政担当課の周知不足だと思う。また、障害者の防災訓練参加の呼びかけも不十分。市報などで、積極的に呼びかけてほしい。
- ・ 福祉避難所開設の訓練については、障害者の合理的配慮や特性などの体験を活用していただきたいです。
- ・ 避難行動支援者名簿。高齢者は自治会の人も把握しているが、障害を持っている人のことは把握していないようだ。緊急時に使えることを周知したい。

【その他】

- ・ 事業所アンケート結果職員の勤続年数1年未満が多い、退職者が多い半分近く。事業所に定着する人が少ない、職員が増えない育たないことはサービスの質にも影響する。職員の育成定着は重要。
- ・ 職員の資質については、事業者同士で話し合ったり、学び合ったりする場があれば、向上していくように思う。人材不足については、特に男性職員の数が少ないようで、整備にまで影響していると思われる。新卒採用で入っても家庭を持ってない報酬では転職するしかない。

4 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

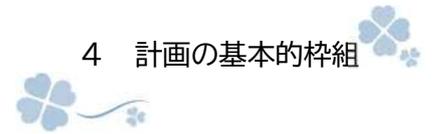
(2) 基本目標

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本目標4 障害者の危機対策

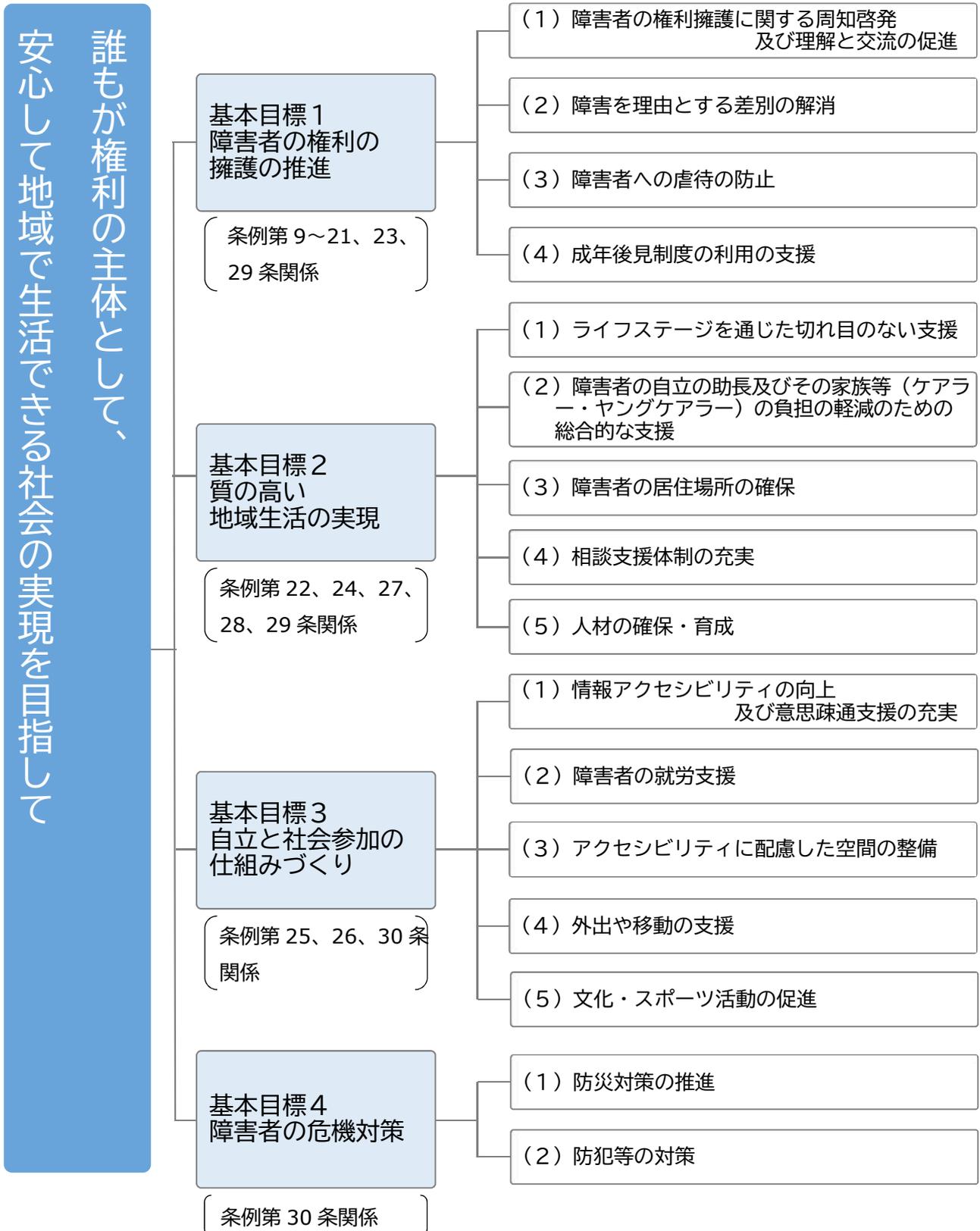


(3) 計画の体系

[基本方針]

[基本目標]

[基本施策]



※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。

(4) 実施事業

実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

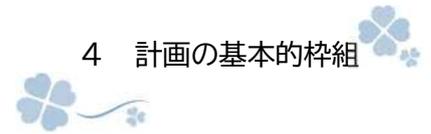
実施事業		担当所管	頁
★①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	50
★②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	50
③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	51
④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	51
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	51
⑥	心の健康に関する普及啓発	こころの健康センター	52
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	52
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	52
⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター	52

基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	53
★②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	53

基本施策（3）障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害福祉課	54
★②	虐待の防止のための研修の実施	障害福祉課	54
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害福祉課	55



基本施策（４）成年後見制度の利用の支援

実施事業		担当所管	頁
①	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害福祉課	56
②	成年後見制度利用支援事業の実施	障害福祉課	56

基本目標２ 質の高い地域生活の実現

基本施策（１）ライフステージを通じた切れ目のない支援

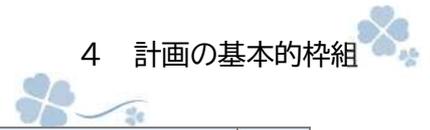
実施事業		担当所管	頁
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	58
②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児・放課後児童課	58
③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課	58
④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育課	59
⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園総務課・医務課 療育センターさくら草	59
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課	59
★⑦	発達障害児に対する支援の充実	総合療育センターひまわり学園育成課 療育センターさくら草 子ども家庭総合センター総務課	60
★⑧	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室	60
⑨	相談支援体制の充実	特別支援教育室	60
★⑩	発達障害者に対する支援の充実	障害者総合支援センター	61

基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課	62
★②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	62
③	指導監査の実施	監査指導課	63
④	心身障害者医療費の給付	障害福祉課	63
⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	63
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	63
★⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課	64
⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	保健衛生総務課	64
⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター	64
⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター	65
⑪	家族教室の開催	精神保健課	65
★⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター	65
⑬	発達障害児の家族等に対する支援の充実	障害政策課 総合療育センター ひまわり学園育成課 療育センターさくら草	65
⑭	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	障害福祉課	65
⑮	日中一時支援事業における夕方支援の実施	障害福祉課	66
⑯	障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施	障害福祉課	66
⑰	家族介護者の周知及び支援体制の充実	いきいき長寿推進課	66
⑱	学校における教職員、専門職向けの研修実施	総合教育相談室	66
⑲	介護者が集い、相談できる場の確保	いきいき長寿推進課	67
⑳	子ども家庭総合拠点による相談支援	子ども家庭支援課	67

基本施策（3）障害者の居住場所の確保

実施事業		担当所管	頁
★①	グループホームの整備の促進	障害政策課	68
②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害福祉課	68
③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課	68
④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課	69



実施事業		担当所管	頁
⑤	居宅改善整備費の補助	障害福祉課	69

基本施策（４）相談支援体制の充実

実施事業		担当所管	頁
①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害福祉課	70
②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター	70
★③	障害者生活支援センターの充実	障害福祉課	71
④	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター	71
⑤	障害者相談員の設置	障害福祉課	71
⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課	72
⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課	72

基本施策（５）人材の確保・育成

実施事業		担当所管	頁
★①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課	73
★②	手話講習会の開催	障害福祉課	74
★③	要約筆記者養成講習会の開催	障害福祉課	74
④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害福祉課 障害政策課	74
⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター	75
⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター	75
⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所	75
⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室	76
⑨	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課	76
⑩	保健福祉の専門的人材の養成・確保	福祉総務課	76
⑪	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施	障害政策課	76

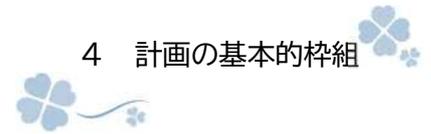
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課	78
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	78
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	79
★④	選挙時の情報提供	選挙課	79
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	79
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	80

基本施策（2）障害者の就労支援

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	81
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター	81
★③	障害者優先調達推進	障害福祉課 障害者総合支援センター	82
★④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター	82
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター	82
⑥	重度障害者の就労支援事業	障害福祉課	83



基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

実施事業		担当所管	頁
①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	84
②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	84
③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	85
④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	85
⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	85

基本施策（4）外出や移動の支援

実施事業		担当所管	頁
★①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害福祉課	86
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課	86
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害福祉課	86
④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課	86

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管	頁
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	87
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	87
③	スポーツ教室の充実	障害政策課	88
④	市立施設の使用料減免	障害福祉課	88

基本目標4 障害者の危機対策

基本施策（1）防災対策の推進

実施事業		担当所管	頁
★①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害政策課 福祉総務課	90
★②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課	91
★③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害福祉課 福祉総務課	91
★④	災害時等における確実な情報の発信	防災課	91
★⑤	防災訓練への障害者の参加	障害福祉課 防災課	92

基本施策（2）防犯等の対策

実施事業		担当所管	頁
①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課	93
②	緊急通報システムの設置	障害福祉課	93
③	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課	93
④	緊急時安心キット配布事業	救急課	93
⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター	94



各論

実施事業、成果指標中の★印は、重点的に取り組む事業になります。

成果指標についての【現状】は、令和4年度の実績を基本として記載しています。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

コード：1000

障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。

基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

コード：1100

障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めます。

実施事業

★① 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発

コード：1101

《障害政策課》

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合【57%】	62%	64%	66%
「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合【69%】	74%	75%	76%

★② 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施

コード：1102

《障害政策課》

障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を年に3回実施します。また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としていきます。



③ ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施

コード：1103

《障害政策課》

障害者に対する理解を深めるとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理念の普及啓発を図ることを目的として、ノーマライゼーションカップを開催するとともに、毎年12月3日から9日までの1週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。

また、各種啓発イベントの場を活用し、障害者スポーツ体験などを通じ、障害のある人もない人も相互に親睦を深め、ボランティアなどとの交流を促進します。

開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種啓発イベントの参加者数 【2,037人】	3,100人	3,200人	3,300人

④ 人権に関する学習の推進

コード：1104

《人権教育推進室》

地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を人権教育集会所(2館)で開催、生涯学習総合センター及び公民館(60館)での人権講座開催の支援により、62館すべてにおいて、人権に関する学習を推進します。

また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、障害の有無に関わらず、人権を尊重し合う教育を児童生徒に行います。

⑤ 交流及び共同学習の推進

コード：1105

《特別支援教育室》

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むように交流及び共同学習を推進します。

⑥ 心の健康に関する理解促進

コード：1106

《こころの健康センター》

心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合【アンケート未実施】	80%	80%	80%

⑦ 精神疾患に関する理解促進

コード：1107

《精神保健課》

精神疾患等をテーマとした講演会等を開催することで知識の普及啓発を行い、精神障害者の自立と社会参加及び精神疾患に関する理解促進を図ります。

⑧ 市職員の障害者への理解促進

コード：1108

《障害政策課》

市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での対応や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。市役所全体に障害者への理解が広まるよう、数年かけて全職員の受講を目指すこととします。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
今までに研修を受講した職員（※）の全職員に対する割合 ※把握可能なH29年度以降の受講者を対象として算出【19.1%】	25.0%	28.0%	31.0%

⑨ 公民館における障害に関する生涯学習の推進

コード：1109

《生涯学習総合センター》

障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、主に障害のない方を対象に障害をテーマとし障害について知る講座や、障害者に配慮した講座を全ての公民館（59館）で実施するなど、様々な学習機会を提供します。

基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

コード：1200

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。

実施事業

★① 障害者差別への適切な対応、支援の実施

コード：1201

《障害政策課》

障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うとともに、民間事業者等が行う合理的配慮に要する費用の一部を補助するなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。

★② 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施

コード：1202

《障害政策課》

障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。

また、市の職員が障害者に対して適切な対応をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合【100%】	85%	90%	95%

基本施策（3）障害者への虐待の防止

コード：1300

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

実施事業

★① 障害者虐待への適切な対応、支援の実施

コード：1301

《障害福祉課》

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率【100%】	100%	100%	100%

★② 虐待の防止のための研修の実施

コード：1302

《障害福祉課》

埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合【98%】	85%	90%	95%



③ 虐待事案等への対応力向上

コード：1303

《高齢福祉課、障害福祉課》

高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。

基本施策（４）成年後見制度の利用の支援

コード：1400

判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。

実施事業

① 成年後見制度の利用の促進

コード：1401

《高齢福祉課、障害福祉課》

「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中核機関として、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナーを受講した市民の人数(累計) 【399人】	500人	550人	600人
成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【267件】	280件	280件	280件
市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【60%】	80%	80%	80%

② 成年後見制度利用支援事業の実施

コード：1402

《障害福祉課》

判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。身寄りがいない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。



基本目標2 質の高い地域生活の実現

コード：2000

障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。

このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。また、増加傾向にある医療的ケア児と家族への適切で切れ目のない支援を通じて、「安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現」を目指します。

さらに、国や県等の専門機関と有機的に連携して、その人の障害の特性に応じた適切な相談先に繋ぐ支援も行っていきます。

また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。

基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

コード：2100

障害者に対し、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

また、障害者に対する教育については、障害者が生活する地域において受けることができるよう、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。

実施事業

① 乳幼児発達健康診査の実施

コード：2101

《地域保健支援課》

乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育・精神言語発達について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行います。

② 私立幼稚園等の特別支援事業の促進

コード：2102

《幼児・放課後児童課》

私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行います。

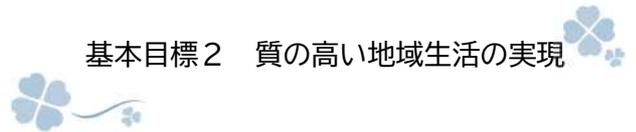
③ 障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実

コード：2103

《幼児・放課後児童課、保育課、保育施設支援課》

保育者を対象とした専門知識を得るための研修の開催や巡回保育相談等の実施、私立幼稚園・保育所等において障害児等を受け入れる際に加配の保育者を配置するための人件費等を補助することにより、障害児等の受入れを促進します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達に遅れ等のある児童に支援を行う幼児教育・保育施設の数 【321施設】	340施設	350施設	360施設



④ 医療的ケア児保育支援センター運営事業

コード：2104

《保育課》

需要が高まる医療的ケア児の保育の充実を図るため、新たに「医療的ケア児保育支援センター」を開設し、医療的ケア児とその家族への支援、医療的ケア児保育の提供に関する保育施設への支援を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数 【5区】	6区	7区	8区

⑤ 療育体制の強化と効果的な支援の推進

コード：2105

《総合療育センターひまわり学園総務課・医務課、療育センターさくら草》

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。

また、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられる環境を整備するため、医師による地域への支援を拡大します。

さらに、初診待ち期間の長期化及び療育センターが市西部に偏っている地域偏在を解消するため、新療育センターを設置します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初診待ち期間 【57日】	35日	30日	30日
医師による地域支援活動数（診療以外） 【108回】	102回	104回	104回

⑥ 心身障害児（者）特別療育費の補助

コード：2106

《障害福祉課》

重症心身障害児（者）が入所している県内の施設に対し、直接処遇職員の人件費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度心身障害児（者）の処遇の適正化を図ります。

★⑦ 発達障害児に対する支援の充実

コード：2107

≪総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、子ども家庭総合センター総務課≫

発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るとともに、早期の発達相談や専門的な相談など必要な支援を行うため、発達障害児が日常を過ごす保育所、幼稚園及び療育施設等の職員に対して、専門職による支援を実施します。

また、養育者が抱く子どもの発達・発育上の「心配事」や、子ども自身の「困り感」に合わせた支援を行う「インクルーシブ子育て支援」について理解を広げるため、保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に地域の子育て支援力の向上を目的とした研修を年に6回実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療育施設等へ実施した支援内容の活用度【98.3%】	84%	86%	86%

★⑧ 発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設

コード：2108

≪特別支援教育室≫

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。

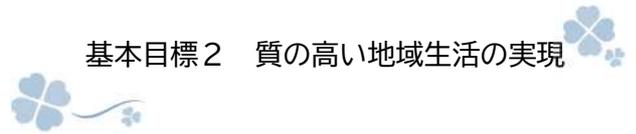
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害・情緒障害通級指導教室の新增設数【3教室】	3教室	3教室	—

⑨ 相談支援体制の充実

コード：2109

≪特別支援教育室≫

障害のある児童生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育相談センターにおいて、就学や発達の相談・支援を行います。



★⑩ 発達障害者に対する支援の充実

コード：2110

《障害者総合支援センター》

その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者社会参加事業利用登録者で、支援プログラムや講座に年2回以上参加できた当事者の割合【76%】	72%	72%	72%

基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援

コード：2200

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。

実施事業

★① 障害者（児）への福祉サービスの充実

コード：2201

《障害福祉課》

障害者（児）が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。

※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。

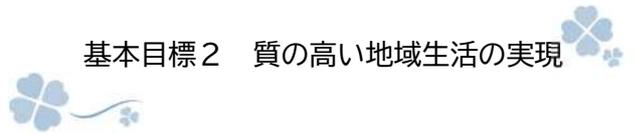
★② 障害福祉サービス事業所等の整備の促進

コード：2202

《障害政策課》

国庫補助金を活用し、特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。特に、重度障害者が利用する生活介護を行う障害福祉サービス事業所の整備を促進します。また、障害者の家族等の負担を軽減するため、短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数 【0人】	40人	40人	40人



③ 指導監査の実施

コード：2203

≪ 監査指導課 ≫

自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、人員、設備及び運営に関する基準等について指導監査を実施します。特に、実地指導未実施の事業所に重点を置き、運営早期のうちに指導を行い、過誤等の長期化防止を図ります。

④ 心身障害者医療費の給付

コード：2204

≪ 障害福祉課 ≫

心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1～3級所持の方、療育手帳[Ⓐ]・A・B所持の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。

⑤ ふれあい収集の実施

コード：2205

≪ 資源循環政策課 ≫

一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができない市民の方の自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。

⑥ 聴覚障害者のための社会教養講座の実施

コード：2206

≪ 生涯学習振興課 ≫

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アンケートで生活に役立つ知識の習得や情報交換ができたと回答する方の割合【90.4%】	92%	94%	96%

★⑦ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

コード：2207

《障害福祉課、こころの健康センター、精神保健課》

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、地域ごとの精神科医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。

併せて、地域の支援者を対象とした研修会を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問支援（アウトリーチ）実施地域の拡大と継続実施【6区実施】	10区実施	継続実施	継続実施

⑧ 精神科救急医療体制整備事業の実施

コード：2208

《保健衛生総務課》

夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。

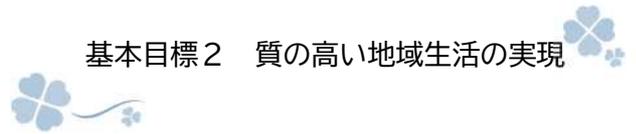
⑨ ひきこもり対策推進事業の実施

コード：2209

《こころの健康センター》

「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。

また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、社会参加に向けた日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。



⑩ 依存症対策地域支援事業の実施

コード：2210

《こころの健康センター》

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

⑪ 家族教室の開催

コード：2211

《精神保健課》

統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症による症状や障害及び家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者アンケートによる理解度【81.3%】	85%	85%	85%

★⑫ 高次脳機能障害の相談支援と普及啓発

コード：2212

《障害者更生相談センター》

高次脳機能障害者（児）及び家族等を対象に関係する支援機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行うとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対処方法の充実を図ります。

⑬ 発達障害児の家族等に対する支援の充実

コード：2213

《障害政策課、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草》

保護者向けの支援として、障害児の行動を理解し、その対応方法の習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、発達障害児を育ててきた同じ立場の親が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。

⑭ 在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業

コード：2214

《障害福祉課》

医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。

⑮ 日中一時支援事業における夕方支援の実施

コード：2215

《障害福祉課》

保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の預け先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内事業所における夕方支援実施事業所数【4事業所】	6事業所	7事業所	8事業所

⑯ 障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施

コード：2216

《障害福祉課》

ケアラー支援を担う障害者生活支援センター職員向けに研修を実施し、ケアラー支援人材の育成に努めます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者アンケートによるケアラーへの理解が深まったと回答した割合【アンケート未実施】	90%	90%	90%

⑰ 家族介護者の周知及び支援体制の充実

コード：2217

《いきいき長寿推進課》

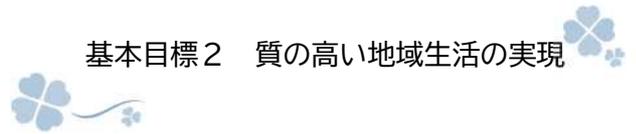
介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、家族介護者に関する研修を実施し、家族介護者支援の整備に取り組みます。

⑱ 学校における教職員、専門職向けの研修実施

コード：2218

《総合教育相談室》

教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。



⑱ 介護者が集い、相談できる場の確保

コード：2219

《いきいき長寿推進課》

地域包括支援センター主催で、介護者同士の情報交換、悩みごとの相談、介護技術の講習などを行う介護者サロンを実施します。

介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所である介護者カフェの満足度向上に取り組みます。

専門的な知識を備えた職員が、様々な悩みや心配事、不安を抱えたケアラーからの相談に応じ、情報提供や傾聴を行い、関係機関や専門窓口と連携して必要な支援を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護者サロンの開催回数【602回】	900回	900回	900回
介護者カフェの参加者満足度【未実施】	検討中	検討中	検討中

令和4年度集計中

⑳ 子ども家庭総合拠点による相談支援

コード：2220

《子ども家庭支援課》

各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、ヤングケアラーを含め子どもやその家庭に関する相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。

基本施策（3）障害者の居住場所の確保

コード：2300

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、障害者の住まいの確保や、支援を行います。

実施事業

★① グループホームの整備の促進

コード：2301

《障害政策課》

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者や入所施設等からの地域移行を希望する障害者を受け入れるグループホームの民間整備を促進します。また、不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
グループホームの定員数 【1,205人】	1,600人	1,800人	2,000人
市内グループホームの重度障害者受入定員数 【重度障害者受入定員数：75人】	10人増	10人増	10人増

② 障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施

コード：2302

《障害福祉課》

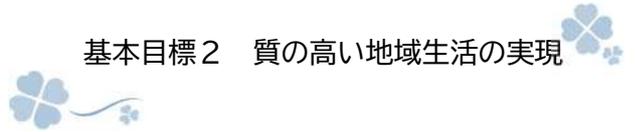
障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。

③ 市営住宅における障害者などへの入居優遇

コード：2303

《住宅政策課》

市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行い、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。



④ 民間賃貸住宅への入居支援

コード：2304

《住宅政策課》

高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。

⑤ 居宅改善整備費の補助

コード：2305

《障害福祉課》

肢体不自由の方の暮らしを支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

基本施策（４）相談支援体制の充実

コード：2400

障害者やその家族等（ケアラー）が、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう、各種相談窓口を設置するとともに、各種相談窓口に関する周知を図ります。

また、障害者の意思決定支援を踏まえ、障害者が自ら主体的に福祉サービス等を選択できるよう、様々な障害の特性に応じて、国や県等の専門機関などの関係機関と有機的な連携を図るとともに、地域のネットワークを活用し、相談支援に携わる支援者の質の向上を図るなど、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

実施事業

① 地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実

コード：2401

《障害福祉課》

地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域の実情や課題について関係機関が情報を共有し、課題の解決に取り組んでいく場として、障害者支援地域協議会等を活用するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、障害者相談支援指針を周知、活用し、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。

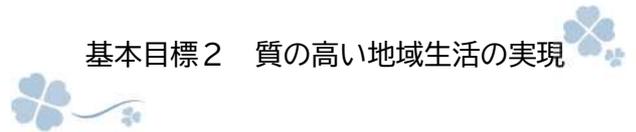
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援地域協議会を10区に設置【5区】	8区	10区	—

② 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催

コード：2402

《こころの健康センター》

地域の精神保健福祉活動に携わる支援者と当事者や家族も含めた連携を推進するため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。



★③ 障害者生活支援センターの充実

コード：2403

《障害福祉課》

障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直しや基幹相談支援センターを中心とした機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターを10区に整備【5区】	8区	10区	—

④ 精神保健福祉に関する相談の実施

コード：2404

《精神保健課、こころの健康センター》

精神保健課・各区役所保健センターでは、市民の身近な相談機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。さらに、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関と連携を図ります。

こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。

⑤ 障害者相談員の設置

コード：2405

《障害福祉課》

地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、相談支援を行います。必要な研修を受講し資質の向上に努め、身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図るとともに、障害のある方やその家族等が参加するイベント等において、事業の周知に努めます。

⑥ 聴覚障害者相談員の設置

コード：2406

≪障害福祉課≫

聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、ホームページ等を活用し、事業の周知啓発に努めます。

⑦ 福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実

コード：2407

≪福祉総務課・生活福祉課≫

複雑化・複合化した課題等を抱える相談者（当事者及びそのケアラーを含む）に対応するために、区役所福祉課内に設置した福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行うほか、関係者間における情報共有や支援方針を検討する支援会議を主催するなど、課題解決に向けた支援を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アンケートによる相談者の満足度【92.6%】	80%	90%	90%



基本施策（5）人材の確保・育成

コード：2500

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。

あわせて、障害者の意思決定支援を踏まえた多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成・定着を図ります。

また、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保や移動支援、代読・代筆支援、資料を作製する人材の育成等を行うことで、聴覚障害者等のコミュニケーションの支援や視覚障害者等の移動や情報アクセス、読書環境のアクセシビリティを高めます。さらに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

実施事業

★① 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援

コード：2501

《障害政策課》

障害福祉分野に関わる人材確保を図るため、民間事業者や関係機関等と連携して就職面談会を実施します。また、障害福祉の魅力を発信するため、イベント等で普及啓発を行います。

障害福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、福祉・介護職員の安定的な処遇改善などを目的に創設された「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」について、障害福祉サービス事業所に対して窓口や事業所全体への集団指導の場で周知啓発を行います。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就職面談会の来場者数 【25人】	40人	50人	60人

★② 手話講習会の開催

コード：2502

≪障害福祉課≫

聴覚障害者にとって大切な言語である手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。

また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。

なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。

- ・手話奉仕員養成講習会（入門コース） 定員40名、4会場
- ・手話奉仕員養成講習会（基礎コース） 定員35名、4会場
- ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰコース） 定員20名、2会場
- ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅱコース） 定員20名、2会場
- ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅲコース） 定員20名、2会場

★③ 要約筆記者養成講習会の開催

コード：2503

≪障害福祉課≫

聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。

なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。

- ・要約筆記者養成講習会（手書き） 定員20名、1会場
- ・要約筆記者養成講習会（PC） 定員20名、1会場

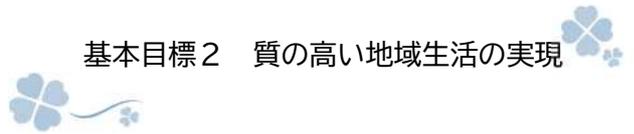
④ 市職員に対する手話等の研修の実施

コード：2504

≪障害福祉課、障害政策課≫

市職員の聴覚障害者への理解と人権意識を深めることを目的として、聴覚障害者への応対力を高める手話の実技研修や聴覚障害者の問題や生活について考える特別講演を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実技研修合計参加者数【23人】	25人	27人	30人



⑤ 高次脳機能障害に関する職員研修の実施

コード：2505

《障害者更生相談センター》

高次脳機能障害の支援に携わる職員のスキルアップを目的とした研修会を実施します。

⑥ 精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施

コード：2506

《こころの健康センター》

区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講者へのアンケートによる役立ち度の割合【アンケート未実施】	80%	80%	80%

⑦ 特別支援教育に関する教職員研修の実施

コード：2507

《教育研究所》

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。講義や演習を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者アンケートにおいて研修内容について理解する（意識を高める）ことができたという回答する方の割合【87.1%】	88%	88%	88%

⑧ 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

コード：2508

《特別支援教育室》

教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図り、共生社会の形成を目指し、市立学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者、通級指導教室担当者を対象として、年間計20回の研修を実施することで、学校の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

⑨ 視覚障害者等用資料を作製する人材の育成

コード：2509

《中央図書館資料サービス課》

点字資料、点訳絵本、デイジー図書などの視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成するため、講習会等を実施します。

⑩ 保健福祉の専門的人材の養成・確保

コード：2510

《福祉総務課》

質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、地域福祉情報・研修センターの機能充実を図ります。

⑪ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施

コード：2511

《障害政策課》

発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、埼玉県と共同して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施します。



基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

コード：3000

全ての人々が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障害のある人とない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とし、アクセシビリティに配慮した支援や環境の調整が必要です。

また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人も、障害のない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援することが必要です。

障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。

基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実コード：3100

様々な障害の特性により意思疎通や情報取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や代読・代筆支援等の情報取得のために必要な配慮を行います。

また、市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供に当たっては、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。

さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が制定されたことを踏まえ、図書館において提供する書籍等については、視覚障害をはじめとした発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な方に対する配慮がなされた書籍等の量的拡充及び質の向上を図ります。

実施事業

★① 障害者等に配慮した情報提供

コード：3101

《障害福祉課、広報課》

障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布やホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。また、視覚障害に配慮した媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。

さらに、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格JIS X 8341-3等）に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。

② 聴覚障害者への情報提供の充実

コード：3102

《障害福祉課》

聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う際や、研修、会議等の参加時などに、円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、関係機関等と連携を図りながら、情報提供を行います。



③ 視覚障害者への情報提供の充実

コード：3103

《障害福祉課》

点字図書館を通じて、新聞、雑誌、広報などの必要な情報を定期的に点訳、音訳して個別に提供するとともに、市内各区の情報や見どころを配置するなどして、視覚障害者への情報提供の充実を図ります。

★④ 選挙時の情報提供

コード：3104

《選挙課》

さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声データをカセットテープ及びデージーCD形式で希望者に配布するとともに、デージーCDを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置します。加えて、同音声データ及び読み上げ可能なPDFを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。

また、各投票所にコミュニケーションボードを設置するなど、さまざまな障害に応じた投票環境の向上を図ります。

⑤ 障害者用資料の収集と作製の充実

コード：3105

《中央図書館資料サービス課》

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。

また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、デージー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

さらに、さいたま市図書館が作製した点字資料、デージー資料の視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供し、活字をそのままでは利用できない方がダウンロードして利用できるようにします。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
所蔵数(デージー図書、点字資料、点訳絵本) 【2,443タイトル】	2,470 タイトル	2,495 タイトル	2,520 タイトル

⑥ 図書館資料へのアクセスの確保

コード：3106

≪中央図書館資料サービス課≫

図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、PRを強化し、利用者数、貸出点数を拡大します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宅配(郵送)サービス登録者数 【61人】	63人	65人	67人
宅配(郵送)サービス貸出点数 【549点】	560点	570点	580点



基本施策（2）障害者の就労支援

コード：3200

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。さらに、障害特性やニーズに合わせて、適切な機関につなぐ支援を行います。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

実施事業

★① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実

コード：3201

《障害者総合支援センター、労働政策課》

障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。

個々の障害の特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と有機的な連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。

さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
企業開拓により、事業者が新規に障害者雇用を始めた件数【1件】	2件	2件	2件
障害者総合支援センター登録者の就労増員数【74人】	93人	94人	95人
受入協力企業での実習件数【35件】	48件	49件	50件

② 障害者就職面接会支援事業

コード：3202

《障害福祉課、障害者総合支援センター》

障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉労働局、埼玉県等と協力して、「障害者就職面接会」の開催を支援します。

★③ 障害者優先調達の推進

コード：3203

≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者就労施設等からの調達件数 【256件】	240件	245件	250件

★④ 自主製品販売事業の活性化

コード：3204

≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫

障害に対する理解の促進及び障害者の生産活動の活性化を図るため、市民が多く集まるイベント等への出店など、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。

また、サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）での販売に対する支援を実施し、障害者が作るハートフルグッズのイメージアップを図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）の掲載事業所数 【11事業所】	12事業所	13事業所	14事業所

⑤ さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援

コード：3205

≪人事課、教育総務課、障害者総合支援センター≫

さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者の雇用者数 【22人】	21人	21人	21人
退職時の民間企業等への就職率 【63%】	100%	100%	100%



⑥ 重度障害者等の就労支援事業

コード：3206

《障害福祉課》

重度障害者の日常生活に係る支援を就労中にも行うことで、重度障害者等の就労機会の拡大に取り組みます。

基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

コード：3300

公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や日本産業規格等の主旨を踏まえ、バリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるものに整備していきます。

実施事業

① ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発 コード：3301

≪都市経営戦略部≫

ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向けの研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合【アンケート未実施】	90%	90%	90%

② 福祉のまちづくりの推進 コード：3302

≪福祉総務課≫

高齢者、障害者等をはじめとする誰もが安心して、心豊かに暮らすことができるまちの実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、市内の小中学校において、障害のある方や市福祉関係団体、PTA・保護者等と連携し、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学び合う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。



③ バリアフリー化の推進

コード：3303

《交通政策課、都心整備課》

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者や教育機関等と連携し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

ホームドア未設置の市内駅については、事業者に対して、ホームドア設置に対する補助や早期設置の要望を実施します。

また、さいたま新都心のけやきひろばに設置された「さいたま新都心ふれあいプラザ」においては、車いす体験、白杖体験などのバリアフリー体験をとおり、支え合いの心を醸成・発信することで、すべての人が安心して快適に活動できるまちづくりを推進します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
バリアフリー設備の補助 【京浜東北線大宮駅のホームドア整備着手】	市内駅のホームドア早期設置を要望	市内駅のホームドア早期設置を要望	市内駅のホームドア早期設置を要望

④ ノンステップバスの導入促進

コード：3304

《交通政策課》

高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ノンステップバスの導入率 【74.7%】	70%	70%	—

⑤ 公園リフレッシュ事業の実施

コード：3305

《都市公園課》

さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「みんなのトイレ」整備箇所数 【2か所整備】	1か所	1か所	1か所

基本施策（4）外出や移動の支援

コード：3400

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって暮らせるよう、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

また、必要なサービスが利用できるよう、各種サービスに関する周知を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

実施事業

★① 外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進

コード：3401

《障害福祉課》

事業所等に対し広く周知啓発を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために移動介護を行う事業への参入を促すことで、外出が困難な障害者（児）の社会参加を促進します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業所数 【163事業所】	2事業所増	2事業所増	2事業所増

② 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施

コード：3402

《障害福祉課》

重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。

③ 自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助

コード：3403

《障害福祉課》

就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

④ リフト付き自動車の貸出し

コード：3404

《障害福祉課》

障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。



基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

コード：3500

障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動への参加を促進します。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害者が文化芸術を鑑賞、発表をする機会の充実に努めます。

実施事業

① 障害者文化芸術活動の推進

コード：3501

《障害政策課、文化振興課》

障害者の文化芸術活動を奨励することにより、障害者の生きがいづくりや社会参加を推進するとともに、その作品等を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。

また、関係機関と連携しながら、障害者の文化芸術に関する情報提供や、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対してあっせん等を行います。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「障害者週間」市民のつどいでの出品作品数 【27作品】	40作品	50作品	60作品
各種啓発イベントでのステージ発表当事者団体の数 【9団体】	5団体	5団体	5団体

② 全国障害者スポーツ大会への参加

コード：3502

《障害政策課》

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。



③ スポーツ教室の充実

コード：3503

《障害政策課》

スポーツを通じて、障害者の社会参加の促進や健康増進を図るため、スポーツ教室を実施します。開催にあたっては、より幅広い方が参加できるように、教育委員会と連携し小中学校の特別支援学級等への訪問型の開催を行うなど内容の充実を図ります。

④ 市立施設の使用料減免

コード：3504

《障害福祉課》

経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。

基本目標4 障害者の危機対策

コード：4000

災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまでも防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症のまん延等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時等の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難するための支援や意思疎通及びアクセシビリティに関する支援や避難所での安定した避難生活の確保、様々な媒体を活用した情報発信など、障害に応じた適切な配慮等の支援が提供できるよう対策を進める必要があります。

また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等において障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、SNSなどの様々な媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備など各種取組を進めます。

また、地域における防災対策の推進を図るため、災害時において要配慮者となる障害者等に対し必要な支援や配慮を行えるようにするために策定した「災害時要配慮者支援マニュアル」や、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。

実施事業

★① 防災知識等の普及・啓発

コード：4101

＜防災課、障害政策課、福祉総務課＞

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要配慮者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、障害特性に配慮した媒体を含む防災ガイドブックを全戸配布し、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災・緊急時安心カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、家具の転倒防止や緊急避難場所・避難所の把握、近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画等の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率 【97%】	100%	100%	100%

★② 要配慮者の避難支援対策の推進

コード：4102

≪防災課、福祉総務課≫

要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所開設訓練の実施回数 【24回】	25回	24回	25回

★③ 避難行動要支援者名簿の活用

コード：4103

≪防災課、障害福祉課、福祉総務課≫

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施するなど、より一層名簿の活用を促進します。

また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した自主防災組織数 【544組織※】 ※市内自主防災組織数：793組織（令和4年度末時点）	640組織	700組織	700組織

★④ 災害時等における確実な情報の発信

コード：4104

≪防災課≫

災害時等における情報伝達にあたり、障害の特性に応じ多様な情報収集手段を確保するため、また、障害者の避難誘導を支援する市民等への適切な情報伝達を行うため、防災行政無線放送やテレビといった手段に加え、メールやアプリ、災害時防災情報電話サービス等のICTを活用した情報伝達システムを整備し、適切に運用します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防災行政無線メール、災害時防災情報電話サービス事業等、避難情報を受領できるサービス登録者数 【累計登録者数 45,410件】	50,000件	57,000件	57,000件

★⑤ 防災訓練への障害者の参加

コード：4105

≪障害福祉課、防災課≫

市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する理解を深める訓練を実施します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訓練参加者(障害者に対応する訓練の参加者)を対象にアンケートを実施し、障害及び障害者への理解度調査 【98%】	90%	90%	90%
各区避難所運営訓練への障害者の参加者数 【3人】	30人	30人	30人

基本施策（2）防犯等の対策

コード：4200

障害者が地域社会において安心して暮らせるよう、緊急時や防犯等の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。

実施事業

① 障害者支援施設等の防犯対策事業

コード：4201

《障害政策課》

国庫補助金を活用し、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。

また、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。

② 緊急通報システムの設置

コード：4202

《障害福祉課》

重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。

③ インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信

コード：4203

《指令課》

いつ起こるか判らない災害に対し、発声による119番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能やメール機能、ファクスを活用し、障害者が消防機関へ緊急通報する際に、文字による確実な通報受信を行います。

④ 緊急時安心キット配布事業

コード：4204

《救急課》

救急車の要請に際し、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管して、円滑な救急搬送につなげるための緊急時安心キットの広報を行うとともに、無料で配布します。

成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急時安心キットの広報の人数 【39,432人】	16,000人	16,000人	—


⑤ 消費者行政の推進

コード：4205

《消費生活総合センター》

障害者の消費者被害の未然防止のため、障害者関係機関と連携し、出前講座の実施やチラシ配布等、様々な場で情報提供、普及啓発を行います。

また、消費者被害への支援のため、相談者の必要に応じて筆談等による消費生活相談を実施します。

第 3 章

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に係る基本指針では、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和 8 年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。

【国指針】

- ・令和 4 年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行
- ・令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5.0%以上削減

目 標 値		設定の考え方
令和 8 年度末までの地域生活移行者数	42 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数(708 人)の 6%が地域生活へ移行
令和 8 年度末の施設入所者数	661 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数(708 人)から 6.6%削減

【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

【国指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数の令和8年度末の全国の目標値を設定
- ・令和8年度における退院率を3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上

目標値	設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・令和●年度●月末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上） ●人（具体的な目標値については、現在調整中） ・令和●年度●月末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満） ●人（具体的な目標値については、現在調整中） 	国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に国指針に即して設定

埼玉県人数からさいたま市分を算出予定。

【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

国の指針を踏まえ、精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、モデル事業を通じて蓄積した手法を活かして、地域ごとに精神科等医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。

なお、埼玉県における目標値は、次のとおりとなっています。



【参考：埼玉県における目標値】

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：●●日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)：●●人
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)：●●人
- ・精神病床における入院後3か月時点の退院率：●●%
- ・精神病床における入院後6か月時点の退院率：●●%
- ・精神病床における入院後1年時点の退院率：●●%

埼玉県の目標値を掲載予定



(3) 地域生活支援の充実

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことと、強度行動障害を有する者に関しては各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

【国指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	地域自立支援協議会の場を活用する

【地域生活支援の充実に向けた取組】

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。



強度行動障害を有する者の支援体制の充実に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（※）を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

（※）就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【国指針】

- ・令和8年度までに、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・令和8年度までに、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.31倍以上
- ・令和8年度までに、就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.29倍以上
- ・令和8年度までに、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

目 標 値		設定の考え方
令和8年度の一般就労移行者数	336人	令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和3年度実績値の1.28倍
令和8年度の一般就労移行者数 (就労移行支援)	277人	令和8年度就労移行支援から一般就労への移行者数 令和3年度実績値の1.31倍
令和8年度就労移行支援事業所の割合 (就労移行支援)	5割	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合



目 標 値		設定の考え方
令和8年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	44人	令和8年度の就労継続支援A型から一般就労 への移行者数 令和3年度実績値の1.29倍
令和8年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	22人	令和8年度の就労継続支援B型から一般就労 への移行者数 令和3年度実績値の1.28倍
令和8年度における 就労定着支援事業の 利用者数	126人	令和8年度における就労定着支援事業の利用 者数 令和3年度実績値の1.41倍
令和8年度における 就労定着支援事業の 就労定着率	2割5分	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7割以上の事業所の割合

【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。また、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする
- ・令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする
- ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする
- ・令和8年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする



目 標 値		設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センターの設置数	6か所	令和4年度末時点の設置数(6か所)を維持
令和8年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	24か所	令和4年度末時点の設置数(24か所)を維持
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	6か所	令和4年度末時点の事業所数(6か所)を維持
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	— (設置済)	協議の場として地域自立支援協議会を活用
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	10区に 配置	令和4年度末時点のコーディネーター配置区数(9区)に1区追加
令和8年度末までに障害児入所施設に入所している児童の18歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	設置	協議の場として地域自立支援協議会を活用

【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、各区にコーディネーターを配置します。さらに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、次の環境へ円滑に移行できるための協議の場を設置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、基幹相談支援センターの設置により地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとしています。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

目 標 値		設定の考え方
令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置	10 か所	令和5年度時点の事業所設置数 6 か所目を追加

【相談支援体制の充実・強化等に向けた取組】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、取組に必要な協議会の体制を確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

【国指針】

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築



目 標 値		設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制	検討	地域自立支援協議会の場を活用して、検討する

【障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組】

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービスの質を向上させるための体制について検討を行います。



2 訪問系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービスの見込量

本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

これまでの利用実績に基づき、見込量を設定します。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。



⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度1名を見込みます。

表 訪問系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護 (ホームヘルプサービス)	時間分	32,192	33,868	28,246	37,486	39,438	41,491
	人	1,554	1,601	1,681	1,699	1,751	1,804
②重度訪問介護	時間分	33,904	36,292	46,857	41,584	44,513	47,649
	人	77	84	115	100	109	119
③同行援護	時間分	2,987	3,231	3,276	3,780	4,089	4,423
	人	146	161	160	196	216	238
④行動援護	時間分	4,739	4,968	6,217	5,460	5,724	6,000
	人	161	167	179	180	186	193
⑤重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	60	60	60	60
	人	0	0	1	1	1	1

(2) 訪問系サービスの確保方策

サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、人材確保に向けて取り組むなど事業者の運営の適正化を図ります。

引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。





3 日中活動系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

第6期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、自立訓練（機能訓練）の利用実績は見込量を上回って増加しています。引き続き必要な支援が行えるよう、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

第6期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、自立訓練（生活訓練）の利用実績は見込量を上回っています。これまでの利用実績や、今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校を卒業した人等の利用を適切に見込み、地域生活への円滑な移行や地域生活の維持の支援につながる量的確保に努めます。

④ 就労選択支援

「就労選択支援」は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

これまでの就労系サービス新規利用者実績に基づき、見込量を設定します。



⑤ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑥ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑦ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

就労継続支援（A型）同様、これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑧ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑨ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

これまでの利用実績から見込量を設定します。



⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

これまでの利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を設定します。あわせて、利用者や家族等の負担を軽減するため、国庫補助金を活用した短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めるなどの量的確保を図ります。

表 日中活動系サービスの実績と見込み

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人日分	39,493	40,023	43,305	41,104	41,656	42,215
	人	2,030	2,071	2,244	2,156	2,199	2,243
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	800	888	1,108	1,094	1,214	1,348
	人	113	127	135	160	180	203
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	1,731	2,198	1,388	3,544	4,500	5,714
	人	117	157	89	283	379	509
④就労選択支援	人日分	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	118	133	150
⑤就労移行支援	人日分	8,373	8,651	7,550	9,235	9,542	9,858
	人	487	506	453	546	568	590
⑥就労継続支援 (A型)	人日分	10,594	10,260	17,570	9,623	9,320	9,026
	人	554	540	903	513	500	487
⑦就労継続支援 (B型)	人日分	24,582	26,747	28,104	31,666	34,455	37,489
	人	1,583	1,774	1,792	2,228	2,497	2,798
⑧就労定着支援	人	199	232	232	315	368	429
⑨療養介護	人	88	87	93	85	84	83
⑩短期入所 (ショートステイ)	人日分	2,868	2,825	3,299	2,741	2,701	2,662
	人	358	370	724	395	409	423
(福祉型)	人日分	2,674	2,644	2,557	2,585	2,556	2,527
	人	320	329	512	348	358	368
(医療型)	人日分	195	181	742	156	145	134
	人	38	41	212	48	51	56

(2) 日中活動系サービスの確保方策

今後もサービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。



4 居住系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で非常に需要が見込まれることから、グループホームの民間整備をより一層推進します。また、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者等を受け入れるグループホームの整備を促進します。

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

④ 地域生活支援拠点等

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。さいたま市では、地域自立支援協議会の場を活用し、関係機関と連携して地域生活支援拠点等における機能の充実に向けて協議を行い、また、支援の実績等を踏まえて検証及び検討を行います。



表 居住系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人	14	20	10	41	58	83
②共同生活援助	人	826	947	1,100	1,245	1,427	1,636
③施設入所支援	人	714	703	747	682	671	661
④地域生活支援拠点等	—	整備	整備	整備	整備	整備	整備

(2) 居住系サービスの確保方策

障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組めます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、事業者間の交流を促進することにより、事業者の運営の適正化を図ります。

また、障害者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障害者施策や障害者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。



5 相談支援サービスの見込量と確保のための方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

② 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

③ 地域定着支援

地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人	1,052	1,103	1,346	1,212	1,271	1,333
②地域移行支援	人	4	2	10	2	2	2
③地域定着支援	人	17	15	20	12	10	9

(2) 相談支援サービスの確保方策

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。



6 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

平成30年度から実施されている事業であり、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画期間の利用状況をみると、実績が見込量を大きく下回っていることから、利用実績に基づき見込量を設定します。

⑤ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

現状の入所者数を見込み量として設定します。



⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要であり、これまでの利用実績から、見込量を設定します。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。

表 障害児通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人日分	11,857	14,311	17,509	20,848	25,163	30,370
	人	1,336	1,619	1,943	2,378	2,881	3,491
【①に統合】 医療型児童発達支援	人日分	360	323	382	—	—	—
	人	50	48	71	—	—	—
②放課後等 デイサービス	人日分	29,185	32,988	34,133	42,145	47,637	53,844
	人	2,390	2,745	2,692	3,621	4,159	4,777
③保育所等訪問支援	人日分	145	227	119	556	871	1,364
	人	70	104	67	230	341	507
④居宅訪問型 児童発達支援	人日分	7	16	10	28	36	52
	人	3	4	10	7	9	13
⑤福祉型 障害児入所支援	人	7	7	7	7	6	6
⑤医療型 障害児入所支援	人	21	23	19	20	20	17
⑥障害児相談支援	人	413	427	552	456	471	487
⑦医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	14	17	10	10	10	10



⑧ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表 障害児等の受入れの実績と見込量

種別	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧認可保育所	人	504	577	439	593	604	616
⑧放課後児童クラブ	人	231	252	207	269	286	303

(2) 障害児通所支援等の確保方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れ担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。



7 発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

(2) 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言

発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。

(6) パアレントメンターの人数

発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ保護者に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業を実施することで、発達障害児を持つ家族等の不安や負担の軽減や支援の充実を図ります。

(7) ピアサポート活動への参加人数

発達障害者支援センターを継続利用中の当事者の方を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、当事者同士の交流を促進してまいります。

表 発達障害者等に対する支援の実績と見込量

種別	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
(2)発達障害者支援センターによる相談件数	件	860	831	1,254	830	830	830
(3)発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	37	45	35	40	41	42
(4)発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	30	36	53	35	35	35
(5)ペアレントトレーニングの受講者数(保護者)	人	18	18	24	24	24	24
(5)ペアレントトレーニングの実施者数(支援者)	人	—	—	—	4	4	4
(6)ペアレントメンターの人数(累積)	人	19	23	25	27	29	31
(7)ピアサポート活動への参加者数	人	22	27	15	20	20	20



8 精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

保健、医療、障害福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場としての地域自立支援協議会を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。

地域自立支援協議会の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を見込量として設定します。

(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援

精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携し、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援をします。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数にこれまでの利用実績から、見込量を設定します。

表 精神障害者に対する支援の見込量

種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
(2)精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援				
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	8	8	8
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	520	650	812
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	23	29	37
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	160	176	194



9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策

(1) 基幹相談支援センターの設置

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心に障害者支援地域協議会を設置しています。地域の支援機関が連携して地域の体制づくりをしたり、個別の事例等から抽出した地域の支援課題への対応について検討を重ねたりすることで、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、障害者支援地域協議会等を活用して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行い、研修等を実施することで、地域の相談支援事業者の人材育成を図ります。

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

地域の関係者が集まり、地域のサービス基盤の整備や障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議するため、地域自立支援協議会を設置しています。また、専門部会では、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題をより専門的に調査審議します。

表 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量

種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)基幹相談支援センターの設置の有無 【総合的・専門的な相談支援の実施から変更】		有	有	有
(2)基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	8	10	10
(2)地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	2	2	2
(2)地域の相談機関との関係強化の取組の実施回数	回	8	10	10
(2)個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	8	10	10



種別	単位	第7期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(2)基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置数	人	8	10	10
(3)協議会における相談支援事業所の 参画による事例検討実施回数(頻度)	回	1	1	1
(3)協議会における参加事業所・機関数	機関	12	12	12
(3)協議会の専門部会の設置数	回	4	4	4
(3)協議会の専門部会の実施回数(頻度)	回	8	8	8

10 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保のための方策

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービス等の質を向上するため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用します。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への、これまでの参加実績から見込量を設定します。

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、集団指導において、請求上の注意点等を事業所に伝達します。

(3) 指導監査結果の関係自治体との共有

指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、指導監査業務に対する会議に参加することとし、年1回を見込みます。

表 障害福祉サービス等の質の向上に対する見込量

種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人	40	40	40
(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
(3)指導監査結果の関係自治体との共有	回	1	1	1



11 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。



(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。

(8) 移動支援事業

障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(10) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

② 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。



(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。

また、盲ろう者や失語症者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

また、令和5年3月に制定された国の障害者基本計画（第5次）において記された内容を踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実現に向けて、埼玉県等と連携して検討してまいります。

(13) 広域的な支援事業

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時の専門的な心のケアに関する相談体制の整備に向けた検討を行います。

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。

(14) 任意事業

その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。



表 地域生活支援事業の実績と見込量

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	人	66	84	50	100	100	100
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件	3,550	3,320	4,400	4,400	4,400	4,400
要約筆記者派遣事業	件	269	323	250	300	300	300
手話通訳者設置事業	人	22	19	20	20	20	20
(7)日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	91	69	70	70	70	70
自立生活支援用具	件	106	119	135	135	135	135
在宅療養等支援用具	件	114	96	110	110	110	110
情報・意思疎通支援用具	件	140	126	250	250	250	250
排泄管理支援用具(月間)	件	2,370	2,389	2,100	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	19	14	25	25	25	25



表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(8)移動支援事業	箇所	239	245	250	252	254	256
利用見込者数(月間)	人	780	1,024	1,275	1,130	1,187	1,245
延べ利用見込時間数(月間)	時間	21,741	22,848	28,401	25,553	27,023	28,548
(9)地域活動支援センター事業							
さいたま市分(年間)	箇所	26	26	26	26	26	26
	人	255	259	270	270	270	270
他市町村分(年間)	箇所	6	6	5	5	5	5
	人	11	11	10	10	10	10
(10)専門性の高い相談支援事業							
発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1	1
障害児等療育支援事業	箇所	3	3	2	3	3	3
(11)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成研修事業	人	18	13	10	10	10	10
要約筆記者養成研修事業	人	5	8	10	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	1	1	1	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人	—	1	1	1	1	1
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	5	5	5	5	5	5

表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(13)広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業	回	2	1	4	4	4	4
地域移行・地域生活支援事業	人	7	7	7	7	7	7
災害時心のケア体制整備事業 (専門相談員配置の有無)	回	1	1	1	有	有	有
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(協議会の開催見込)							
	回	2	2	2	2	2	2
(14)任意事業							
盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月間	106	126	94	100	100	100
更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業	人/月間	40	36	40	40	40	40
知的障害者職親委託制度	人/月間	4	3	3	3	3	3
日中一時支援事業	人/月間	86	87	137	97	103	108
生活訓練等	人/年間	733	886	1,000	1,000	1,000	1,000

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
1	R5.1	WG	全般	全般	孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行されるが、本計画に特に影響ないか(特に精神障害者分野)。	国の定める孤独・孤立対策の重点計画の施策と同様の2207「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」、2404「精神保健福祉に関する相談の実施」について、計画掲載事業として取り組んでまいります。
2	R5.1	WG	全般	全般	成果指標が各事業の目的の達成度より、事業の進捗を示しているものがある。事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する(あるいは設定しない)方が良いと考える。 例えば、「研修会は何回やる」というのは、成果指標じゃなくて、事業予定。事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、1201「障害者差別への適切な対応、支援の実施」等、一部成果指標を見直しました。
3	R4.1	市民会議	全般	全般	職員対象の研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答するのは「出席」と見なされる条件のようなものであり、これに対して70%などの目標を定めて目標達成などと評価するのはナンセンスと感じる。効果による評価が望ましいが、せめて出席者数や職員の何割に研修を行うと言った指標にすべき。(理解度についても同様)	いただいたご意見を踏まえ、事業コード1108「市職員の障害者への理解促進」について、成果指標を見直しました。
4	R5.1	WG	全般	全般	現状よりも低い目標を設定している事業について、総合振興計画の目標値であるとの説明だが、必要があれば、個別計画である本計画で目標値を伸ばして、その数値を次の総合振興計画に反映するべきであると考え。	総合振興計画改定時の見直しも視野に入れ、検討いたします。
5	R5.1	市民会議	アンケート	-	ニーズを調べたうえでこれに力を入れますとしてくれないと納得できない。国が力を入れると言ったから、市でも力を入れるというのは違う。	アンケート結果を掲載するページに分析および関連事業のページ番号を掲載します。
6	R5.1	WG	アンケート	-	アンケートの結果や事業所さんから出てきているような声を踏まえ、地域の施策全体として、最も力を入れていくところがどこなのか、読み取れるようなメリハリのある計画になるといい。	アンケート結果を掲載するページに分析および関連事業のページ番号を掲載します。
7	R4.2	障害者政策委員会	アンケート	-	アンケートの読み方として、数値の少ない部分にも注目する必要があるのではないかと。	いただいたご意見は、今後の施策実施にあたり参考とさせていただきます。
8	R2.6	障害者政策委員会	アンケート	-	計画策定に当たって実施したアンケートについて、結果を計画に反映させるべきではないかと。	アンケート結果を掲載するページに分析および関連事業のページ番号を掲載します。
9	R5.1	市民会議	計画策定の趣旨	-	用語解説に記載されるのだらうと思いますが、「アクセシビリティ」については、その場で意味が異なるので、「アクセスの保証」や「アクセスしやすさ」よりも「近づきやすさ」や「利用しやすさ」など、万人が分かりやすい表記を、例えば「アクセシビリティ(利用しやすさ)」等、文中にその都度記載するべきだと思います。	いただいたご意見を踏まえ、用語解説中の文言を見直します。
10	R5.1	市民会議	計画策定の趣旨	-	計画策定の趣旨の文面の記載方法が、平成23年、平成19年、平成28年、平成23年、2021~2023、令和6年と時系列がバラバラなので、「万人にわかりやすい文体」とは言えない。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
11	R5.1	市民会議	計画策定の趣旨	-	権利条約を書いているのはよい。勧告のことを触れていないのはよくない。勧告を受けてさいたま市はどうしていくか明記すべき。どこが課題かを議論すべき。市の職員が総括所見を知るべき。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
12	R5.2	WG	計画策定の趣旨	-	昨年夏の国連の障害者権利委員会で障害者権利条約に関する対日審査についての勧告が日本政府に対して出されている。勧告で言っているのは、障害を持っている人達は権利の主体である、障害のある人となし人を分離して暮らすとか働くということはよろしくない、健常者中心主義の社会のありようなど。この計画の趣旨と通底することが沢山あるので、計画の趣旨の計画の背景になる部分一つとして、その勧告のことも書いていただいた方がいい。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
13	R5.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	海外では幼児期からレディーファーストや障害者優先を教えているところがある。日本では教わっていないに配慮できないというもある。紙で配布だけではなく、生の声を聴いてもらうことが大切ではないか。	ノーマライゼーション条例のリーフレットについては、配るだけでなく授業で活用しやすいものになるよう、内容や配布のタイミングなど教育委員会と協議してまいります。リーフレット配布の際は、活用例として当事者による出前授業を掲載し、必要に応じ障害者団体等を紹介して参ります。
14	R5.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	区役所でアイマスクで視覚障害者の疑似体験をしたことがある。そういった体験をすれば障害者の困りごとがわかるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
15	R4.3	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	学校にも障害のある方の雇用を推進して、生徒にとって自然と障害のある方の理解を深めることはできないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
16	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	聞こえない方の理解の促進を加えてもらいたい。	理解促進について障害ごとに全て掲載することは困難であることから、一般的に理解が遅れていると言われる心の健康や精神疾患について実施事業として掲載しています。
17	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例の簡明版が小学校6年生に配られているが、配るだけでなく、当事者による出前授業をするのはどうか。謝金は必要ではあるが、すぐできる。	ノーマライゼーション条例のリーフレットについては、配るだけでなく授業で活用しやすいものになるよう、内容や配布のタイミングなど教育委員会と協議してまいります。リーフレット配布の際は、活用例として当事者による出前授業を掲載し、必要に応じ障害者団体等を紹介して参ります。
18	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	自治会の集まりでノーマライゼーションや施策について出前講座等で市職員が周知するのはどうか。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
19	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害のある人ない人で知り合うことが大事。自治会は積極的な人が多いと思うので、そこから働きかけてみてはどうか。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
20	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害者の理解を深めるために力を入れるべきこととは、福祉施設を地域に開かれたものにする。これは息子の行っているグループホームに関しては、全然なされていない。近所の人には「ここは何ですか」「あまり人の出入りが無い」とか。まずは地域の人と少しでも交流があったらいいと思う。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
21	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について知らない・内容を知らないという方が8割という結果でした。市のホームページにも掲載されていますが、見る機会は少ないと思います。多くの人に知ってもらえるように広報活動をお願い致します。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
22	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について、「まったく知らない」の数値の高さに驚愕です。なぜこのようなことになっているのでしょうか。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
23	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について、障害当事者にも、こんないい条例があるということを知ってもらおうようにした方がいいだろう。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
24	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について、全く知らないが65パーセント、内容を知らないも合わせると80パーセント以上になります。広報活動を見直したほうが良いと思います。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
25	R4.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	小学校に配るだけでなく、配布後の結果を知りたい。	ノーマライゼーション条例のリーフレットの配布の際には、授業や学級活動での活用を依頼していますが、授業で活用しやすいものになるよう、内容や配布のタイミングなど教育委員会と協議してまいります。
26	R5.1	WG	1102	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	市民会議の回数を事業説明に入れてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
27	R5.1	WG	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	1101「障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発」と同一の成果指標ではないか。または、ノーマライゼーション条例を知っている市民の割合などはどうか。	上位計画である総合振興計画の成果指標との整合性を考慮し、このままの指標とします。総合振興計画の見直しの際に、検討してまいります。
28	R4.3	市民会議	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	埼玉県障害者アートフェスティバルを参考に、さいたま市でも障害者ダンスや音楽活動を支援して発表の場を与えて欲しい。	埼玉県障害者アートフェスティバルに類似するものとして、さいたま市では、障害者週間「市民のつどい」において、発表の場を設けています。ひきつづき、ダンスや音楽活動の発表の場の提供を継続して参ります。
29	R5.1	WG	1104	人権に関する学習の推進	実施公民館の割合は成果指標から外し、事業説明中に、「〇〇館すべてにおいて実施」等の記載をすればよいのではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、実施公民館等の割合を成果指標から外し、事業説明を修正します。
30	R5.1	WG	1105	交流及び共同学習の推進	同じ地域の学校に通う同じ世代の子どもたちともっと触れ合う機会を多く持てたいと思います。インクルーシブ教育という言葉を目にする事も増えてきましたが、日本はまだ遅れていると感じますし、今の状況では充分とは言えないと思います。子どもの頃から関わり合う事で、相互理解も深まると思います。実現可能なところから、まずはもっと機会を増やして試みてはどうでしょうか。本来であれば障がいのある子もいない子も、同じ学校の敷地内で過ごせる事が一番理想的だと思います。けれども、それを実現するにはまだまだ時間もコストも必要だと思うので、ならば、まずは今すぐに見えることから柔軟に始めてみるという事を実践出来ないかなと思うのです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
31	R5.1	WG	1105	交流及び共同学習の推進	事業内容を具体的に記載してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
32	R5.1	WG	1106	心の健康に関する普及啓発	講演会の開催回数を記載してほしい。(1回なら記載は不要)	心の健康に関する講演会は例年1回実施しております。
33	R5.1	市民会議	1107	精神疾患に関する理解促進	精神疾患は外から見えない。病気を知ってもらう、広報するということを充実していかねばならない。	いただいたご意見を踏まえ、精神疾患に関する理解促進に取り組んでまいります。
34	R5.1	WG	1107	精神疾患に関する理解促進	事業6の講演会との違いが分かるように記載してほしい。また、1106は「心の健康」で本事業の説明は「こころの健康」だが違いがあるのか。	事業6と比べた時にわかりにくいことと精神疾患等の講演が中心のため、「こころの健康」という言葉を外しました。
35	R5.1	WG	1108	市職員の障害者への理解促進	職員の何%が受講したのか、あるいは累計で何%が受講したのかを成果指標にしてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、上記のとおり修正します。
36	R5.1	WG	1108	市職員の障害者への理解促進	成果指標「アンケートによる研修内容の役立ち度」を維持するのであれば、事業実施の主旨からすれば少なくとも90%以上で推移してほしい。指標値について再検討してほしい。	上記のとおり、成果指標を修正します。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
37	R5.1	WG	1108	市職員の障害者への理解促進	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など（しなければならない事業）については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業（しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業）1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	本研修につきましては、市役所内全体に障害者への理解が広まるよう、すべての課から職員1名を参加させることとしております。いただいたご意見を踏まえ、今後は各課1名の受講を基本としつつ、数年かけて全職員の受講を目指すこととし、成果指標を修正します。
38	R5.1	WG	1109	公民館における障害に関する生涯学習の推進	59館全館で実施することは、成果指標でなく事業説明に記載されたい。成果指標は、事業目的の達成度が図れるものを設定してほしい。	59館全館で実施することについては、事業内容に記載し成果指標は削除しました。 今後成果指標となり得るアンケート項目の設定について検討するなど、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
39	R5.1	市民会議	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害者差別解消法は4月に施行されるから、「アンケートにおいて『役に立った』と回答した事業所職員の割合」は、80%じゃなく、100%じゃないと問題では。低すぎる。	いただいたご意見を踏まえ、令和9年度の目標値を95%に修正します。
40	R5.1	WG	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	対象事業所の何%が受講したのかを成果指標としてはどうか。	市で行う差別解消や虐待防止の研修については、事業所による受講が義務付けられていないため、受講割合を成果指標とすることは難しいと考えており、受講者が所属する事業所において研修の目的となる考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であるとと考えております。 上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に、アンケートの設問について、検討して参ります。
41	R5.1	WG	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など（しなければならない事業）については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業（しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業）1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	市で行う差別解消や虐待防止の研修については、事業所による受講が義務付けられていないため、受講割合を成果指標とすることは難しいと考えており、受講者が所属する事業所において研修の目的となる考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であるとと考えております。 上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に、アンケートの設問について、検討して参ります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
42	R5.1	WG	1302	虐待の防止のための研修の実施	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など(しなければならない事業)については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業(しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業)1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	市で行う差別解消や虐待防止の研修については、事業所による受講が義務付けられていないため、受講割合を成果指標とすることは難しいと考えており、受講者が所属する事業所において研修の目的となる考え方を活用できるように研修内容を充実させることが重要であると考えております。 上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に、アンケートの設問について、検討して参ります。
43	R5.1	権利擁護委員会	1401	成年後見制度の利用の促進	「セミナーを受講した市民の人数(累計)」について、この人数は、累計の数字であるため、毎年セミナーを開催するのであれば、人数は年々増加すると考えられますが、2024～2026年度は、開催予定がないということでしょうか？ 当該セミナーが成年後見制度の広報を目的としたものか、市民後見人の養成を目的としたものか、こちらの指標からは明らかではありませんが、いずれにしても、権利擁護の観点からも重要な活動と考えられます。引き続き、セミナーが開催されることを期待します。	毎年セミナーは開催する予定です。いただいたご意見を踏まえ、成果指標の目標値を修正します。
44	R5.1	市民会議	1401	成年後見制度の利用の促進	成年後見制度3年後でも65%と低い。市として進めようとしていたのではなかったのか。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標の目標値を修正するとともに、受講率の向上に取り組んでまいります。
45	R5.1	WG	1401	成年後見制度の利用の促進	受講した市民の累計人数が3年間同じで増えていないということは、事業を実施しないということか。いずれにせよ、成果指標として不適切。 利用促進法の中核機関において成年後見に結び付いた人数などを指標にできないか。	事業は実施する予定です。いただいたご意見を踏まえ、成果指標の目標値を修正します。
46	R4.2	障害者政策委員会	1401	成年後見制度の利用の促進	様々な要因があるのですが、成年後見制度について「制度名も名前も知らない」の数値が高いことに驚きます。なぜなのか疑問です。	一般的に成年後見制度を利用される方には高齢者の方が多く、若い方の認知度が低い傾向にあります。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
47	R4.3	障害者政策委員会	2000	質の高い地域生活の実現	医療的ケア児について、大きな柱とするべき。 この現行計画がスタートした後、2021年の9月に医療的ケア児の支援法が施行されている。 医療的ケア児、また特にその中でも一番障害が重いと言われている、例えば重症心身障害児の方に対するさいたま市としての支援をしていく姿勢が見えるような計画にしてほしい。 市の姿勢として、重症児など最もハンデの大きい方に対して、さいたま市としてはどういう支援をしていこう、どういう支援をしていこうか、どういうさいたま市でありたいかというようなビジョンが見えるような形で記載するべき。	いただいたご意見を踏まえ、計画策定の趣旨や基本目標に医療的ケア児について掲載しております。
48	R4.3	市民会議	2100	ライフステージを通じた切れ目のない支援	特別支援学校のスクールバスに乗れない子どもがいる。スクールバスの中に添乗員だけでなく、専門職の人に乗ってほしい。何かあった時の対処できるようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
49	R5.1	WG	2103	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	医療的ケア児支援法により、保育・教育場面で適切な医療的ケア等が受けられる措置を講ずることとされている。この点について、計画でも触れるべきである。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 (障害政策課) 医療的ケア児保育支援センター運営事業は基本施策 (1)「ライフステージを通じた切れ目のない支援」として掲載することとします。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
50	R5.1	WG	2103	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	目標の施設数が、全体の何%に当たるのかも記載してほしい。	目標の表記につきましては、総合振興計画実施計画と一致させているため、現表記のとおりとさせていただきます。(全736施設のうち、321施設は43.6%になります。)
51	R5.1	WG	2104	医療的ケア児保育支援センター運営事業	成果指標が7年度7区、8年度「-」となっているが、7区で達成という事なのか、10区ではない理由は何か。	総合振興計画実施計画と連動しており、現在の実施計画が令和7年度までとなっているため。
52	R4.3	市民会議	2105	療育体制の強化と効果的な支援の推進	現行計画の概要版より、療育体制の強化とあるが、未就学の子どもを対象としたもので、学校に通うと切れてしまう。学校に行っても療育を受けたいという家庭がある。中には都内の療育センターに通っている人もいる。ニーズがあるので、さいたま市でも切れ目のない支援体制を整えてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
53	R5.1	WG	2107	発達障害児に対する支援の充実	研修会開催回数は成果指標ではなく、事業の説明に記載されたい。 (「～研修を年6回実施します。」)	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
54	R4.2	障害者政策委員会	2108	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	アンケート結果の「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」の数値が高いことに驚きです。教育現場の様々な苦労は理解できますが、障害者に寄り添った教育は出来なんでしょうか。教育委員会が福祉教育に対して本腰をあげて取り組む姿勢が重要だと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
55	R5.1	市民会議	2109	相談支援体制の充実	特別支援学校は高校までだが、知的障害の方も行ける専修学校など次のステップがあるというと思う。	特別支援学校の次のステップにあたる学校については、他の自治体にも例がなく、市として設置を検討する段階にはございません。障害のある生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立をしていくことが重要であると認識しております。特別支援学校中学部、高等部段階における障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育を推進し、労働や福祉等の関係機関と連携してまいります。
56	R4.2	障害者政策委員会	2109	相談支援体制の充実	発達障害に気づいた時期が幼児期と18歳以降に多い傾向にあると思います。この時期にわかるきっかけ(検診や就労してわかった生きずらさ)があったためだと思いますが、中学や高校でも何らかのきっかけがあれば、気づきがあると思います。それにより18歳以降に気づいた方々の中には、もっと早く対応できるチャンスが生まれるのではないかと思います。中学・高校での障害の理解が深まるよう期待したいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
57	R5.1	WG	2109	相談支援体制の充実	医療的ケア児支援法により、保育・教育場面で適切な医療的ケア等が受けられる措置を講ずることとされている。この点について、計画でも触れるべきである。	医療ケアの必要な児童については、次年度小学校に入学する段階で、就学相談の中で配置し、小学校に入学後、対象児が在籍する学校に看護師を派遣する事業を令和元年度より行っています。
58	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	ケアラーの部分に、ヤングケアラーの文言の追記はできないものなののでしょうか。相談者の中には、障害のある両親のため、本来両親がやるべき幼い子供の面倒を兄弟で担っているご家庭がいて、学校が休みがちになってしまうという事例があるんですね。ケアラーの意味としてはヤングケアラーも含まれると思うんですけども、ヤングケアラーという文言を入れたほうがよりケアラー全体の支援というイメージがつかやすいと思います。	いただいたご意見を踏まえ、基本目標2基本施策(2)に「ヤングケアラー」を追記します。
59	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	10歳以上の思春期の難しい子の親が大変苦労されてるというお話を聞きますので、ペアレントメンターと似たような効果のある同じような事業、相談しやすいとか、同じような親同士で話がしやすいとか、お互いに情報交換して勉強にもなるとか、そういうペアレントメンターを受けたのと同じような効力のある制度を設けていただきたい。	小学校高学年のご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、ご要望に応じて、相談・情報入手先として、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
60	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	なかなかこの潤いファイルの使い方が、まだ周知されていない、また上手く使われていないというようなところが見受けられます。うまく支援に繋がっていきけるように、何か手だてを考えていただけるとありがたいと思います。	潤いファイルは、ホームページ等で周知しております。また、令和5年度事業所向け集団指導研修でも、周知を行いました。使い方については、ガイドブックを作成し、ホームページで公開しています。
61	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施なさっているのを私も承知しているんですけども、その受けた結果どうなのかって言うのをちゃんとフォローをしていただく、把握していただくことが必要だと感じるところです。日常生活の中でどれだけ学んだことを生かすかっていうところが大切で、ただそれをお母さん1人では無理なので、ペアレントトレーニングとかプログラムを受けた人たちが、その後どうなのかなっていうのもリサーチしながら、支援していただけると、お母様方も自信を持って子供さんに向き合えるのかなと思っています。実施するだけではなくて、お母様の理解をどう支えるかっていうのを大事にさせていただきたいと思うところです。	いただいたご意見は、関係課に伝えてまいります。
62	R5.1	市民会議	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	こども家庭庁にかかわる施策が見当たらない。医療的ケア児の内容はあるが、ヤングケアラーの内容が抜けている。どの障害にも共通している内容だと思うので、入れてほしい。こども家庭庁ができたのに抜けている。	いただいたご意見を踏まえ、ヤングケアラーを含め広く子どもやその家庭に関する相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を追加します。
63	R5.1	WG	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	ヤングケアラーについては、教育委員会の養護教員の方が一番その実態を見つけやすいと言われています。小学校や中学校の時に、見つけてあげないとその人の将来がなかなか開けてこない。養護教諭の研修とか、あと幼稚園の段階の研修とか、そういうところでケアラーの人たちに、アクションを起こせるような広げてほしい。 教育部局に対するケアラーに関する事業は、障害に特化した事業ではないと思いますが、計画を見たときに市民目線で言ったら、「書いてくれないんだ」ということしか残らない。逆に言えば、障害も入っているのであれば、障害の計画にも掲載した方がより体系がよくわかって市民目線的には親切かもしれない。逆に言えばせっかくやっているのに、やってないという誤解を受ける気もする。	教育委員会では、教職員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員対象の研修会において、それぞれ年1回以上「ヤングケアラー支援」に関する研修を実施しております。いただいたご意見を踏まえ、新規事業として掲載いたします。
64	R4.3	障害者政策委員会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	知的障害の家族はどうしても兄弟が見るとということでヤングケアラーの対象になる確率が高い。兄弟の会の方が学校の保健の先生向けの、ヤングケアラーを見つけるための、チェック項目・質問項目みたいなもの作っている。そのような、本人からなかなか発信できないものをキャッチするというのを、いろんな団体で取り組んでいると思うので、取り入れていったらどうか。	教育委員会では、ケアラー・ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチームにおいて作成された「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」を市立各学校に配布いたしました。市立各学校においては、ヤングケアラーと思われる児童生徒やその家庭を把握した際に活用しております。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
65	R4.3	障害者政策委員会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	手当も含めて、所得収入に関するご不安を課題としてとらえるべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
66	R4.2	障害者政策委員会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	少数ではあるが、いわゆる「ヤングケアラー」の実態があるので、何とか解消に近づけるよう対策が必要だと感じました。	いただいたご意見を踏まえ、ヤングケアラーを含め広く子どもやその家庭に関する相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を追加します。
67	R5.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	子供が小さいときは自分が疲れていても子供を外に出せない。自分が生んだからと言って親が無理してしまうのは違う。家族が休めるショートも必要。市で補助をしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
68	R5.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	事業所の空き状況がリアルタイムでわかる情報があるとよい。 事業所情報が市ホームページにあるが、フォーマットを充実させるなど考えてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
69	R5.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害福祉サービス事業所等の整備の促進がコロナの影響で整備が完了しなかったことで卒業後の生活・活動の場が確保されていたの心配されます。次期計画年度で整備された場合、定員がうまるまで時間がかかることも予想されます。事業所の整備促進と併せてこのようなことも計画に入れていただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
70	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	親御さんのピンチの時に、ショートステイを活用した、介護負担軽減関係も含めてですけど、そういう場が多様に広がるといい、というのが、地域生活支援拠点の理念になります。拠点を整備し議論をやっと各区分で始めたところなので、数値であらわしづらいのかなと思いますが、この議論を進めていくことで、空きがないという状況が、解消できるのかなと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
71	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	グループホームにショートステイつけている所がありますが、総定員の中の半分は、いわゆるロングショート。行き場がなくなって、ショートステイをずっと継続して、何とか生活している人達で半分埋まってしまう。ショートをめぐるやりくりも大変ですし、グループホームがないということで、いわゆるショートをずっと続けなきゃいけないという人たちがいるということも、ぜひ知っていただければと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
72	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	ショートステイは、緊急の時でもなかなか空いているところがない。それこそ葬式にも出られない。 どうしてショートステイが空いてないのか。「見込みを設定しました」で終わってしまうのではなく、もうちょっと踏み込んだような書き方にしてほしい。	いただいたご意見につきましては、「②障害福祉サービス事業所等の整備促進」において整備に努めることとしております。
73	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	短期入所は第3章の見込み量で掲載するだけでなく、本来は基本目標2「質の高い地域生活の実現」とか各論で出てきてほしいと思います。 第3章は見込みではあるけれども、目標なのかって言うことはちょっと疑問であるため。	いただいたご意見につきましては、「②障害福祉サービス事業所等の整備促進」において整備に努めることとしております。
74	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	ショートステイも在宅で暮らしてらっしゃる方にとっては大事な事業。急なショートステイはまず受けてもらえないという実態がある。ショートステイもう少し位置づけるべきではないか。	いただいたご意見につきましては、「②障害福祉サービス事業所等の整備促進」において整備に努めることとしております。
75	R4.3	障害者政策委員会	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	ショートステイを使いたいと思っても、空きがありませんと断られることが多い。コロナワクチンの予約システムのように、どこが空いているか、公平にわかりやすく情報発信するツールみたいなものを、検討したらどうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
76	R5.1	WG	2203	指導監査の実施	成果指標が掲げられなくなった背景には、何があるか。事業所数が増えつつある中で、事業所指定後のサービスの質の確保については課題と考えている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
77	R5.1	WG	2204	心身障害者医療費の給付	身体障害者手帳1級から3級取得の方々は、医療費の助成金が給付されています。精神の方は、一級のみで、入院は対象外。アンケート結果をみると、心身障害者と精神障害者の収入にどれだけ差があるかというのは、歴然としています。今後の課題です、くらい書いていただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
78	R5.1	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	このような取り組みは全然知らなかった。もっとこの分野で困っている人々のため知らせてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
79	R5.1	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	必要としている人に必要な制度を。精神の人にはアウトリーチだが、人材が不足していて、ニーズにこたえられない。	いただいたご意見を踏まえ、人材育成に取り組んでまいります。
80	R5.1	WG	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	アウトリーチが数年前からこの文言の中に入ってきましたので、ここはちょっと救いだなと思っています。ただ精神の方にとって、何が変わっているかという点は何も変わってない。前進していくことがわかるような文言にしてほしいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
81	R4.3	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神障害は家族と同居している場合が多い。地域で暮らしてこそである。入院している精神障害の人は、せめて家に帰ればという思いであることが、このアンケート結果から読み取れる。入院したその先についての支援が必要である。どうか予算をつけてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
82	R5.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	このような取り組みは全然知らなかった。もっとこの分野で困っている人々のため知らせてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、ホームページ等を活用した周知に取り組んでまいります。
83	R5.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	夜中に家族が手に負えない状態で救急病棟に連絡したところ、明朝連絡くれと言われたことがあった。救急だから連絡しているのに、と思った。また、市立病院は、外来を見てもらえない。形はあるけどうまく回っていないと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
84	R4.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	電話を受けている件数は多いと思うが、つながっている件数が少ない。漏れている方が別に相談するなど苦労している。	いただいたご意見は、関係機関と共有し、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
85	R4.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	緊急の際の連絡先として医療センターが24時間体制で受けているが、状況を聞いて、明日かかりつけに行ってほしいといわれることが多い。それを言われるなら電話しないという声が家族会で聞かれる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
86	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	ひきこもりにはなんらかの障害が見え隠れしているように思います。そのような観点からひきこもる人たちの生きづらさをほぐしつつ今後の人生について本人がより望ましく思えるような人生を模索できる機会を作ってほしいです。また、社会がどう受け入れていくかという視点の方は、もっと重要だと思います。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点があまり見えない気がします。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
87	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	どのような支援があるか調べないと出てこない。情報が届いていない。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き、ひきこもり相談センターの普及に取り組んでまいります。
88	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	家族が抱えてしまっている現状がある。どこかでいいからつながって、何かの時にSOSを出せる環境づくりが必要。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
89	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	早い段階で社会参加できるサポートができないと、年齢がいても出られなくなってしまう。	ひきこもりは状態像であり、それぞれが異なる経緯や事情を抱えています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、ひきこもり相談センターとして丁寧に寄り添う支援に取り組んでまいります。
90	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	ひきこもりを重点項目に入れてほしい。障害が小さなポイントとなって引きこもりになってしまうことがある。いろいろな障害を持っている人が発端で引きこもりになってしまっている人が多い。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き庁内をはじめとした支援者に対する研修に取り組んでまいります。
91	R5.1	WG	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	発達障害なり、軽度な知的障害なりの方達は、学校でいじめにあったとか、障害があるとうまく理解してもらえなかったというのが引きこもりの発端になったりする。教職員をはじめ、消防などいろいろな職種の方たちにも、研修をしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
92	R5.2	WG	2213	発達障害児の家族等に対する支援の充実	成人発達障害者の家族支援を行ってほしい。保護者だけではなくて、配偶者とか兄弟、当事者の子供の支援も計画していただけたら。ペアレントトレーニング、ペアレントメンターをやられているようなんですけど、小学生の親までが対象。年齢に関係なく家族全員が受けられるようになればいいと思います。	成人発達障害者のご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、発達障害者支援センターで家族支援の相談をしていただくことができます。また、ご要望に応じて、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。
93	R5.1	市民会議	2214	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	新規でレスパイトケアが出ていた。支援者側だけでなく家族にも知ってもらう必要がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
94	R5.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホーム使いたい精神障害家族増えている。グループホーム経営者はさまざま。グループホームは多種多様。見分けるのが難しい。わかりやすく整理してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
95	R5.2	WG	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの補助金とかもしくは家賃補助なり、ご検討いただければ	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
96	R5.2	WG	2301	グループホームの整備の促進	埼玉県が昨年空家家対策で、空家家対策の一環で空家家になってるお家をグループホームに転用する場合の補助金を昨年から出している。非常に空家家対策という点でも有効な施策だと言われているので、少なくとも県と横並びというところは追求していただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
97	R5.2	WG	2301	グループホームの整備の促進	<p>8050問題を解消するには、地域の住まいをもっと増やして、親御さんに依存しないで障害を持った人たちが暮らせるようになるということが、必要。グループホームは作るための支援策がもっと充実しないと増やせない。グループホームを作るための三つの壁があります。</p> <p>一つは建物。建物の要件が非常に厳しくなっているため、普通の借家を簡単にグループホームにするとということが難しくなっています。非営利の社会福祉法人、NPO法人はそう簡単にはつくれない。</p> <p>次に運営が非常に厳しい。今の国の報酬では非常勤をメインにするしかない。夜間も含めて年配の非常勤の方たちで、高齢、障害の重い方たちの日常生活すべてを支えていくというのは、非常に不安が大きい。</p> <p>もう一つは障害を持つ方たちの所得の問題。年金といわゆる工賃。生活介助や就労Bの工賃だけでは、グループホームに家賃を払って生活費もらって生活することが成り立たないという方たちがたくさんいます。</p> <p>そういうことをぜひご認識いただきたい。他の自治体では、建物にしても、運営にしても、本人たちの家賃補助にしても、いろんな工夫をして、後押しをするという事やっております。</p> <p>さいたま市でも数年前に少し始まりましたが、グループホームが非常に限られてしまっているので、グループホームを増やすための支援策を是非とも抜本的に広げていただかないと簡単には増えない。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
98	R5.1	WG	2301	グループホームの整備の促進	<p>グループホームに関しては、増えてはいるが、なかなか質が伴わない。質のことをこの計画に盛り込みづらいんですけども、質も含めて整備を考えていく必要があります。</p> <p>この中で、重度の方の受け入れ枠が10人増というのほげ、現場の実感としては、全然足りないと思う。障害者支援施設を減らしていくという国の施策がある以上は、グループホームにもっと十分な人達が入れるようなことをもっと力を入れていくことが必要。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
99	R4.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	<p>グループホームの整備が進まなかったのは、建設資材の高騰や職員（人材）不足が原因だったように思います。この二つは計画に重点課題としてのせていくべきだと思います。</p>	<p>建築資材の高騰につきましては、計画の重点目標にはなじまないものと考えておりますが、いただいた御意見を踏まえ、施設整備事業において引き続き適正な進捗管理に努めてまいります。</p> <p>職員（人材不足）につきましては、障害福祉に関わる人材確保・職場定着支援（計画コード2501）を重点目標と位置付けております。</p>
100	R4.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	<p>知的障害者についていえば、ほとんどの人が自立できず家族に支援を頼っている現状です。親の年齢は高齢化しており早急にグループホームを法人が運営していけるよう整備すべきです</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
101	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	<p>グループホームの実態調査をしていただきたいです。職員の人手不足からの放置が見られたり、入居前の利用者のマッチングなしからのトラブルがあるようです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
102	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	<p>グループホームの達成がA評価とは納得できない。数字だけで判断しないでいただきたい。実態とはあまりにかけ離れている。以前から意見をあげている。軽度・中度・重度・最重度（医療的ケアが必要な方）と分けて達成度を出してとお願いしているがそうになっていない。資料は軽度のグループホームを中心に評価し数字を出している。軽度のグループホームが増えていても重度の方のホームは増えていない。グループホーム入居を希望している人はどんどん増え、親の高齢化も問題だ。何年も前からグループホームの入居を希望していても実際は入っていない人が多すぎる。また軽度のグループホームの利用者は、親が高齢になると実家へ戻るケースがある。軽度の方は、アパートなどの利用でも十分対応できると思う。実態を把握して早急に中度・重度のグループホーム整備をするべきと考える。</p>	<p>重度障害者の受け入れを行うグループホームの整備につきましては、本市の課題と認識しておりますので、御意見も踏まえ次期計画より計画指標に追加してまいります。</p>

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
103	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	あるグループホームでは待機者が100人。このような状況でA評価なのか疑問。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
104	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	相談支援をしているが、グループホームの数が少ない。通所している事業所を継続して利用し、生活スタイルを変えずにグループホームを探すことが難しい。場所的な面でニーズに合った設置ができていないのか疑問に感じる。地域偏在の課題。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
105	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホーム1,000人分できたのでA。人数的にはそうかもしれないが、企業が参集してできたものであって、漏れ聞かぬところだと、問題は多々ある様子。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
106	R5.1	市民会議	2302	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	多くの方に知ってもらえることが大事。家族教室などで多くの方に知ってほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
107	R5.1	市民会議	2302	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	20～30代までの障害者の家族は親の元気なうちに近くの入所施設やグループホームを検討し動いていますが、それ以上の年代の障害者の家族は「わが子のことは家族にしかできない…」と考えている方が多いように思われます。重度障害の方ほど顕著で、この問題が大きくなっていくと行政で抱える問題になりそうです。各区の障害者生活支援センターの周知・啓発セミナー開催などで啓発をするのはどうでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
108	R5.1	市民会議	2303	市営住宅における障害者などへの入居優遇	居住場所の確保の難しさに関して、障害者の収入が低水準であることが大きな原因になっていると思います。2年ごとの賃貸契約更新も大きな負担になります。市営住宅の募集時期を増やしたりしていただけたら嬉しいです。また、様々な理由で仕事を続けることが難しくなったりして、家賃を滞納してしまう障害者もいらっしゃると思います。中には、そのせいで退去せざるをえなかった人たちもいらっしゃると思います。そのような人たちならば、市税も滞納していて、市営住宅の申し込み資格がない方がほとんどだと思います。しかしながら、非正規の最低賃金水準でなんとか自活できている人たちが病気や生活必需品の故障などで急な出費が生じるなどして、健康保険料など税金を支払う余力がないのは簡単に想像できると思います。そのような状況を考慮して、市営住宅の申し込み資格を緩和したりしながら、どんな人たちでも安心して住めるような住宅を増やしてください。	本市では年3回（4月、8月、12月）定期募集を行い、募集住戸については各募集時に概ね同数の募集となるよう努めているところです。入居者資格につきましては、公営住宅法により一定以下の収入であることや住宅に困窮していることが明らかであることの最小限の要件が定められておりますが、事業主体（市）が「税金を滞納していない者であること」など、法の趣旨・目的に照らして適切な範囲内であれば要件を加重することは可能と解されています。入居者資格要件の緩和は考えておりませんが、入居者の皆様が安心して生活できるよう、適正管理に努めてまいります。
109	R5.1	市民会議	2303	市営住宅における障害者などへの入居優遇	一人暮らしが夢。障害者向き住宅が少ない。値段も高い。	本市では市営住宅の入居者資格を条例で定めており、原則同居親族があることを条件としておりますが、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が条例に定める程度であれば、単身でも入居者資格を満たすこととなっております（他、収入要件等もあり）。また、本市の市営住宅は、昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、障害者向き住宅が少ない状況ではございますが、老朽化した住宅の建替え時に一定程度、車いす使用者向け住戸を整備しているところです。なお、家賃につきましては、入居者の収入及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、法令に規定する算定方法により市長が定めることとなっております。入居者の負担（家賃）は収入に応じた低廉な額となっておりますのでご理解ください。
110	R5.1	市民会議	2400	相談支援体制の充実	視覚障害者に対応できる相談支援窓口や人材が実質的に抜けています。各区支援課がワンストップの相談窓口となるよう、施策を講じてください。	障害者生活支援センターにおける相談支援体制を充実してまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
111	R5.1	WG	2400	相談支援体制の充実	視覚障害者、途中で視覚障害者になってしまった方、一人暮らしになってしまった方が大変多く、そういう方たちから、相談する場所があるかわからないという現状をよく聞きます。ここに行けば仕事のこと、生活のこと、いろんなことが相談できるよという場所が視覚の相談場所としてはないので、支援センターの充実、視覚障害者の専門の相談員置いた支援センターの充実というようなところを政策の中に盛り込んでほしい。	障害者生活支援センターにおける相談支援体制を充実してまいります。
112	R4.2	障害者政策委員会	2400	相談支援体制の充実	視覚障害者に特化した支援センターの設置を検討してほしい。 アンケート結果で見られるように視覚障害者の同居家族は、配偶者という回答が多いこと、その配偶者が高齢であることから、いずれはどちらかが欠けてしまいます。 また、アンケートの就労の設問では、就労先を見つけないにハローワークという回答が少ないことから、視覚障害者の就労にハローワークでは頼れないことも見えてきます。 視覚障害者の相談・生活・就労に至るまで総合的にここに電話すれば行ってみれば安心という支援体制を築いていただきたいです。	障害者生活支援センターにおける相談支援体制を充実してまいります。
113	R4.1	市民会議	2400	相談支援体制の充実	さいたま市には視覚障害者の相談ができる場所がない。東京都は社会福祉協議会で相談を受けている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
114	R5.1	WG	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケート結果の「障害者施策への要望について」、をみると、1番と2番はお金に関するものだが、3番目が、「困った時に悩んだときのために相談窓口の充実」となっている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
115	R4.2	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケート結果から、相談について「自分の思いを伝えることを控えてしまう」の回答には胸が痛みました。寄り添える職員や専門職の配置等、何とか改善できないでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
116	R4.2	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケートで自宅にいることが多い理由として高齢や障害のため、と回答したような方に対して、話を聞いて相談に乗ってくれるような方が定期的に訪問したら孤立してしまうのを防げるのではと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
117	R4.2	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケート結果から、相談について困難を感じている方が多いので、何とか改善や解決に向けた対策が取れないでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
118	R4.3	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	相談相手の大半が、家族になっているといったような実態を課題としてとらえるべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
119	R5.1	市民会議	2404	精神保健福祉に関する相談の実施	成果指標 相談した人に1週間後にアンケートを行い、相談が有効だったか（連携先に相談した結果）を尋ねて有効率80%以上などとすべきと思う。障害内容・部位別に集計して満足率が低い分野の体制を強化することにも活用してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
120	R4.1	市民会議	2404	精神保健福祉に関する相談の実施	現行計画の取り組み内容で精神保健課では保健センターと連携して相談を対応したとなっているが、様々な困りごとに対し家族はどこに相談したらいいかわからないことがある。保健センターに行くことが多い。こころの健康センターに問い合わせすることも多い。初動のところで、精神保健課が各保健センターと連携しながらとなっているから、精神保健課が中心になってくれるのかと考えたが、それでいいのか。困りごとがあったときに、どこに相談すればいいか、はっきりしていると助かる。連携してもらって相談してもらうようによろしくお願いします。第一窓口がどこになるのか、はっきりしてもらえるとありがたい。思ったような回答が得られないことも多い。最終的には障害者生活支援センターで相談させてもらうことも多い。	重層的な相談体制を目指し、各機関で相談対応ができるように目指してまいりました。相談機関の更なる周知と共にいただいたご意見を踏まえ、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
121	R5.1	市民会議	2405	障害者相談員の設置	ガイドに昨年度まで氏名、自宅の電話が公開されていて、いざずら電話がかかってくる。妄想の電話、脅迫の電話などもかかってきた。個人電話ではなく、匿名としたが、市が契約した携帯電話を貸与するなど安全対策を行ってほしい。	令和5年度改定の福祉ガイドから、相談員の苗字と電話番号のみの掲載としました。その他いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
122	R5.1	市民会議	2405	障害者相談員の設置	精神障害者を支える地域包括システムの構築（2207）と同様に、地域において～精神、（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を加えて下さい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
123	R4.1	市民会議	2405	障害者相談員の設置	障害者相談員は各区にいた方が良いと思います。実際に機能しているのか、相談件数を掲載してほしいです。また、相談員は地域協議会に参加すべきメンバーだと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
124	R5.1	市民会議	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	現在、様々な商取引に信用調査や保証会社の介入が必須とされています。例を挙げれば、賃貸契約や携帯電話の契約などです。過去の事故で賃貸契約ができなければ住むところもないので住所不定状態になって、自治体の支援が遠ざかっていきますし、通信回線を契約できなければ支援者とつながりづらくなってしまいます。賃貸契約など多くの契約、就職活動をするにあたって電話番号は必須です。障害者求人の在宅での仕事をするならば、多くの場合、通信回線を自分で用意しなければなりません。パンデミックの間の生活困窮化で携帯電話を強制解約された人たちも多いと思います。通信手段に関する相談に答えられる相談先を私は見たことがありません。要支援者を一人でも多く就労につなげるには、やはり通信手段の確保は必須だと思います。このような相談にも的確に回答できるようにもっと複合的な支援体制であればいいなと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
125	R5.1	WG	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	「アンケートによる相談者の満足度」という指標は、これは画期的だと正直感心したところです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
126	R5.1	市民会議	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	成果指標 相談した人に1週間後にアンケートを行い、相談が有効だったか（連携先に相談した結果）を尋ねて有効率80%以上などとすべきと思う。障害内容・部位別に集計して満足率が低い分野の体制を強化することにも活用してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
127	R5.2	WG	2500	人材の確保・育成	学校における補助員の配置は、市の事業。市でやっている事業であれば、学校に障害のある子供のために補助員をつけてますというのは、障害者計画に載せるのはおかしくない。ある意味障害のある方のために市としてお金を使っている事業なのだから何で載ってないのかなという気もする。	学校教育の更なる充実を図るために、市立小・中・特別支援学校にスクールアシスタントを配置しており、配置人数を決定する際に特別支援学級のある小学校や通級指導学級のある学校、車椅子使用など個別の支援が必要な児童生徒が在籍している小・中学校などに追加配置を行っています。スクールアシスタントの業務に関しては、各学校の状況により校長の裁量で弾力的に行っております。
128	R5.1	市民会議	2500	人材の確保・育成	社会で取り組む。役所としては福祉系の学校を作るとか、教育委員会で福祉教育をする、卒業後、福祉企業に入りやすくするなど。時間はかかるが人を育てることが大事。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
129	R5.1	市民会議	2500	人材の確保・育成	実態と数字がかけ離れている。研修についても記述もあるが、介護をする側としてもっと増えたほうがいいという印象があった。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
130	R5.1	市民会議	2500	人材の確保・育成	障害福祉分野人手不足。AIで置き換えは難しい。人が集まるような政策になっていないからそのような政策にしていくべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
131	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	例えば都道府県だと県社協で貸付事業を行っていたりだとか、就職してしばらくの間、資格取得を応援するための貸付事業で2年以上勤めたら返さなくていいとか、入口を入りやすくする方法は、知恵を出せばあるのではないかなと考えております。市役所だけではなく、事業者や関係機関との連携を意識していただきたいなと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
132	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	民間事業者や関係機関と連携しておりますが、これは業界全体を挙げてという、それは教育機関も含めてですけれども、この連携というものがなければ、って本当に実感します。官民一体となって、皆で魅力ある、もしかしたらそ野を広げるような取り組みをやっていかなくちゃいけない。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
133	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	市が本気になれば、動けることはいろいろあるんじゃないか。例えば、高校生に向けてどういう働きかけをしてるんだろうか。障害福祉の行政の立場からすると、管轄外だとは思いますが、でもそれですむ状況じゃない。誰も制度を受けられない状況になってからは遅い。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
134	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	従事していて、職員の数が少ない、離れてしまう率も多い、職員の方が専門的分野として、もっと勉強・研修していかなくちゃならないところがあると思うのですが、なかなかそこも進んでない、と感じております。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
135	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	人材の問題、みんな考えていくという場が必要じゃないかと思っています。去年の事業所向けのアンケートを見ても、勤続1年未満の職員さんが一番多いというのは大変ちょっと衝撃を受けました。人が来ないし、また定着をしないということがアンケートでわかったので、従事者に関わる問題というのはもっと位置付けを大きくしなくちゃいけないんじゃないかなと思います。	障害福祉分野に関わる人材の不足は、本市としても課題として認識しており、計画策定の趣旨に記載します。また、基本目標2において、人材確保に関する文言を追加しました。
136	R4.3	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	さいたま市のいろんな施設が人材不足で立ち行かなくなりそう、というのを漏れ聞こえている。全国的なことではあるが、市として対応してもいいのではないか。人手を探すのにも苦慮されてるところがたくさんあると、アンケートにあった。ヘルパーさんと呼ばないという、回答もあった。福祉人材不足というのは、大きな課題で緊急性があると思う。人を育てないと、この先も続かない。独自の目標として掲げ、養成する研修なり講座を開くとか、市として、検討していただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
137	R4.3	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	福祉を支える人材の不足というのはいまはや危機的状況になっていると感じる。特に在宅の方を支えていくホームヘルパーについては、募集しても人がこない。今働いてる方は60歳代とか、高齢の方がヘルパーをされておられる。このままいくと、在宅生活を支えていく施策が回らなくなってしまうことは見えている。その辺りを取り組むべき課題として認識しているということが市民に伝わるような記載を工夫するべき。	訪問介護員を含む障害福祉分野に関わる人材の不足は、本市としても課題として認識しており、計画策定の趣旨に記載します。事業コード2501では実施事業として、人材の確保、職場定着支援を重点目標と位置付けて取り組んでまいります。
138	R4.3	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	福祉介護人材の養成確保事業がありました。各部署に専門の人材を養成確保し、長期に活躍して欲しいです。福祉の窓口には限りませんが、専門人材、詳しく正確な情報を市民にくださる職員さんを担当窓口配置してください。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
139	R4.3	市民会議	2500	人材の確保・育成	職員の資質については、事業者同士で話し合ったり、学び合ったりする場があれば、向上していくように思う。人材不足については、特に男性職員の数が少ないようで、整備にまで影響していると思われる。新卒採用で入っても家庭を持ってない報酬では転職するしかない。福祉職を志す若者を生かす助成を計画にのせて欲しい。同じ福祉の仕事をするなら、さいたま市は働きやすい！と思ってもらえるような募集の仕方や報酬額になるような計画内容にして欲しい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
140	R4.3	市民会議	2500	人材の確保・育成	相談支援事業所の数が足りない。又、業務に当たる職員の質の向上も追いついていないと思う。研修の機会を増やしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
141	R4.2	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	アンケートをみると身体障害者は高齢者が多く65才以上が7割を超えています。障害者1人暮らしであるとか高齢の夫婦世帯（どちらかもしくは両方が障害者）も多いと思うのでサポートを充実していただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
142	R5.1	市民会議	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	来場者数目標30人、40人って、レベルが違う。	来場者の目標人数につきましては、会場である浦和コミュニティセンターの規模から、最大30法人の参加が可能であることと、法人と求職者の1対1の形式で面談を行うことを考慮し、設定させていただいております。引き続きいただいたご意見を参考に、より多くの求職者と法人の出会いの機会を設けられるよう実施して参ります。
143	R4.3	障害者政策委員会	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害者に関わる仕事に従事している方の処遇改善も必須です。高齢化によりさらに支援が必要になります。市の予算の多くをこちらに掛けて欲しいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
144	R4.3	市民会議	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	事業所アンケート結果職員の勤続年数1年未満が多い、退職者が多い半分近く。事業所に定着する人が少ない、職員が増えない育たないことはサービスの質にも影響する。職員の育成定着は重要。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
145	R5.1	WG	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	高齢の計画に書いてあることは、障害のにもそっくり書いてあってもいいと思う ・介護業界のイメージアップに向けた普及啓発。 ・介護事業所におけるICT技術等の導入推進。 ・処遇改善加算取得の推進。 ・ボランティアとか地域の担い手の養成	イメージアップに向けた実施事業につきましては、事業コード2501にてイベントにおける普及啓発を追記しました。
146	R5.1	WG	2502	手話講習会の開催	成果指標が各事業の目的の達成度より、現計画から6年間の成果指標が同一であるもの等、事業の進捗を示しているものがある。 事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する（あるいは設定しない）方が良いと考える。 事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、事業内容に追記しました。
147	R5.1	WG	2503	要約筆記者養成講習会の開催	成果指標が各事業の目的の達成度より、現計画から6年間の成果指標が同一であるもの等、事業の進捗を示しているものがある。 事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する（あるいは設定しない）方が良いと考える。 事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、事業内容に追記しました。
148	R5.1	WG	2504	市職員に対する手話等の研修の実施	60人という成果指標の根拠が不明。例えば、市民への窓口である課所は何か所あって、参加者が配置されているのはその中の何か所なのか。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を見直しました。
149	R5.1	WG	2504	市職員に対する手話等の研修の実施	成果指標が各事業の目的の達成度より、現計画から6年間の成果指標が同一であるもの等、事業の進捗を示しているものがある。 事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する（あるいは設定しない）方が良いと考える。 事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を見直しました。
150	R5.2	WG	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	子供に障害があるという部分をもって、他の親には求めない負担をかける、職員は意識していないかもしれないけど、これは公教育における差別事例です。 障害児の教育を受ける権利のところで差別事例を防ぐということで、頑張らなければいけない部分という気がします。計画に文言表現的になにか反映できる場所がないかご確認いただければと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
151	R5.2	WG	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	小学校の普通学級で、補助の先生が、いろんなクラスをかけもちで1人の方が持っていられるので、十分に時間が割けない。「今日、プールがあるので着替えを手伝いに来てください」とか、行事の時は「お母さん付いてください」とか、そういうことがよくある。その度にお仕事がお休みされて、そのお子さんの学校に付き添いに行く。障害を持つてるお子さんだけじゃちょっと呼び出されるというのは、配慮に欠けるというか公平性に欠けると思います。大変だからやっぱり支援学校に移ろうかということも考えていらっしゃるようですが、そのお子さんはお友達と別れたくない、お母さんとしてはその気持ちも尊重したい、と悩んでいる。 学校で共に育つことは、とても大事なことだと思う。	教育委員会としては、学校が保護者への参加要請をすることなく、教育活動を行うことを基本としながら、参加協力を要請するケースにつきましては、保護者と合意形成を図った上で、実施できるよう研修会等で周知を図っているところです。
152	R5.1	WG	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	成果指標ではなく、事業の説明に記載してはどうか。例えば、説明の末尾に「そのために、市立学校の管理職、特別支援教育コーディネーター等を対象とした専門研修を20回実施します。」としてはどうか。 質問だが、対象者全員が受講しているのか。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。 質問については、原則、対象者全員が受講しています。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
153	R4.2	障害者政策委員会	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	アンケートの障害者理解を深めるために力をいれるべきことの結果から、学校教育での福祉教育の在り方が問われていると思います。カリキュラムに位置付けられていますが、管理職や個々の教師の熱意や力量にゆだねられているのが実情だと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
154	R2.6	障害者政策委員会	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	「特別支援教育に関する教職員の専門性の向上」の指標は、「特別支援教育に関する専門研修の実施回数」20回となっている。この場合、開催回数よりも参加者数の方が重要である。また、対象者が特別支援教育に携わる教員なのか、普通級の教員も含むのかが分からないし、専門研修が必要な教員のうち、どのくらいの割合の教員が受講できているのかも分からない。つまり、あるべき指標としては、特別支援教育に携わる教員の全員に受講させることが必要で、その〇割に受講させるとか、普通級の教員で経験5年未満の者の1割は受講できることを目標とするが計画では〇〇%受講を目指すとか、目標と達成率が分かることが必要である。誤解して欲しくないのは、研修を何回・何人分実施しているという、業務量の市民への開示も必要であり、実績については、「20回・100人分実施」なども記載した方が良いと考える。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。
155	R5.1	WG	2510	保健福祉の専門的人材の養成・確保	事業説明に記載があり、成果指標として記載する必要はない。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を削除します。
156	R5.1	WG	2510	保健福祉の専門的人材の養成・確保	「研修実施」を成果指標とするものであるが、成果の「指標」としては無しということの良いのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を削除します。
157	R5.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「言語（手話を含む）」という表現がありますが、障害者基本法には言語（手話を含む）と書いてありますが、情報アクセシビリティ法には、手話は言語とは書いてありません。コミュニケーション手段についての法律になります。ただし、附帯決議としては、手話言語法についての充実検討することとかかれています。 →本市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（いわゆる「ノーマライゼーション条例」）は、「手話は言語である」と規定した障害者権利条約の理念を踏まえて制定しています。したがって、本条例に基づいて策定している「障害者総合支援計画」においても、「言語（手話を含む）」と明記しております。	本市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（いわゆる「ノーマライゼーション条例」）は、「手話は言語である」と規定した障害者権利条約の理念を踏まえて制定しています。したがって、本条例に基づいて策定している「障害者総合支援計画」においても、「言語（手話を含む）」と明記しております。手話は意思疎通の手段であると同時に、言語でもある、と考えます。
158	R5.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に沿った合理的配慮が必要。例えば次のような合理的配慮が必要。 ア) ユーザーが利用する公共端末を、視覚障害者も利用可能なものとする、 イ) サービスと人的対応との組み合わせで、障害のない人と同じように利用できる環境を整える。 ウ) オンラインで手続きができる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
159	R5.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を、きちんと位置付けた内容に改めてください。その際に、第三条、三、及び第四条、3の法の趣旨を最大限尊重してください。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法については、総論の計画の位置づけを説明するページにおいて、新たな位置づけとして説明を追加します。関連する各事業の実施にあたっては、法の趣旨を尊重してまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
160	R5.1	WG	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	読み書きは生活の基本。その部分について、視覚障害者はとても不自由な状況です。この計画を読んだ時に意思疎通支援、特に代筆代読に対する支援体制というのが、軽い感じがしました。政策の中に深く取り入れていただきたいと思っています。 家事援助は頼んでいない人もいますし、家事援助の時間の中にその代筆代読を使ってしまうと、普段の家事援助の時間がなくなってしまうというようなこともあります。また家事援助をやるヘルパーさんの資格中には、専門的に代筆代読の研修って入っていないんです。代筆代読はただ手紙を読む、名前や住所を書くだけの問題ではありません。個人情報に関わるような代筆代読をやっていただくには、専門の支援者、ちゃんとした研修を受けた方でないと、情報が漏れてしまう不安があります。手話通訳のように専門の支援者は絶対必要だと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
161	R5.1	WG	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「情報バリアフリー法」を加えてさらに踏み込んだ内容にしてほしい。	読書バリアフリー法は、計画の位置づけを説明するページで関連する国の法律として明記します。関連する事業としては、事業コード3105「障害者用資料の収集と作製の充実」を掲載します。
162	R4.2	障害者政策委員会	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	情報保証について、ITが進む中、外に出ればタッチパネルの機器やセルフレジなど、視覚障害者一人では、苦勞する現状です。障害別にあった支援体制を計画にもりこんでいただきたいです。	タッチパネルやセルフレジに限らず、視覚障害のある方に対する情報保障は重要な課題であると認識しています。情報保障について、検討してまいります。
163	R4.2	障害者政策委員会	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	①代読代筆に関する意思疎通支援事業を福祉サービスとして位置づけてほしい。 意思疎通について、問1では、アンケート回答が代理による回答が他の障害に比べてかなり多いことから視覚障害者にとっては、代読代筆の専門の支援者を育成することをふくめた意思疎通支援事業が必須であることがわかります。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
164	R5.1	権利擁護委員会	3101	障害者等に配慮した情報提供	「ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザービリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン(日本産業規格 JIS X 8341-3等)に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。」との記載があります。確かにさいたま市のホームページには、一昨年2月に実施した試験において、JIS X 8341-3:2016 の等級AAに準拠していると明示されています。しかし、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」ではホームページの内容は逐次更新されるため、当該試験は年一回定期的を実施することが定められています。また、同ガイドラインの適用範囲は自治体の公式ホームページのみならず、関係機関のホームページにも及ぶとされています。 さいたま市では一昨年2月以降の試験結果は公表されていませんし、図書館や選挙管理委員会、指定管理者が管理する市内施設のホームページ等の試験結果は公表されていません。いずれも試験が行われているかどうか不明です。 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、視覚障害者が適切に情報を得られるよう、本事業においては市の所管する全ホームページのJIS基準達成を目指した数値目標を設定し、毎年試験を実施して目標達成を目指す必要があると考えます。	市ホームページについては、所管課に対してWEBアクセシビリティへ配慮したページ作成についての研修を実施するなど、誰もが利用しやすいホームページとなるよう運用しておりますが、毎年試験を実施することはできておりません。これまで定期的に試験を実施しておりますが、今回いただきましたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
165	R5.1	市民会議	3101	障害者等に配慮した情報提供	ガイドブックの媒体に加え、障害のない者と同等に活用できるウェブサイトでの情報提供を加えてください。また、記載のJIS規格でさいたま市が所得した達成基準“AA”を明記してください。	ガイドブックに関するご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 市ホームページについては、所管課に対してWEBアクセシビリティへ配慮したページ作成についての研修を実施するなど、誰もが利用しやすいホームページとなるよう運用しておりますが、毎年試験を実施することはできておりません。これまで定期的に試験を実施しておりますが、今回いただきましたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
166	R5.1	WG	3101	障害者等に配慮した情報提供	ガイドブックを印刷物として作成しているのであれば、事業説明に「障害者手帳新規取得者全員に配布し」などの文言を記載してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
167	R4.2	障害者政策委員会	3101	障害者等に配慮した情報提供	アンケートでヘルパーサービスの数値が低いのは、使い方がわかっていないというあらわれではないか。福祉サービスが情報として届いてないという一面もあるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
168	R4.2	障害者政策委員会	3101	障害者等に配慮した情報提供	アンケートで福祉に関する情報(市のガイドブック)を知らない人が多いことには驚いた。何のためにガイドブックを作成したのか、改めて考える機会になったと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
169	R5.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者の情報提供の充実について、点字図書館とあるが、みな行かない。高田馬場は知っているが、大宮は知らない。貸出などで役目を果たしていると思うが、最低限の相談、案内ができるようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
170	R5.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	行政のデジタル化がすすめられていることもあり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて、公共サービスのアクセシビリティを考慮したデジタル化を進める旨加筆してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
171	R5.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者は郵送物がおくられてもわからない、という困りごとがある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
172	R5.1	WG	3103	視覚障害者への情報提供の充実	事業説明中に、提供方法を記載してほしい。例えば区役所・点字図書館に配置とか、対象者に配布など。	いただいたご意見を踏まえ、事業説明を修正します。
173	R4.3	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者もICTのスキルを身につければ自力で手続きできることが増える。相談窓口、ICT訓練、歩行や生活訓練を行う、視覚障害者情報文化センターのような施設は、川崎市にもあり、さいたま市のような規模の政令指定都市ならばあるべき施設と思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
174	R4.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	「障害者福祉ガイドブック」の冊子に視覚障害者向けの音声版などが作られていることは評価するが、この達成報告書もそうだが、例えば視覚障害者にはどの項目が関係するか、どんなサービスが使えるか、どこを読んでどこに問い合わせるべきかわからない。Webサイトなどを活用し、質問に答えて行くと関係する項目が表示されるなど、関連するサイトや相談先が表示されると言った仕組みを作ることは難しくはないはず、障害者当事者の意見や視点を踏まえて利用者視点で作り直す事業を進めて欲しい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 また、現在本市のホームページにおいて、チャットボットの導入により、必要な情報がより取得しやすい環境整備が進められています。
175	R5.1	権利擁護委員会	3104	選挙時の情報提供	選挙公報の音声データを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図る旨が記載されており、今年4月の市議会議員選挙の際、視覚障害者が市の選挙管理委員会に確認したところ、PDFファイルにすると、候補者の意図する順番に読まない可能性があるため実施しないとの回答を得たそうですが、読む順番は読み手が決めることで掲載する行政機関が定めるものではありません。従ってこれを理由にアクセシブルPDFを掲載しないことは視覚障害者に対する合理的配慮の欠如であり、また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念にも反すると考えます。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、PDFの掲載についていただいたご意見は、障害者総合支援計画へ反映させていただきます。
176	R5.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	障害のない者と平等に期日前投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会と同じく、改正公職選挙法の電磁的記録について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を最大限尊重した情報提供を加えてください。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、PDFの掲載についていただいたご意見は、障害者総合支援計画へ反映させていただきます。
177	R5.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	埼玉県でも実施されている読み上げ可能なPDFによる選挙公報のホームページ掲載も併せて検討してほしい。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、PDFの掲載についていただいたご意見は、障害者総合支援計画へ反映させていただきます。
178	R5.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	HPへの読み上げ公報の掲載が実施されたこと自体は評価できるが、浦和区で読み上げ版選挙公報の提出率が非常に低く候補者への周知が不十分だったのではないか。	読み上げ版選挙公報の原稿の提出について立候補予定者に配布する資料に明記するとともに、立候補者説明会の際に説明し、さらに事前審査の際にも提出の有無を確認するように全区で同様の取り扱いをしております。今後も各立候補予定者にご理解ご協力いただけるよう検討してまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
179	R4.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	国や県とも連携して、すべての選挙で視覚障害などにより紙や画像の選挙公報が読めない有権者への情報保証を公的に確立して欲しい。	国や県の動向を注視し、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
180	R5.1	市民会議	3200	障害者の就労支援	視覚障害者の就労支援について、就労選択支援ができて今後順次やってもらえるようになるのでしょうか。	障害の種別に関わらず、必要な支援を行ってまいります。
181	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	センターで行う講座の数を増やしてほしいです。また、現在、人手不足が取りざたされている分野、たとえば、観光やITの分野を目指せるような講座を行ってほしいです。そして、そのような受講者を人材確保が急務の事業所や、国立職業リハビリテーションセンターなどの訓練施設、また、民間の委託訓練などにつないでほしいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
182	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	県と連携して、視覚障害者に対応できるJOBコーチの育成にも取り組んでほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
183	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	現状では視覚障害者の就労相談に対応できていないという話を利用者から聞く、専門機関との有機的な連携をさらに進め、あらゆる障害者に対応してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
184	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	視覚障害の一般就労において、以下のフロー図を間違いなく運用する施策を講じてください。 さいたま市 見えにくさを感じている方の就労案内（フロー図） https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p066165.html	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
185	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	就労支援で視覚障害者の場がない、理解がない。お互い勉強不足。決めつけないで何ができるか、何をしてもらうかをモニタリングするなど違う動きをしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
186	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	人手不足の状況の中、世論では、外国人、女性、高齢者の就労促進の話題を頻繁に耳にしますが、障害者にもっと働いてもらおうという話は聞いたことがありません。障害者をいかに自身の業務の中で効率的に戦力として受け入れるべきかを事業者の方たちに真剣に熟考していただいて、障害者求人の数、及び、給与水準を上げていただけるような啓発を行ってほしいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
187	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	企業や行政の関連団体の方々に、障害者雇用のあり方について「障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できる」という観点からの啓発を強化していただきたいです。現在の障害者求人での給与水準(最低賃金レベル)では「自立した生活」は、ほぼ不可能です。障害年金を受給できる人たちならば、給与と合わせて相応の収入になりますが、そうでないならば、生活保護に頼らざるをえなくなると思います。生活保護はありがたいですが、受給者は一般の人たちに比べて、様々な生活上の制限があるので不平等感や受給せざるをえないという劣等感を抱きがちになります。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
188	R5.2	WG	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	超時短労働について、さいたま市として取り上げられていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
189	R5.1	WG	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	今どこでも人材不足となっています。精神障害者は全員が患者さんではなくて、お薬を飲みながら、普通に仕事をしたい、元気な精神障害の方いっぱいいらっしゃいます。ただうちから出れない、出方がわからない。何とかその方々を引っ張り出す方向で考えていただけたらなと思っております。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
190	R5.1	WG	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	さいたま市在住で県内の企業に勤務している人が働いている途中で視覚障害者となった場合に、在職者訓練が受けられる仕組みがあるでしょうか？ また、ジョブコーチの支援体制があるでしょうか？	視覚障害者の自立訓練等については埼玉県立総合リハビリテーションセンターで行っております。復職後の支援については、必要に応じてジョブコーチの派遣を行っております。
191	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	高次脳機能障害を含めて、就労の支援と就労先の職場の理解を深めるための手立てが欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、障害者が長く安定して働き続けられるように職場定着支援に取り組んでまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
192	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	アンケートの結果をみると、難病者は、医療費や手当だけに支援をすれば良いと思われがちですが、就労移行支援等の整備を望む方が1割強存在します。来年度はさいたま市でも福祉の就労を見すえたピアサポート研修を開催すると聞いております。是非、働きたくても働けない方のしっかりとした支援に結びつけてください。	令和5年度は埼玉県と共催でピアサポート研修を実施する予定となっております。来年度以降につきましても研修を実施する方向で検討しております。
193	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	職場に障害・病気を伝える必要がないと答えた人が多い。正直に言うと自分も納得できる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
194	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	一般企業などでの正社員として働いている方もいて、障害者雇用が少しずつ進んでいるのではないかと感じました。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
195	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	アンケート回答の「(職場に障害・病気があることを)伝えていない」の理由が気になりました。障害者であるため、いわゆる「いじめ」を受け心を痛め離職した知人がいますが、企業指導など、積極的な何らかの対策は取れないのでしょうか。	障害内容の開示については、各個人の考え方によるのが大きいので、支援者の一存で企業へお伝えすることはできませんが、障害者の方が長く安心して働けるように職場定着支援を実施してまいります。
196	R5.1	市民会議	3202	障害者ワークフェア等共同開催事業	就労合同面接会について、3市合同とか無理やり事業所を呼んできてやっているところがある。無理やり法定雇用率を達成するためではなく、実際に障害者が働いて収入を得て自立できるように取り組みにしていく必要があると感じる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
197	R5.1	WG	3203	障害者優先調達の推進	調達件数に加えて、市役所の課所のうち、何か所が調達したのかも成果指標として追加してほしい。	上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に検討して参ります。
198	R5.1	市民会議	3204	自主製品販売事業の活性化	販売場所が寂しい場所。支援課の隣だが、相手にされてない、興味を持ってもらっていない印象がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
199	R5.1	市民会議	3206	重度障害者等の就労支援事業	市内で開業等して働いている視覚障害者に、仕事上のこの支援が可能になった旨の周知を図るとともに、公共交通機関が少ない地域での通勤等に活用することも検討してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
200	R5.1	WG	3301	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	アンケート結果に加えて、市役所の課所のうち、何か所の職員が研修に参加したのかも成果指標として追加してほしい。	本研修につきましては、市役所内全体にユニバーサルデザインの考え方が広まるよう、すべての局区から必ず職員を参加させることとしております。その上で、各所属でユニバーサルデザインの考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えておりますので、「研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合」としてしております。
201	R5.1	WG	3301	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など(しなければならない事業)については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業(しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業)1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	本研修につきましては、市役所内全体にユニバーサルデザインの考え方が広まるよう、すべての局区から必ず職員を参加させることとしております。その上で、各所属でユニバーサルデザインの考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えておりますので、「研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合」としてしております。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
202	R5.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	きこえない人との情報保障や提供は全く書いてない。今後につきましては、きこえない団体との意見を話し合ってください。	時間帯無人駅における適切な対応を含め、交通事業者にはバリアフリー化の推進について継続的に要望してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
203	R5.1	WG	3303	バリアフリー化の推進	「市内駅のホームドア早期設置を要望」であれば、事業説明に記載すればよいのではないかと。	本事業は総合振興計画における重点目標となっておりますので、同内容での記載としております。
204	R5.1	市民会議	3304	ノンステップバスの導入促進	バスだけでなく、バリアフリーといっておきながら、バリアフリーになっていないところはいちこちにある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
205	R5.1	市民会議	3304	ノンステップバスの導入促進	バスが整備されることと同時に人も大切。バス料金が介助者とあわせて1人分ということや、バスの中での車いすの固定方法を知らない乗務員がいる。研修もしてほしい。	いただいたご意見は、バス事業者にお伝えしたうえ、周知の徹底や研修の実施についてお願いしました。
206	R5.1	市民会議	3304	ノンステップバスの導入促進	ノンステップバスの普及率は上がっているが、バスができてバス停が対応していないと、結局いくつか先のバス停までいかなければならない。バス停も整備されるといいと思う。	いただいたご意見を踏まえ、バス停環境の改善について、関係各所との協議に取り組んでまいります。
207	R4.3	市民会議	3401	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	教育や就労の面で同行支援等を使いたい時に通勤や通学では使えないとなっている。通学や通勤も市の条例に入れてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
208	R4.2	障害者政策委員会	3401	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	アンケートの「電車やバスなどを使った外出」に関する設問では、発達障害は、支援が必要な割合が多く、特徴的と思われました。公共交通機関を利用することに対し何らかの支援を必要としている様子から、タクシーなどの利用の助成や自動車運転免許取得費の助成などの支援を期待したいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
209	R5.1	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	タクシー券についてみんな知らない。もっと知らせてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
210	R5.1	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	特に運転できない視覚障害者には移動支援は重要であり、福祉タクシー券の納税者への支給停止、一度に利用できる枚数の制限について改善してほしい。	令和5年度から、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚ご利用いただけることになりました。その他いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
211	R4.3	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	タクシー券が使い切れないこと。初乗り料金が500円に下がり、1回の乗車で1枚しか使えないため3月末には大半が余る。周りの人に聞いてもそのような人がほとんどです。なぜ枚数制限をするのか聞かせてほしい。	令和5年度から、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚ご利用いただけることになりました。
212	R4.3	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	福祉タクシー利用券の給付基準を、市民税納税の有無から、移動のニーズに変更し、移動支援としてのタクシー券交付はなるべく幅広く行うべきです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
213	R4.2	障害者政策委員会	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	タクシー券を利用しています。タクシー料金の改定で基本料金が500円となり枚数は増えましたが1回につき1枚なので遠距離利用は負担が増えます。2000円を超えたら2枚使えるとか利用方法は改定できないでしょうか。	令和5年度から、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚ご利用いただけることになりました。
214	R5.1	市民会議	3500	文化・スポーツ活動の促進	2025デフリンピックについては、市として考えていますか？	イベントの場を活用し、日本でのデフリンピックの開催の周知をしてまいりたいと考えています。
215	R4.3	障害者政策委員会	3500	文化・スポーツ活動の促進	障害者のみのスポーツ大会開催では観戦する人が限られます。例えば市民マラソン大会などに一般の方と走る機会が欲しいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 なお、例示いただきました市民マラソン大会（さいたまマラソン）については、車いす利用の方を除き、障がいの有無を問わず、参加資格を満たす方は一般競技者として参加が可能です。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
216	R5.2	WG	4000	障害者の危機対策	コロナに関しての何もないというのは、気になりました。これから感染症が来たら、知的障害やその関連たち障害の人たちの対応はどうか、どこかに書いてもいいんじゃないかなって感じました。	いただいたご意見を踏まえ、基本目標4を一部修正します。
217	R5.1	WG	4100	防災対策の推進	精神の場合はお薬が絶対欠かせない。何とかお願いしたいなと思っております。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
218	R5.1	WG	4100	防災対策の推進	今回アンケートの結果で、障害のある方が、避難所に期待することは、医療との連絡調整とありましたが、一般避難所でその機能は無理だろうと思います。アンケートに回答した方は、自分の命が助かってそのあとしばらくの間、どういうふうにご過ごすのかというのは、おそらく想像できていないと思います。そこで、実施事業であげられている五つの事業でぜひ進めていただきたいと思いますが、それぞれが独立してしまっているという印象があります。避難確保計画は、それぞれの施設で、自分たちで想像して、どこに避難するか計画立てています。しかし、地域の側はそれを知らないだろう、と思います。要介護者名簿も名簿としては整ってきたのでしょうかけれども、その人がどういう人ですということまで把握されてる自治会さんはまちまちだと思います。それぞれの施策が進んでいると思いますが、横の連携、地域という単位で、全員が命助かるためには、という協議が行われていない、数字だけが整っているけれども不安になる、という状況なのかなと思います。	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、引き続き市内各課と連携を図ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
219	R5.1	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	障害者の合理的配慮や特性などまだ理解が足りない。災害時が起こった場合は、この対応を考慮しなければならぬ。このマニュアルを見直していくべきと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
220	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	一般避難所における地域に障害のある方がいて、避難してくるかもしれないよということの啓発はもう間違いなく必要だと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
221	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	福祉避難所について質も量も進めていくことが必要だと思う。	福祉避難所の協定施設とは定期的に開設訓練を行う等、発災時に混乱が起きないように今後も努めてまいります。また、福祉避難所の協定未締結の社会福祉施設に対しては協定締結の交渉を行うなど、今後も福祉避難所の拡充に努めてまいります。
222	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	避難所の運営指針は、当事者団体の方たちと、話し合っただけバージョンアップしていただいたい。訓練だけ障害者が参加するのではなく、マニュアルに障害者のニーズを入れていくといいのではないかなと思う。避難所でどういう配慮が支援が必要かということ、丁寧にしていくこと、もう一方で福祉避難所をもっと質も量もということと両方じゃないかなと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
223	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	昨年のアンケートを見ましてもやはり災害への皆さな危機感というのは強いということ、感じました。災害対策基本法で、一応努力義務ではありますが義務づけられた個別の避難計画、これについては、数値目標を入れて、少しずつできるところから作っていくことに、着手をすべきではないか。	令和3年に災害対策基本法が改正され、地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者名簿については、おおむね5年程度で作成に取り組むこととなっております。現在、本市では優先度の設定や計画作成方法を検討しているところであるため、現時点での数値目標の設定は難しいものと考えております。
224	R4.3	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	災害に関することは、緊急性の高い課題ではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
225	R4.3	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	要支援者名簿や、要配慮者優先避難所を知らない人が多いのは、行政担当課の周知不足だと思う。また、障害者の防災訓練参加の呼びかけも不十分。市報などで、積極的に呼びかけてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
226	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	災害があった時に望む支援について、アンケート結果の数値の高い項目は重要な内容なので、行政として何とか改善できれば。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
227	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	薬等医療サービスの確保と答えた人が多い一方で、福祉避難所が近くにあることを望む人が少ない。 どんな避難所であるか、知らない人が多いのではないかと、周知が足りていないのではないかと感じた。	福祉避難所の一覧などについては、地域防災計画や避難所運営マニュアルに掲載しており、市ホームページから閲覧可能となっております。 一方で、平成28年の熊本地震では福祉避難所に一般の避難者が殺到した事例もあることから、福祉避難所の積極的な周知には慎重に対応を検討してまいります。
228	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	要配慮者優先避難所の情報を知っている方が少ないようなので、対象者にマップのようなものを配布したらいいのではないかと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
229	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	避難行動要支援者名簿について、知らない人が多いことは意外だった。 実際、災害発生時にこういう名簿があったことに対してクレームとかプライバシー侵害だと誤解されるのを考えた場合、事前に丁寧な説明が必要でないかと思う。	障害認定に伴い新規に名簿掲載要件を満たした方に対し、区役所窓口における手帳交付の際に、案内文をお渡しし名簿について説明しております。
230	R5.1	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉避難所開設の訓練については、障害者の合理的配慮や特性などの体験を活用していただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
231	R5.1	WG	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	「また、指定福祉避難所の受入対象となる障害者等の把握を行います。」を追加してはどうか。(「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づく。)	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
232	R5.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	モニタリングまたはヒアリング(安否確認を含む)で、きこえないことへの情報保障が考えられていない。ヒアリングを行う場合は、合理的配慮や情報保障を充実していくべきと考えています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
233	R5.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者名簿。高齢者は自治会の人でも把握しているが、障害を持っている人のことは把握していないようだ。緊急時に使えることを周知したい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
234	R5.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者名簿をもっと知らせてほしい。	障害認定に伴い新規に名簿掲載要件を満たした方に対し、区役所窓口における手帳交付の際に、案内文をお渡しし名簿について説明しております。
235	R5.1	WG	4103	避難行動要支援者名簿の活用	7年度、8年度の指標が700組織となっているが、市内の自主防災組織が700組織で、全組織数が最終目標ということか。	市内で796組織の自治会が自主防災組織を結成しております(複数自治会で自主防災組織を結成している組織もあり、自主防災組織は792組織)。 総合振興計画に基づき7年度、8年度の指標を700組織としております。
236	R5.1	WG	4201	障害者支援施設等の防犯対策事業	事業説明に記載があるので、成果指標は不要ではないか。 対象事業所の何%が受講したのかを成果指標としてはどうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
237	R5.1	WG	4201	障害者支援施設等の防犯対策事業	「研修実施」を成果指標とするものであるが、成果の「指標」としては無しということが良いのではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、指標を設けないよう修正します。
238	R5.1	市民会議	その他	その他	ダウン症当事者を支援する事業がある計画にするべきだと思います。	本計画ではダウン症に特化した記述はありませんが、ダウン症の方が対象となる実施事業を多数掲載しています。
239	R5.1	市民会議	その他	その他	次の3年には高次脳機能障害の法律ができる。発達障害と同じ取り組みになるような計画になっているとよかったと思うが、まだ法律が制定されていないので、何か種になるような話があるとよい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
240	R5.1	市民会議	その他	その他	難病は障害と比べて、支援がないものが多い。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
241	R5.2	WG	第3章	第3章	「大人にふさわしい」ではなく、「円滑に成人した後に転換できるように」や「次の生活に移行できる」という表現にしたらどうか。	ご意見を踏まえ、「次の」と修正しました。(別途照会にて反映済)

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
242	R5.1	自立支援協議会	第3章	第3章	「強度行動障害を有する者の支援体制の充実に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。」の記述について、強度行動障害支援が項目として追加されたことを高く評価します。 地域協議会の場を活用した支援ニーズの把握や課題把握はぜひ進めてくださったらと思います。 受け入れ先ですが、「日中活動の場」に加え、個別に活動を支える行動援護や重度訪問介護、レスパイト目的で定期利用できる短期入所、強度行動障害のある方への構造化支援ができる事業所数の確保、強度行動障害のある方への支援に必要な専門人材の育成などが重要だと考えています。現在では市外の施設・事業所を利用せざるを得ない状況も少なくないと思いますが、さいたま市各区の地理的空間内で対応できる力量とサービス量が確保されるような行動計画とできたらと期待しております。	今後の施策の参考とさせていただきます。
243	R4.3	市民会議	第3章	第3章	11 地域生活支援事業の見込量。任意事業、盲人ホーム福祉ホームに並べて、「聴覚障害者老人ホーム」を。きこえない人が手話言語で安心して老後を過ごせる場が必要です。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
244	R2.6	障害者政策委員会	第3章	第3章	障害福祉計画等に関して、「見込み量」ではあるが、法文上は「必要な量の見込み」である。実績からの推測値だけで無く、必要な量を見込む観点を取り入れるべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。

「さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）素案」に対する意見一覧

意見番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する素案のページ	件数
1	-	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に掲載されている言葉とのことだが、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」の意味がわかりにくい。	第1章	-	1	1
2	-	令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）となっているが、「令和4年5月に施行された」のように年月が明確になっている方がよい。	第1章	-	1	1
3	-	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」から「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」へ修正してください（「施策推進」が）抜けています。	第1章	-	39	1
4	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	精神障害に対する理解促進および偏見解消のため、地域での普及啓発や学校教育の場を活用した早期疾病教育の必要がある。	第2章	1101	50	1
5	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	説明文章の中にある「幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場とする」との記載は、交流の場のみであると誤解が生じるため、交流を深める場であると共に、「施策に対する意見交換をする場」であり、「その意見は障害者政策委員会に市が報告を行われる」こと、また、「市民が政策立案に参画する場」であることを記載すべき。	第2章	1102	50	5
6	精神疾患に関する理解促進	精神疾患を発症するとき、当事者と家族は大きな衝撃や困惑、恐怖等を感じ、孤立しがちであるという実態がある。精神疾患に関する正しい知識が社会に浸透することが重要である。同時に、孤立しがちな当事者と家族が支援にアクセスできるような情報提供が必要である。	第2章	1107	52	1
7	市職員の障害者への理解促進	数値目標としては研修の参加割合となっているが、その理解度や理解の定着度をこそ明確に数値として表すことも併せて必要と考える。	第2章	1108	52	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
8	ライフステージを通じた切れ目のない支援	学齢期（義務教育）から卒後の支援に移行する時期や、18歳で児と者の支援機関の切り替えなど、連続性のある支援が途切れる時期にも重点を置いた対策が必要と考える。現状の計画では不十分。 学齢期においては、普通級や支援級に進学した児童の生活が学校内だけでなく、家庭や放課後等の支援機関（放デイ等）との連携によって支えられていることを念頭に置き、行政が主導し、学校と地域の連携を図れるよう教育委員会への働きかけを行うべき。	第2章	2100	58	1
9	ライフステージを通じた切れ目のない支援	障害者の中でも知的障害者の増加が目立つが、知的の支援学校は他市に通っている子ども多い実態がある。市立の知的の支援学校を作る必要がある。	第2章	2100	58	1
10	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	当事者と家族のニーズや状態には個別性があるため、一人一人のステップに合わせた切れ目のない支援が求められる。医療・保健・福祉の多機関連携による支援体制の構築が必要である。同時に、当事者と家族が支援にアクセスできるよう支援体制の可視化や情報提供が必要である。	第2章	2207	64	1
11	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	高齢の家族が当事者を支えるいわゆる8050問題が深刻化している実態がある。世帯全体を支えるという視点を基礎に、高齢福祉および精神保健福祉分野等の関係機関が連携した支援体制を構築する必要がある。	第2章	2207	64	1
12	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	支援体制の構築にあたっては、家族への依存を前提にするのではなく、公的な支援を前提とすることで、当事者と家族の自己実現を支援する視点が必要である。	第2章	2207	64	1
13	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	家族が疲弊し孤立しがちな実態があるため、家族が分かち合いや休息のために集える場の確保が必要である。同時に、地域の見守りや助け合いの意識を高めるなどのコミュニティづくりの視点が必要である。	第2章	2207	64	1
14	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の増加は大きい。病院依存から脱出するためにも地域で暮らす基盤作りに重点を置いてほしい。	第2章	2207	64	1
15	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	「高次脳機能障害」を「高次脳機能障害・若年性認知症」に改め、「高次脳機能障害・若年性認知症の相談支援と普及啓発」とし、高次脳機能障害だけでなく、若年性認知症についても、相談支援、普及啓発を実施する計画にしてください。 そして、担当課は、障害者更生相談センターだけでなく、介護保険担当課も加えてください。	第2章	2212	65	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
16	日中一時支援事業における夕方支援の実施	日中一時支援の「預け先」という表現は不適切に思います。「利用先」などの表現に変更をご検討ください。	第2章	2215	66	1
17	家族介護者の周知及び支援体制の充実	介護者の負担軽減は研修を開催することでは負担軽減にならないことは自明であろう。	第2章	2217	66	2
18	家族介護者の周知及び支援体制の充実	介護者の負担の内容、必要な支援の制度化について、介護者等を含んだ検討の場を早急に設けていくこと、また、介護している人の状況により、家族への社会心理的な支援内容は異なるはずであり、いきいき長寿推進課が担当するだけでは実態にそぐわない。	第2章	2217	66	2
19	障害者の居住場所の確保	精神障害に対する偏見により当事者が賃貸契約を結ぶことが難しい実態がある。精神障害への理解促進および障害への合理的配慮の啓発のため、地域の不動産関係者や支援機関、住民などの連携につながる施策が必要である。	第2章	2300	68	1
20	障害者の居住場所の確保	当事者や家族にとって現実的に利用できる選択肢が増えるよう、居住場所の整備促進や居住支援が必要である。	第2章	2300	68	1
21	障害者の居住場所の確保	グループホームなど特定の形態の中からはだけでなく、当事者が居住場所・居住形態を自ら選択することができるよう多様な居住支援体制の整備が必要である。	第2章	2300	68	1
22	グループホームの整備の促進	グループホームの数値目標は明記されているが、その質は問われていない。グループホームの増設のみに注視せず、当事者の自立の促進を図るため、施設の利用する当事者や第三者の視点で定期的に評価できる仕組みが必要である。グループホームの実態把握やニーズ調査、地域のネットワークへの参加などを計画に位置づけるべきだ。	第2章	2301	68	2
23	相談支援体制の充実	以下の、新しい実施事業を追記してください。 「視覚障害を専門とするワンストップの相談体制を整備し、国や福祉サービスなど必用とされる情報の周知をはかるとともに、就労やリハビリテーションなどの情報については、県、眼科医会等の専門機関と有機的連携を図り、視覚障害者の相談にあたります。」	第2章	2400	70	3
24	相談支援体制の充実	相談支援事業所はニーズに対して不足している状況。区に一つずつでも中核的な機能を持つ就労支援センターもしくは基幹相談支援センターなどを設けることが必要となると考えます。	第2章	2400	70	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
25	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害者相談支援指針について毎年市が主催する研修等を開催することで共通の認識を持つことが必要。	第2章	2401	70	1
26	障害者生活支援センターの充実	障害者生活支援センターについて、プロポーザル方式にするのはなぜか。また、予算が少なすぎる。	第2章	2403	71	1
27	障害者生活支援センターの充実	障害者生活支援センターについて、障害別にした方が、支援しやすいのではないかと。	第2章	2403	71	1
28	障害者生活支援センターの充実	その地域の住民でないと障害者生活支援センターを利用できないとするのは、不便のような気がする。	第2章	2403	71	1
29	人材の確保・育成	新規事業項目として、成果指標を設定し、以下の事業を追記してください。 「視覚障害者の地域支援事業、代読・代筆支援員を育成、確保します。」	第2章	2500	73	3
30	人材の確保・育成	手話通訳者や要約筆記者の「養成・確保」ではなく、「養成・人材の確保」の記載に修正した方がいい。	第2章	2500	73	1
31	人材の確保・育成	専門職の育成を望みます。	第2章	2500	73	1
32	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	イベントや普及開発だけでは人材確保は困難である。障害福祉分野の賃金の低さが、人材不足の大きな課題である。さいたま市独自で、公務員や民間企業との賃金格差をなくす制度の創設をすべきではないかと。自治体から国への処遇改善や報酬の見直しなどの必要性について意見を上げるなどの対策も必要と考える。	第2章	2501	73	4
33	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	「高次脳機能障害」を「高次脳機能障害・若年性認知症」に改め、「高次脳機能障害・若年性認知症に関する職員研修の実施」とし、高次脳機能障害だけでなく、若年性認知症についても、職員研修を実施する計画にしてください。そして、担当課は、障害者更生相談センターだけでなく、介護保険担当課も加えてください。	第2章	2505	75	1
34	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	埼玉点字図書館には視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成した実績がある。事業に埼玉点字図書館も記載し、(主管課として障害福祉課を併記)・周知することが、点字図書館運営費補助金交付の効果を最大化させ、ひいては視覚障害者等への多様な情報提供に資するものと考え。	第2章	2509	76	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
35	保健福祉の専門的人材の養成・確保	どんなことを機能充実とするのかということも明記された方がよいと思います。	第2章	2510	76	1
36	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	以下の通り、修正してください。 「また、市からのお知らせや行政サービス、行政手続き、イベントなどの情報提供及び利用に当たっては、アクセシビリティを確保したホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。」	第2章	3100	78	1
37	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	以下の新規事業を追記してください。 「障害者が情報取得等に利用する機器の利用方法を習得できるようにするため、講習会の実施、相談への対応、支援者の育成、派遣等必要な施策を講じます。」	第2章	3100	78	2
38	障害者等に配慮した情報提供	以下の修正が必要と考えます。 事業内容後半の「ホームページにおける情報提供に当たっては・・・」の対象が市の公式ホームページのみならず、市が管理するすべての公的機関（公共施設、議会、選挙管理委員会等）であることを明記する。	第2章	3101	78	1
39	障害者等に配慮した情報提供	以下の通り修正してください。 「また、障害特性に配慮したホームページ及び媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。さらに、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格JIS X 8341-3等）に準拠して、ホームページの作成・公開を行います。」	第2章	3101	78	2
40	障害者等に配慮した情報提供	以下の修正が必要と考えます。 「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を毎年実施し、①で示した全ホームページを対象とした「JIS X 8341-3:2016」の準拠率を成果指標として取り入れる。	第2章	3101	78	3
41	障害者等に配慮した情報提供	さいたま市の障害者福祉ガイド」のPDF版、点字や音声読み上げ版の存在について、障害者本人や支援者に窓口その他で周知されていないため、知らない視覚障害者が大半です。	第2章	3101	78	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
42	障害者等に配慮した情報提供	以下の通り修正して欲しいです。 「障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布やホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。また、キーワード検索等で必要な情報が探せるように、視覚障害に配慮したアクセシビリティを確保したサイトや媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。」	第2章	3101	78	2
43	視覚障害者への情報提供の充実	次の内容を追記してください。 「障害者が情報取得等に利用する機器の利用方法を習得できるようにするため、講習会の実施、相談への対応、支援者の育成、派遣等必要な施策を講じます。」	第2章	3103	79	1
44	視覚障害者への情報提供の充実	点字図書館の利用実績と読書バリアフリー法の趣旨に則した取り組みについて、具体的に記載されることが、政令市移行時からのさいたま市交付の点字図書館運営費補助金の効果を拡大させ、市民の理解を深めることとなると考える。 記載案 「点字図書館には(運営費補助金の交付を通じ)、蓄積された技能やボランティアを活用し、アクセシブルな書籍の作製・提供を充実させる。 また、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報提供を行い、読書困難者の読書を支援する拡大読書機などの補助具、ディスプレイヤー等の機器について、利用体験・習得の機会を提供する。さらにサピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する情報提供及び習得支援の充実を図る。」	第2章	3103	79	1
45	障害者の就労支援	以下を追記してください。 「採用後に障害者となった人について、国や県等の適切な機関につなぎ、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を行います。」	第2章	3200	81	3
46	障害者優先調達の推進	調達件数が令和4年度の実績よりも令和6年度以降の調達件数が低くなっているのは何故か。260件以上に設定できるというのではないか。	第2章	3203	82	1
47	アクセシビリティに配慮した空間の整備	「日本産業規格等の主旨を踏まえ、」から「日本産業規格等に準拠し、」という表現に修正してください。	第2章	3300	84	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
48	市立施設の使用料減免	市民会館等が民間施設と共同ビル化が進んでいるが地下駐車場の障害者の無料がなくなっており、社会参加しにくい傾向が出ている。	第2章	3504	88	1
49	外出や移動の支援	「障害者の利用に係る公の施設の減免に関する条例」に同程度という文面を加え、難病患者の外出や移動の支援を広げてほしい。	第2章	3504 (3400)	88 (86)	1
50	-	子どもの高次脳機能障害に対する支援体制の充実について、さいたま市の施策を記してください。	第3章	-	95~	1
51	-	失語症者向け意思疎通支援者の派遣について次期さいたま市障害者総合支援計画に位置付けて事業化を図ること、そして、さいたま市の実態に即した失語症者支援の体制を整備していくことを、計画に記して下さい。	第3章	-	126	1
52	-	1年以上精神病院に入院している精神障害のある人の人数は推計値ではなく、レセプトや生活保護受給者で入院中の人を調べるべきである。国連の障害者権利委員会からの勧告では、入院中の1人1人の状況を調査すべきとある。こうした調査の実施を計画に書き込む必要があり、その実態から退院後の地域生活に必要な支援を明確にすべきである。	第3章	-	96	2
53	-	入院中の精神障害者の目標値について埼玉県の数からさいたま市の分を算出する予定になっていますが、さいたま市で各病院に調査をしているので、計算式によると〇人、実態は〇人とするなど、把握している数値を具体的に明記することを希望します。	第3章	-	96	1
54	-	グループホームの事業者が多様化している。虐待等が発生しないためにも、支援の質を担保できるよう、新規立ち上げの事業者等に対し、事業開始前に研修等を行うなどの取り組みができるといいのではないかと。また、地域住民に対し理解が深まる取り組みについて、例示すべきである。	第3章	-	113	1
55	-	ノーマライゼーション条例のさいたま市として、「ダウン症とは何か」を示すべきではないでしょうか？	その他	-	-	1
56	-	知的障害を抱えるケースが少ないダウン症のある子供たちのためにも、知的障害者の支援について計画されている箇所には、「ダウン症」の文言を追記していただきたく思います。	その他	-	-	1

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	該当する章	コード	該当する 素案の ページ	件数
----------	-----------	--------	-------	-----	--------------------	----

■ 集計結果

意見 提出者	数	18名
意見 項目	数	56件
修正 項目	数	件

令和4年度 障害者支援地域協議会活動報告

優先度	テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
1	児童期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と教育(特に普通級・特別支援学級)の連携・情報共有が難く、児童に対する一貫した支援に繋がりが薄い。必要な支援情報が、双方の現場で共有されにくい。 ・小児医療・保健機関・幼保・教育などの関係機関において、障害児相談支援・児童発達支援の主旨や役割が十分に理解されていない。見立てがままに診断書が書かれ、児発を勧められたり、相談支援事業所に繋がってくる。 ・親の孤立、親自身が生きにくさを抱えている、共働き世帯の増加などの背景から、家族との連携が難しいことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を通じ、障害福祉における現状の取り組みの周知を図り、市内(区内)教育機関との連携強化を図る。 ・健診・発達診断・リハビリ・療育・就学に向かう流れ、関係機関の役割や連携について、意見交換しながら整理する。 ・市で児童発達支援の制度や相談支援についての説明用の動画を作成し、関係各課より周知を図ってもらう。 ・うるおいファイルの積極的な活用。 ・子どもの安心と健全な発達を支える機関との視点・ネットワークの強化(学校・児相・支援課児童係・子ども家庭総合拠点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議への教育機関への参加呼びかけ ・区内小中学校を訪問し、区内における取組の説明と、参加の声掛けの実施 ・児童支援機関を対象とした交流会・実践報告会・学習会・事例検討会等を開催し、顔の見える体制づくりと連携を深める機会を創出 ・家族のニーズ、実態把握/学校(教育)の実態把握(特別支援学級・SSWへのアンケート・ヒアリング調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども部会での検討を希望する。 ・学校と障害児福祉サービス事業所等の管轄部署が異なり、相互理解を図るためにはさいたま市としての働きかけが効果的であるため。 ・診断や見立てのもと、適切な療育に繋がられるような仕組みが必要であり、相談する保護者がどこから相談しても、正しい情報に行きつくよう関係機関が協力出来たら良いと思うため。
2	家族依存8050問題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の介護者が、障害のある子の暮らしを全面的に支えている。 ・家族・本人ともに機能低下があっても、親が「自分たちが面倒を見る」と抱え込んでいる実態がある。 ・暮らしを支える社会資源(GHやヘルパー)が不足していることも、家族が抱え込まず得ない一つの要因。 	<ul style="list-style-type: none"> 【実態調査の実施】 ・介護者に必要な支援について検討するため、区内の家族同居世帯の実態を把握するための調査やヒアリングを行う。対象は居宅介護事業所等の現場職員と、障害のある人の支援者とする。調査の結果から、必要とされる支援について洗い出しを行う。 ・短期で取り組む課題として、家族のみが介護をしている世帯の把握と、必要な支援体制の検討。特にハイリスク(高齢の家族との同居、単親、無支援状態の世帯の把握)を早急に取り組む。実態把握のために、高齢分野等との連携を強化する。 ・中長期の取り組む課題として、本人と家族に向けて、様々な暮らし方の選択肢が増えるよう、見学や体験、学習交流の機会を作り出していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 【実態調査の実施】・訪問型事業所(介護保険/障害福祉サービス)を対象に介護者の抱える課題等についてweb調査を、介護者を対象にヒアリングを実施。 ・区内通所事業所にアンケート調査を実施。過去5年間に退所した40歳以上の利用者の状況についての実態把握。 ・事業所・家族を対象にヒアリング調査を実施。退所した利用者の状況、40歳以上の障害者と高齢家族の生活実態、困りごとの把握。 【働きかけ】・調査対象者を対象とした報告及び研修を実施予定。 ・ハイリスク世帯の把握と必要な支援の想定と働きかけ。高齢分野との連携・意見交換。 ・本人・家族向けに、ホームの情報や様々な暮らしの選択を考える機会を創出(見学会や体験交流会など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の議論、検討が始まっているが、区内の社会資源がない(不足している)問題について、市全体で検討が必要だと考える(ネットワークと連携で対応しきれない切実な実態も踏まえ)。 ・家族(介護者)支援に対する具体的な施策について介護者も含めた議論が必要。また、介護者が抱えている課題については、解決が困難だとしても受け止める機会や場所があることで介護者の負担が軽減する。介護者とともに企画する各相談窓口業務を担う機関を対象として、研修を実施することを検討できると良い。
3	ニーズと福祉サービスの不一致	<ul style="list-style-type: none"> 【専門性・人材不足・人手不足】 ・子どもの発達理解や、支援経験のある人材が不足している。 ・ヘルパー、世話人、支援員等の人材が不足している。ヘルパーの高齢化や、医療的ケアに対応しているヘルパーが少ないことが課題。 ・重度障害・強度行動障害・医療的ケアなど、専門的な援助技術を要する人を受け入れてくても、人員配置・送迎・B型利用者の重度化の問題などがあり受け入れが難しい。 【移動支援・通院等助助】 ・必要な方が移動支援を利用してきていない。身体上下肢1級までの制限、移動先の制限、通学通所はバス停までの制限など。 ・身体介護を伴わないだと、受け手が少ない。他市のような早朝・夜間の加算がなく、朝夕の時間のヘルパーの確保もより難しい。 ・通院等助助の院内助助の要件が厳しく認められず、利用者の自費や事業所の持ち出しとなっていることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【専門性・人材不足・人手不足】 ・人材が確保できない背景、課題を共有した上で、介護人材の確保への取り組みを検討する。 ・支援に専門的な知識や技術を要する方に対し、十分な支援をするための体制整備についての検討や、事業所に対する実態把握の調査が必要。 ・求人システムのマッチングの仕組みづくりや、求職者が活用できるような事業所のホームページ・冊子の作成。 ・障害理解や意思決定支援など、専門的な技術を得るための研修実施。 【移動支援・通院等助助】 ・移動支援及び通院等助助利用のニーズ調査、実態調査が必要。 ・その上で、必要な人が必要な支援を受けられるよう、要綱や要件、運用、加算の見直し等の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 【専門性・人材不足・人手不足】 ・各区・各部会においてネットワークを深め、互いに相談し合える、働きやすい地域づくりに向け取り組んでいる。 【移動支援・通院等助助】 ・「交流会」を企画・運営し、求人情報の掲示など人員確保の課題も含め取り組んでいる。 【移動支援・通院等助助】 ・可能な限りニーズに沿ったコーディネートが出来るよう調整を図るが、制度の障壁のため上手く行かない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【専門性・人材不足・人手不足】 ・介護人材の不足は、急速に人口に占める高齢者の割合が進む現状において、少しでも対策を進めるべき緊急の課題と考えるため。 ・関心を持ってもらえるような情報発信が有効と思われるため。 ・ヘルパーに関する研修の機会が、他事業に比べても極めて少ないため。 【移動支援・通院等助助】 ・制度と利用者のニーズ・生活実態に乖離があり、さいたま市全体の課題として捉える必要がある。
4	医療的ケア児者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 【医療的ケアを常時要する方の支援の不足～Nさんの事例から～】 Nさんのような30分おきに連続のケア(排痰のためのマッサージ、喀痰吸引、用排尿など)が欠かせず、24時間、ケアを休むことができない方がいることを知ってほしい。高度なケアが常時、絶え間なく必要で、居宅介護の制度では、必要なケアが十分に受けられない。また、ケアの専門性が高く、医療的ケアに対応するヘルパー等関わる人、事業所がほとんど見つけられない。短期入所や病院では、在宅で行っているケアができない状況がある。まずは、Nさんを知ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会や子ども部会、相談支援部会ではまずNさんのような存在がいてくれることを共有する機会をもつ。他の区からも事例をあげていただき、課題を共有することができたらと思う。 ・マンツーマンでのケアが常時必要で、医療型短期入所の利用はおろか、病院で安心して治療を受けることもできない人がおり、在宅でヘルパーや医療的ケアを受ける必要がある人がいることを共有した上で、対策を考える。 ・市民や関係機関に対して医療的ケア児への理解・啓蒙への取り組みをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Nさんの支援には長年関わっているが、具体的なサービスが増えていないのが実情。今年度、中央区基幹センターにも会議に同席いただき、助言をいただきたい。医療ケア児については、直接関わっている事業所が少ない。Nさんの映画は広く声をかけ、多数の方が参加して下さったが、今後もNさん当事者の声をできるだけ、皆さんに伝えていきたい。 ・居宅さぽりと部会で共有したこともあるが、区内では喀痰吸引に対応している事業所がほとんどないのが実情。 ・令和3年度に岩槻では災害ミーティングを実施し、災害時の医療的ケアのある人の電源確保の問題について報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Nさんについては、在宅でケアを受けることで命を守っている状況。高度なケアを行っているヘルパーが入院時にも入れるようにすることなど早急に検討が必要。 ・医療的ケア児や重症心身障害児者については、社会資源が極めて不足していることは全区の共通課題であると思うため。また総じて、このような状況が地域において十分に共有されていないため。
4	ライフステージの変化に応じた円滑な移行	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージの変化に当たり、本人の障害特性や生活実態に沿った円滑な移行が難しい。 通所後の夕方の支援がなく、卒後に親がフルタイムで働けなくなるなどの逆行や、送迎・長時間預かり優先での日中活動の選択などが起こっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望や意思よりも、社会資源側の実情が優先される現状の解消が必要。 ・ライフステージごとの生活状況を知る機会の創出、啓蒙も必要。 ・現状と課題を把握するための調査を行い、解決に向けた検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の企画・運営、障害のある人・保護者を対象に、障害特性や生活実態にマッチした、日中活動やGHとの「出会いの機会」を創出している。 ・進路選択、家族状況の変化、親の高齢化、本人の重度化などによるライフステージごとの生活のイメージ作りを支援するため、まずは支援者間で実態を共有できる横の繋がりを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージの変化に当たる課題を市全体の課題として捉え、交流会など、障害者向けの情報発信や交流活動に、さいたま市からの協力や協働が得られると良い。
4	相談支援セルフプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の受入れが飽和状態。必要な人が、必要な相談支援を受けられなくなっている。 ・特に児童のセルフプランが増加しており、喫緊の課題。低年齢から複数の事業所を利用し子どもの混乱や疲れが見られるなど、保護者の意向のままに支給決定されている実態がある。 ・相談支援専門員の不足が深刻な状況。財政面で安定した運営が出来ないため、相談支援事業所の新規参入も少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児計画相談の年齢区分(0～6歳未満、6～18歳以下)の実施状況を把握し、セルフプランを軽減する方策を検討。 ・年々増加する相談者に対し、必要な相談支援専門員を配置できる体制づくりの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援連絡会を活用し、相談支援事業所・支援課・支援センター間で各事業所の受入れ状況を含めた情報交換を行う。 ・特定事業所へのバックアップに努めつつ、協働型の実施も模索し、運営面でも改善するようなことを一緒に考えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会での検討を希望する。 ・相談支援専門員・相談支援事業所の不足は、個人や事業所単位で取り組めることに限りがある。 ・さいたま市全体の課題として課題意識と議論が必要。

人材問題に係る取組みについて

資料4-2

《令和4年度 障害者支援地域協議会活動報告（抜粋）》

テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
ニーズと福祉サービスの不一致	<p>【専門性・人材不足・人手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達理解や、支援経験のある人材が不足している。 ・ヘルパー、世話人、支援員等の人材が不足している。ヘルパーの高齢化や、医療的ケアに対応しているヘルパーが少ないことが課題。 ・重度障害・強度行動障害・医療的ケアなど、専門的な援助技術を要する人を受け入れたくても、人員配置・送迎・B型利用者の重度化の問題などがあり受け入れが難しい。 	<p>【専門性・人材不足・人手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材が確保できない背景、課題を共有した上で、介護人材の確保への取り組みを検討する。 ・支援に専門的な知識や技術を要する方に対し、十分な支援をするための体制整備についての検討や、事業所に対する実態把握の調査が必要。 ・求人システムのマッチングの仕組みづくりや、求職者が活用できるような事業所のホームページ・冊子の作成。 ・障害理解や意思決定支援など、専門的な技術を得るための研修実施。 	<p>【専門性・人材不足・人手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区・各部会においてネットワークを深め、互いに相談し合える、働きやすい地域づくりに向け取り組んでいる。 ・「交流会」を企画・運営し、求人情報の掲示など人員確保の課題も含め取り組んでいる。 	<p>【専門性・人材不足・人手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の不足は、急速に人口に占める高齢者の割合が進む現状において、少しでも対策を進めるべき緊急の課題と考えるため。 ・関心を持ってもらえるような情報発信が有効と思われるため。 ・ヘルパーに関する研修の機会が、他事業に比べても極めて少ないため。

《人材問題に係る情報交換会》

令和5年9月1日 情報交換会開催に向けた事前打合せを実施

令和5年11月13日 第1回人材問題に係る情報交換会を開催
 メンバー：地域自立支援協議会委員から5名
 地域自立支援協議会専門部会委員から2名
 障害者施設連絡会から3名

◆令和 5 年度精神保健福祉部会について◆

【今年度の取り組み】

- ・アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し、年 2 区ずつ支援区を拡大→8 区に拡大予定
- ・困難事例に対する技術支援の一環として事業を導入する
- ・民間支援機関（医療機関・訪問看護ステーション・障害者生活支援センター）との協働のシステムの維持
- ・地区ごとの特性を踏まえた継続可能な支援体制の整備

◆第 1 回 精神保健福祉部会（ R5.7.18 ）

○さいたま市地域自立支援協議会・専門部会の概要について○障害者支援地域協議会について

- ・精神障害者の家族支援に関わる課題でもある「8050 問題」のテーマについて意見交換。
- ・地域協議会の実施状況について委員から情報共有。

○精神保健福祉法の改正について

- ・令和 5 年 4 月 1 日及び令和 6 年 4 月 1 日に改正施行される精神保健福祉法の変更部分に関して保健衛生総務課から報告。

○精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修について

- ・令和 5 年 5 月 29 日、6 月 5 日の 2 日間にわたって実施された「精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施結果に関してこころの健康センターから報告。

○地域移行・地域定着支援連絡会議について

- ・令和 5 年 6 月 30 日に実施した令和 5 年度第 1 回地域移行・地域定着支援連絡会議の実施結果を報告。

◆令和 5 年度障害者虐待防止部会について◆**【今年度の取組】**

- ・さいたま市障害者虐待統計から傾向を分析し、虐待防止に係る今後の取組みについての検討を進める。
- ・今後の障害者虐待対応の参考となるよう、引き続き「判断や対応が困難であった虐待事例」等の事例検証を実施する。

◆第 1 回 障害者虐待防止部会 (R5.7.27)**○さいたま市地域自立支援協議会・専門部会の概要について****○令和 4 年度障害者虐待統計集計表について**

- ・養護者による虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待のそれぞれについて統計を確認し、意見交換。
- ・障害児通所支援事業所に対する虐待防止研修等の必要性について検討。

○検証した障害者虐待事例の活用方法について

- ・令和 4 年度第 2 回障害者虐待防止部会で検証した虐待事例をまとめ、事例集としての活用を検討。記載方法や内容の過不足等について意見交換。

○障害者支援地域協議会について (報告)

- ・「令和 4 年度障害者支援地域協議会からの活動報告」について報告。
-

◆令和 5 年度相談支援部会について◆

【今年度の取り組み】

- ・地域生活支援拠点事業ガイドラインの見直し
- ・北区に基幹相談支援センター及び地域協議会を設置

◆第 1 回 相談支援部会 (R5.8.18)

○さいたま市地域自立支援協議会・専門部会の概要について

○地域生活支援拠点等について

- ・地域生活支援拠点等の概要について、ガイドラインを用いて説明

○障害者支援地域協議会・令和 4 年度障害者支援地域協議会活動報告について

- ・北区に障害者地域協議会と基幹相談支援センターを設置したことについて報告
- ・「令和 4 年度障害者支援地域協議会からの活動報告」について報告

○相談支援専門員の不足について

- ・相談支援専門員の不足、相談支援事業所のひっ迫、セルフプラン率の増加等に関する意見交換を実施

◆令和5年度子ども部会について◆**【今年度の取り組み】**

- ・ 埼玉県医療的ケア児等支援センターとの連携を進める。
- ・ 障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築についての協議の場として活用する。

◆第1回 子ども部会 (R5.8.23)**○さいたま市地域自立支援協議会の概要・専門部会について****○医療的ケア児の支援について****(1) さいたま市の医療的ケア児支援体制について**

- ・ さいたま市の医療的ケア児の支援体制と、埼玉県医療的ケア児等支援センターとの連携の状況について事務局から報告。
- ・ 令和5年度中に開設予定の「さいたま市医療的ケア児保育支援センター」と「療育センターひなぎく」について、所管課から説明。

(2) 医療的ケア児受入れ実績のある事業所一覧について

- ・ 令和4年度に実施した医療的ケア児の受入れ状況調査の結果をもとに、医療的ケア児受入れ実績事業所一覧を作成したことについて事務局から報告。一覧は、令和5年10月に市内相談支援事業所と区役所支援課に提供。

○障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について

- ・ 障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について、事務局から概要を説明し、本市の移行調整の状況を所管課から報告、意見交換。

○その他 障害者支援地域協議会について

- ・ 障害者支援地域協議会の概要を事務局から説明。令和4年度に地域協議会連絡会からさいたま市地域自立支援協議会へ報告された地域課題のうち、「児童期の支援」「医療的ケア児者への支援」について報告、意見交換。